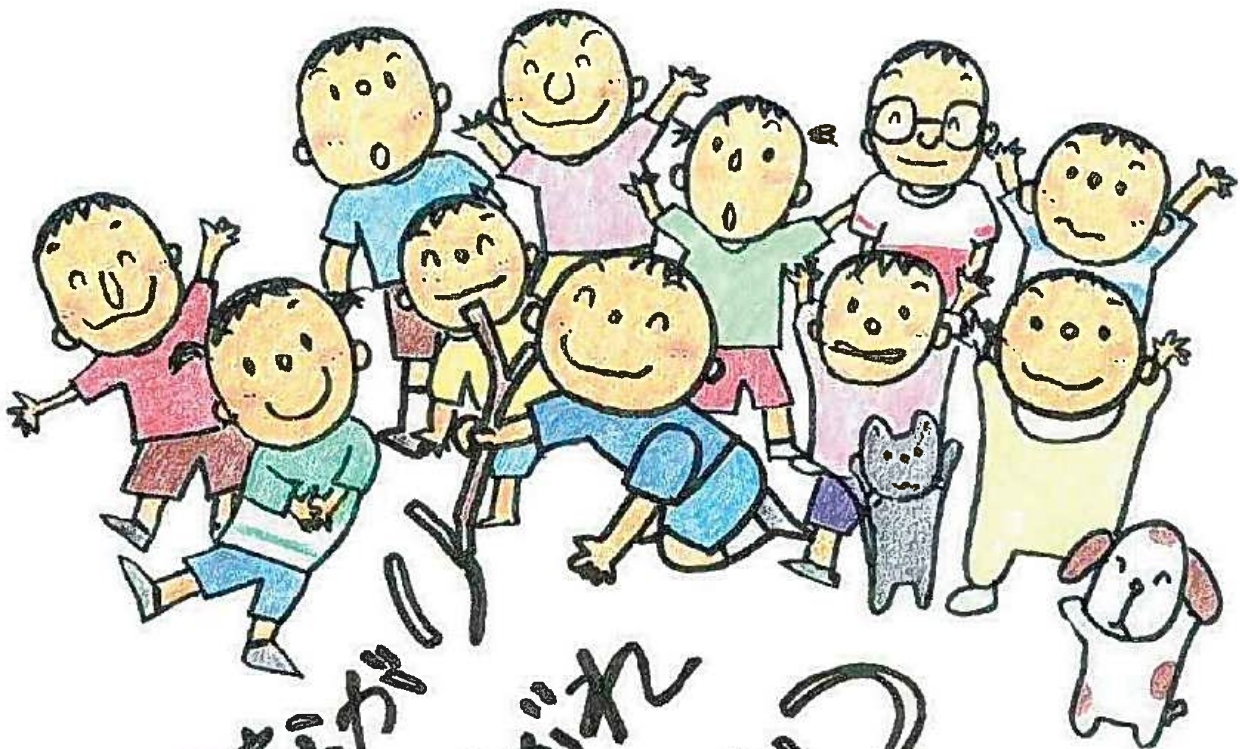


だい き
第7期

た か つ く
高津区

ち い き ふ く し け い か く
地域福祉計画

れいお ねんど れいお ねんど
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



つながり
ひろがれ
たか

かわさき し たか つ く
川崎市高津区

市民一人ひとりが共に支え合い
安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の
地域包括ケアシステムの構築をめざして～



本市は、全国平均に比べると、比較的市民の平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者(後期高齢者)となる令和7(2025)年には、高齢化率が21.3%に達し、本格的な超高齢社会が到来します。

同時に少子化も進行する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まですべての市民の皆さまが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざして、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

今回、策定いたしました「第7期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても、地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、行政をはじめ、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、住民、民間企業など、地域で活動されている皆様の御理解・御協力が必要と考えております。また、今後、令和7(2025)年以降を見据え、デジタル化などの社会の変化も視野に入れ、予防的な視点を重視した取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な工夫をしながら地域における「顔の見える関係づくり」を進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

川崎市長

福田 紀彦

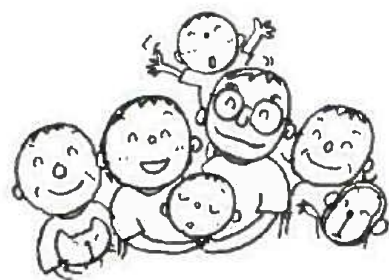
目次

| | |
|---|----|
| 序章 地域福祉計画とは | 1 |
| 1 高津区地域福祉計画とは | 2 |
| 2 ライフステージ(世代)に合わせた事業・取組 | 4 |
| 第1章 高津区はこんなまち | 7 |
| 1 高津区のプロフィール | 8 |
| 2 統計データから見る高津区の特徴 | 9 |
| (1)人口 | 9 |
| (2)子どもの状況 | 11 |
| (3)高齢者の状況 | 12 |
| (4)障害者の状況 | 13 |
| (5)生活保護の状況 | 13 |
| (6)地域福祉の状況 | 14 |
| 3 地区(地域ケア圏域)の概況 | 15 |
| (1)高津第一地区(宇奈根、久地、溝口) | 16 |
| (2)高津第二地区(梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘) | 18 |
| (3)高津第三地区(二子、諏訪、瀬田、北見方、下野毛) | 20 |
| (4)橘地区(明津、蟹ヶ谷、子母口、子母口富士見台、新作、末長、北野川、千年、千年新町、久末、東野川) | 22 |
| 4 各種調査から知る地域の声 | 24 |
| (1)令和2年度高津区区民生活に関わるニーズ調査結果 | 24 |
| (2)第6回川崎市地域福祉実態調査結果(高津区版) | 37 |
| (3)アンケート、ヒアリング調査から見える課題 | 43 |
| 第2章 高津区地域福祉計画 | 45 |
| 1 第6期計画の振り返り | 46 |
| 2 第7期計画策定への視点 | 48 |
| 3 高津区が進める地域福祉計画 | 49 |
| (1)基本理念・基本目標 | 49 |
| (2)計画の体系 | 50 |
| (3)具体的な取組一覧 | 51 |
| 4 第7期計画における重点項目 | 54 |
| 5 具体的な取組 | 55 |
| 6 川崎市高津区社会福祉協議会の取組 | 68 |
| 7 計画の推進体制・進行管理 | 70 |

| | |
|--|----|
| 第3章 川崎市地域福祉計画 | 71 |
| 1 計画の趣旨・期間 | 72 |
| (1)計画の趣旨 | 72 |
| (2)計画の期間 | 72 |
| 2 地域福祉計画と関連個別計画等の関連性 | 73 |
| 3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進 | 74 |
| (1)社会環境の変化 | 74 |
| (2)策定の背景 | 74 |
| (3)推進ビジョンの概要 | 75 |
| (4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ | 76 |
| 4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制 | 77 |
| (1)地域みまもり支援センターによる取組 | 77 |
| (2)取組の推進イメージ | 77 |
| 5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題 | 78 |
| 6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿 | 79 |
| (1)地域福祉とは | 79 |
| (2)地域福祉の対象者と担い手 | 80 |
| (3)令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿 | 80 |
| 7 第7期計画期間における施策の方向性 | 83 |
| (1)計画の基本理念・目標 | 83 |
| (2)地域福祉計画推進における圏域の考え方 | 85 |
| 8 第7期計画の実施状況の点検・見直し | 87 |
| 第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図 | 88 |
| 資料編 | 91 |
| 1 第7期高津区地域福祉計画策定の経過 | 92 |
| 2 高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱 | 94 |
| 3 高津区地域福祉計画推進会議委員名簿 | 95 |

序章

地域福祉計画とは



- 1 高津区地域福祉計画とは
- 2 ライフステージ(世代)に合わせた事業・取組

1 高津区地域福祉計画とは

川崎市では社会福祉法に基づき、川崎市地域福祉計画及び各区の特性に応じた区地域福祉計画を策定、計画の取組を推進しています。そして、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(→p.75)や高齢・障害・子ども・健康づくり等の関連計画(→p.73)とも連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築につなげています。

高津区は現在、年少人口割合、生産年齢人口割合ともに市の平均を上回っている若い区ですが、数年後には65歳以上の人口の割合が21%を超える超高齢社会が到来すると見込まれています。この超高齢社会の到来に伴う様々な課題に対応するには、これまでの制度の枠組みで言われている「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく必要があります。

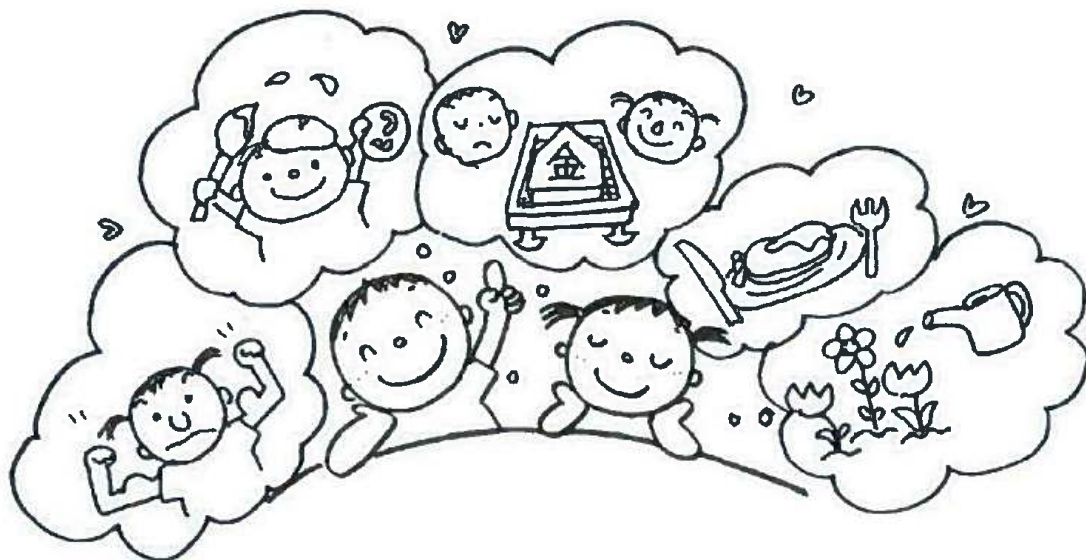
高津区地域福祉計画は、こうした地域や社会を創るための取組をまとめたものであり、地域の人々がお互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるような地域づくりをめざして、高津区に関わるすべての人が協力しながら進めていく計画になります。

「第7期高津区地域福祉計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間を計画期間とし、区民の意識や地域福祉活動に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響を受けとめつつ、区民向けの地域福祉実態調査の結果や、区内で活動している地域福祉活動グループ、町内会・自治会、民生委員児童委員、医療・介護・教育に関わる団体へのヒアリング等、多くの住民の声を参考にしながら作成しました。

計画は、以下のような構成になっています。

| | |
|----------|------------------------------|
| 「基本理念」 | 計画期間中、実現を目指す高津区の地域福祉の姿です。 |
| 「基本目標」 | 基本理念の実現を図るための基本となる目標です。 |
| 「基本方針」 | 基本目標の実現に向けた取組の方向性です。 |
| 「具体的な取組」 | 基本方針で示した内容を実行する、具体的な事業や取組です。 |

この「第7期高津区地域福祉計画」の冊子はこれまで以上に区民一人ひとりに親しみやすく、分かりやすいものとするをめざしました。まずは1ページめくってみて、ご自分がどの取組と関係しているのかをご覧ください。そして、「自分の住んでいる地域はこうなってほしい」という数年後、数十年後の高津区を思い浮かべながら、読み進めていただければと思います。



コラム「つながりひろがれ高津」

本冊子では市政だより高津区版に不定期掲載しているコラム「つながり ひろがれ 高津」をいくつかピックアップして紹介しています。地域での様々な取組や活動の様子をぜひご覧ください！
※掲載している情報は全て令和5(2023)年10月31日現在のものです。

2 ライフステージ(世代)に合わせた事業・取組

0歳

10歳

20歳

30歳

ライフステージ別取組

- 2. 食育講座の開催
- 34.子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」による情報発信
- 35.地域子育て支援事業の充実に向けた情報発信
- 38.乳幼児健康診査等における相談実施
- 39.乳幼児のための各種相談事業の実施
- 40.児童家庭相談の充実
- 41.保育所入所に関する相談支援
- 9. 高津区子どもフェア等
子どものための行事の開催
- 46.学習支援・居場所づくり事業
- 1. 若年代からの健康づくりの推進
- 3. 地域での各種出前講座の開催
- 6. 転入者に向けた子育て支援事業の提供
- 7. 保護者同士の交流の促進
- 8. 子育て支援講座の開催

全世代向け

- 12.障害者の社会参加に関する学習機会の取組
- 13.こころのバリアフリー事業の推進
- 43.障害者相談支援センターでの相談支援
- 44.一般精神保健相談の実施
- 72.精神保健福祉講座の開催

区民・地域活動を支える取組

- 18.子育てサロン、子育てグループ等への活動支援
- 19.子育てグループ育成事業・支援事業の実施
- 25.こんにちは赤ちゃん訪問員の養成と活動支援
- 26.すすく子育てボランティアの養成と活動支援
- 52.高津区要保護児童対策地域協議会を通じた取組の推進
- 64.幼稚園・保育園・小学校の連携の推進
- 62.学校と民生委員児童委員との連携への支援
- 63.学校との連携による健康づくりの推進
- 65.公立保育所を拠点とした連携の推進
- 66.保育所等地域連絡会の実施
- 67.地域の学校と連携した保育学生の育成
- 68.高津区子ども・子育てネットワーク
会議等の開催



全世代向け

- 14.行事の開催を通じた交流や情報発信
- 15.地域マネジメントの推進
- 16.町内会・自治会活動の活性化の支援
- 17.地域コミュニティ施策推進事業
- 24.市民活動支援ルームによる活動支援
- 32.地域活動の活性化に向けたソーシャルデザイン
センターの取組の推進

40歳 50歳 60歳 70歳 80歳 90歳~

- 4. 高津公園体操の推進
- 5. 介護予防活動の推進



- 11. シニア世代等を対象とした事業の開催
- 30. 認知症への理解を深めるための普及啓発
- 47. 認知症にやさしいまちづくりの推進
- 48. 見守りのネットワークの推進
- 49. 認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業の推進
- 50. ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進
- 51. 成年後見制度への対応の実施
- 60. 在宅医療の普及・啓発

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 53. 高齢者・障害者虐待相談支援の実施 | 10. 親子運動会の開催の支援 |
| 37. 感染症・食中毒予防及び衛生的な住環境確保の啓発 | |
| 45. 市民の衛生的な住環境の相談支援 | |
| 55. ペットの防災対策の推進 | |
| 56. 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施 | 54. 多文化共生の推進 |
| 57. 自主防災組織への支援 | 71. 多世代交流の推進 |

※番号・事業名は55ページ以降に掲載の「具体的な取組」と対応しています！

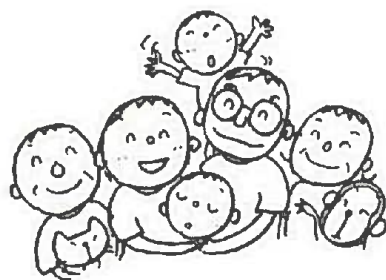


- 21. 地域の介護予防活動やミニデイ等への支援
- 22. 老人クラブ、友愛チームによる地域活動への支援
- 23. 介護者家族会への運営支援
- 42. 地域包括支援センターでの相談支援
- 59. 高津区在宅療養推進協議会との連携
- 70. 自助・互助の促進に向けた地域福祉活動の支援

- | | |
|---|---------------------------------|
| 20. 健康づくり活動グループへの支援 | 31. 公園等における愛護活動への支援 |
| 27. 健康づくりボランティアの養成と活動支援 | 29. 配食等ボランティアへの活動支援 |
| 28. 食生活改善推進員の養成と活動支援 | 33. 地区カルテ等を活用した地域ごとの情報の集約と見える化 |
| 69. 地域自立支援協議会の開催 | 36. 地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供 |
| 58. 要介護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化 | 61. 地域包括ケアシステム構築に向けたネットワーク会議の開催 |

第1章

高津区はこんなまち



- 1 高津区のプロフィール
- 2 統計データから見る高津区の特徴
- 3 地区(地域ケア圏域)の概況
- 4 各種調査から知る地域の声



■人口 231,234人 ■世帯数 118,474世帯
 ■面積 17.10 km² (令和5(2023)年9月1日現在)

高津区の木



高津区の花



1 高津区のプロフィール

- 高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地で形づくられ、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴となっています。
- 昭和 47(1972)年に川崎市が政令指定都市に移行した際、5つの行政区のひとつとして誕生し、昭和 57(1982)年の行政区の再編により宮前区が分区して現在の高津区となっています。
- 江戸時代に大山街道沿いの宿場町として賑わった二子地区や溝口地区では、多くの人々が交流し商業が栄えるとともに、歌人・岡本かの子、陶芸家・濱田庄司、画家／彫刻家・岡本太郎や詩人／童謡作家・小黒恵子など多くの芸術家を輩出しています。また、橋地区には、本市初の国史跡である橋樹官衙(たちばなかんが)遺跡群をはじめ、市内で唯一現存する前方後円墳を有する蟹ヶ谷古墳群など、古代かわさきの記憶を今に残す豊富な歴史的・文化的資源が存在しています。
- 市街地の発展は、昭和初期に玉川電気鉄道溝ノ口線(現・東急田園都市線)と南武鉄道(現・JR南武線)の開通を契機として始まり、戦後は、東京への通勤圏として住宅需要が増大したことに伴い、宅地・マンションの開発や溝口駅北口再開発等の都市基盤の整備が進められてきました。分区当時、146,793人(昭和 57(1982)年 7月 1日当時)だった人口は、231,234人(令和5(2023)年9月1日現在)となり、市内で3番目に多くなっています。将来人口推計では、令和 17(2035)年に人口のピーク(248,000人)を迎えることが予測されており、今後も人口増加が続く見込みとなっています。
- 自然や歴史・文化的特性に加え、高津区は市内でも製造業の事業所数が多く、川崎のものづくりを支える中小の加工組立企業をはじめ、研究開発型企業やベンチャー企業が数多く立地しています。

第1章 高津区はこんなまち

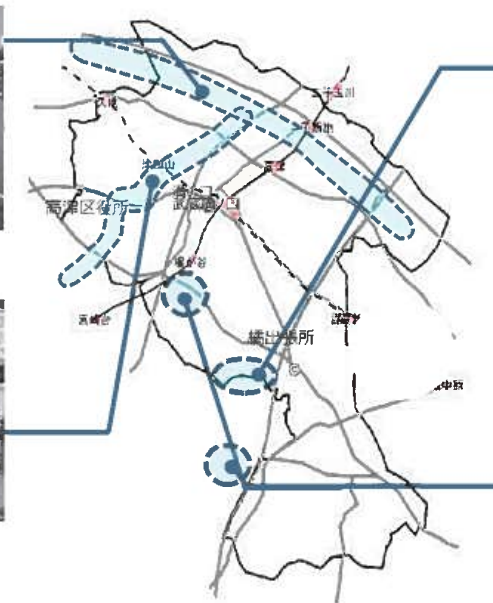
高津区的主要地域資源・魅力など



区民の憩いの場・多摩川



大山街道の歴史を再現した納太刀



市内初の国史跡 橋樹官衙遺跡群
(「橋樹郡衙跡」発掘風景)



橋地区に広がる「農のある風景」
(ステキに映え農フォトコンテスト「入賞作品」より)

2 統計データから見る高津区の特徴

(1)人口

①人口はわずかに増加、世帯数は増加傾向、1世帯あたりの人員は減少傾向

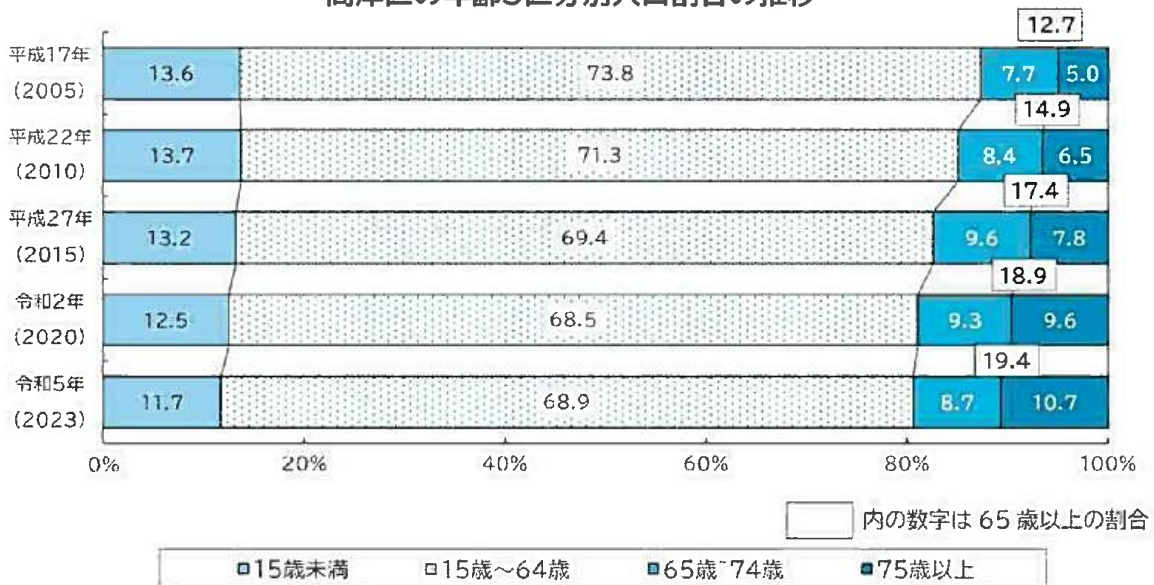
高津区の総人口と世帯数の推移



資料：川崎市統計情報「町丁別世帯数・人口」
(各年9月末日現在)

②年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向

高津区の年齢3区分別人口割合の推移



資料：川崎市統計情報「年齢3区分別人口の推移」
(各年10月1日現在)

③総人口は2035年に約24万8,000人でピーク

※端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

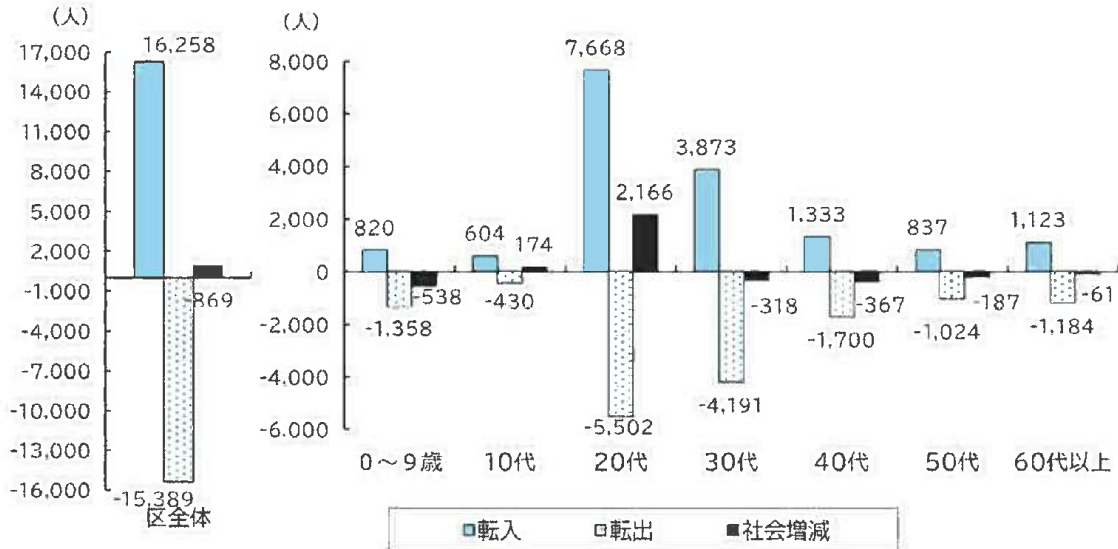
高津区内の年齢4区分別将来人口推計



資料:「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」
(各年10月1日現在)
令和4年2月 川崎市総務企画局

④20代、30代を中心に転出入が多い

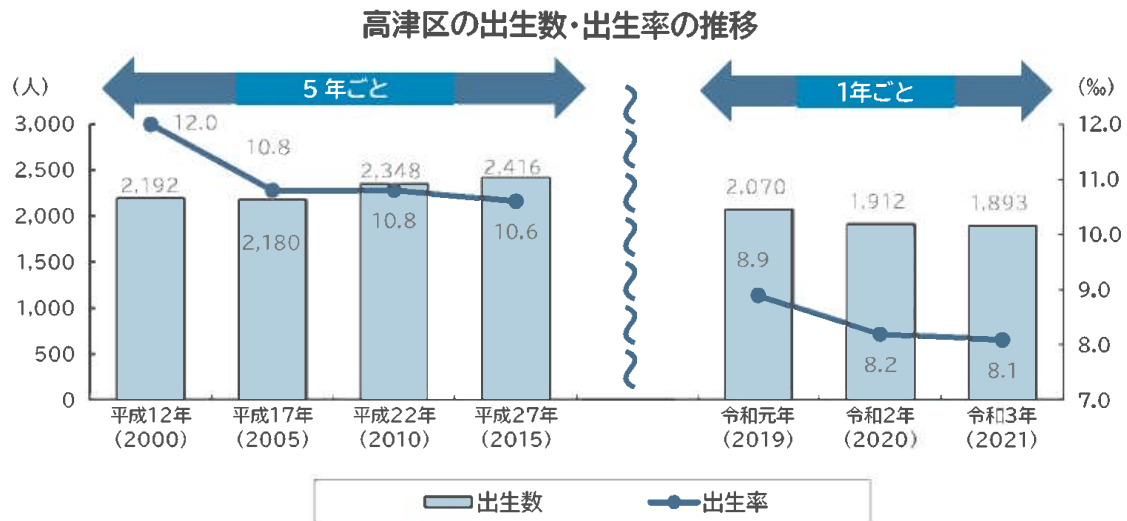
高津区内の転出入の状況



資料:川崎市統計情報「年齢5歳階級別移動人口」(令和4年10月～令和5年9月)

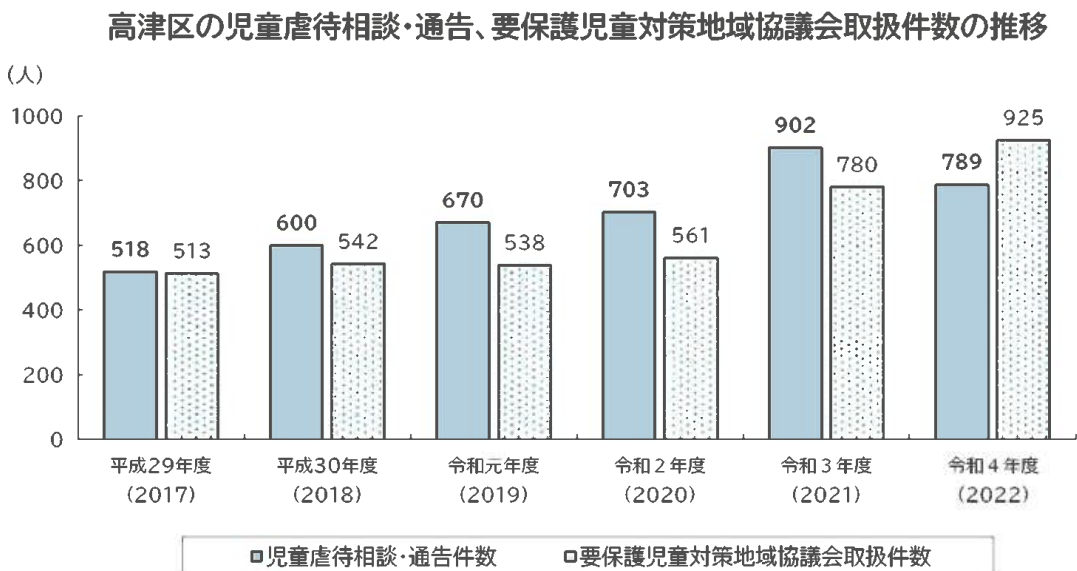
(2)子どもの状況

①出生数・出生率ともに減少傾向



資料：川崎市統計書(各年次)

②児童虐待相談・通告件数は増加傾向

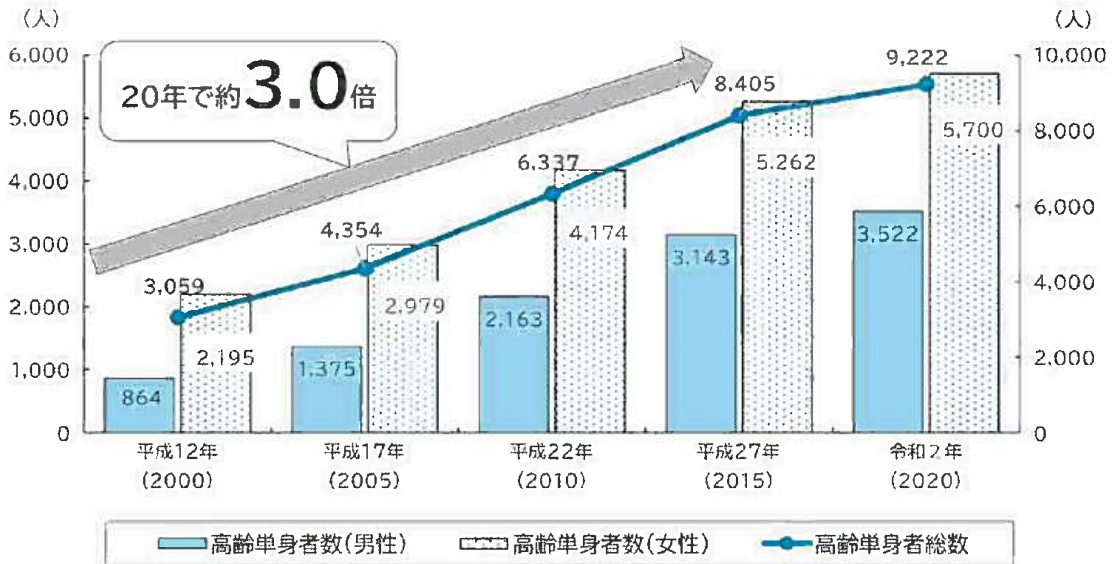


資料：こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例第21条に基づく年次報告書」

(3) 高齢者の状況

①ひとり暮らし高齢者は男女とも増加傾向

高津区のひとり暮らし高齢者数の推移

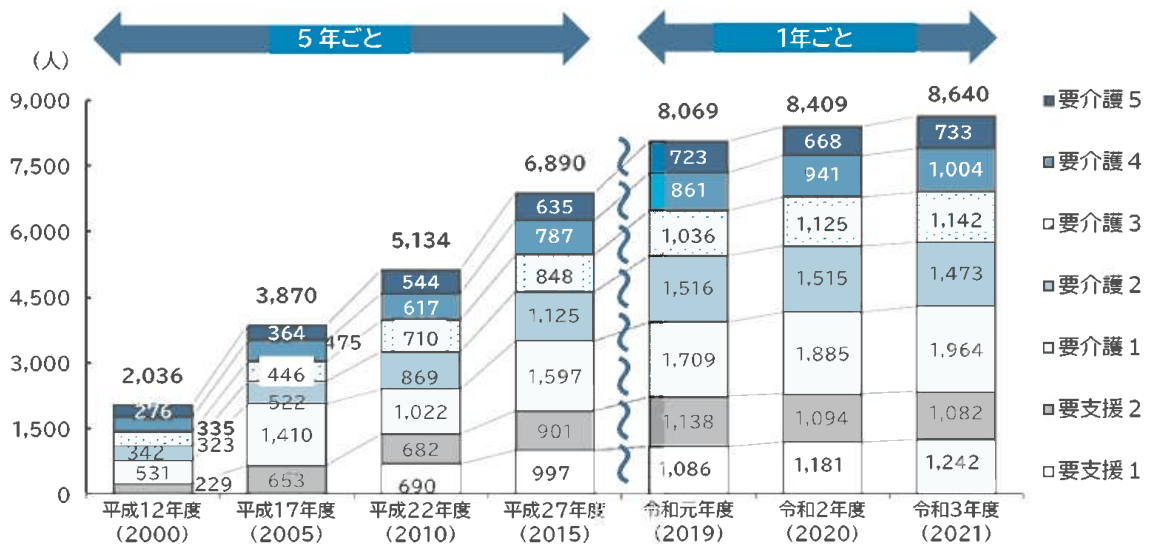


資料:国勢調査

②近年では特に要支援者、要介護1・2認定者が増加傾向

※第1号被保険者のみ

高津区の要介護・要支援認定者数の推移



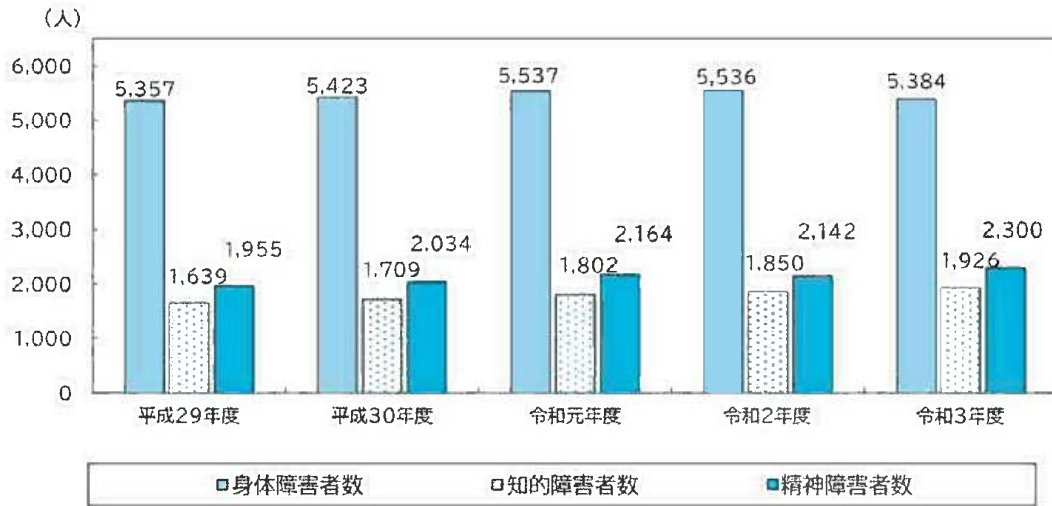
資料:川崎市統計書(各年度末現在)

(4) 障害者の状況

① 障害者数は身体障害者を除き増加傾向

※知的障害者は、判定のみを受けて療育手帳を所持していない者を含みます。

高津区の障害者数の推移

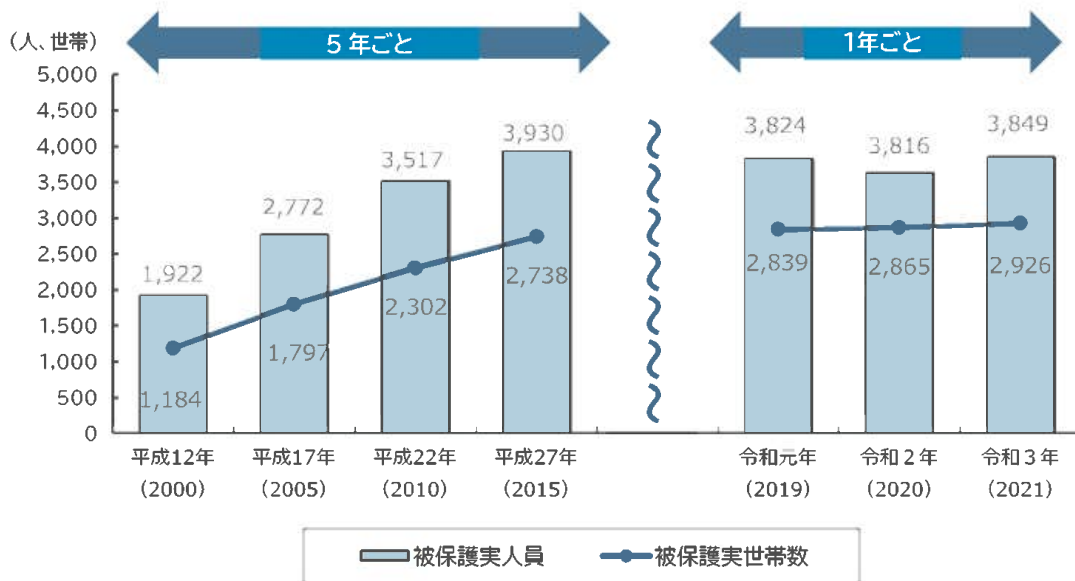


資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

(5) 生活保護の状況

① 生活保護受給者数は、近年ほぼ横ばい

高津区的生活保護の状況の推移

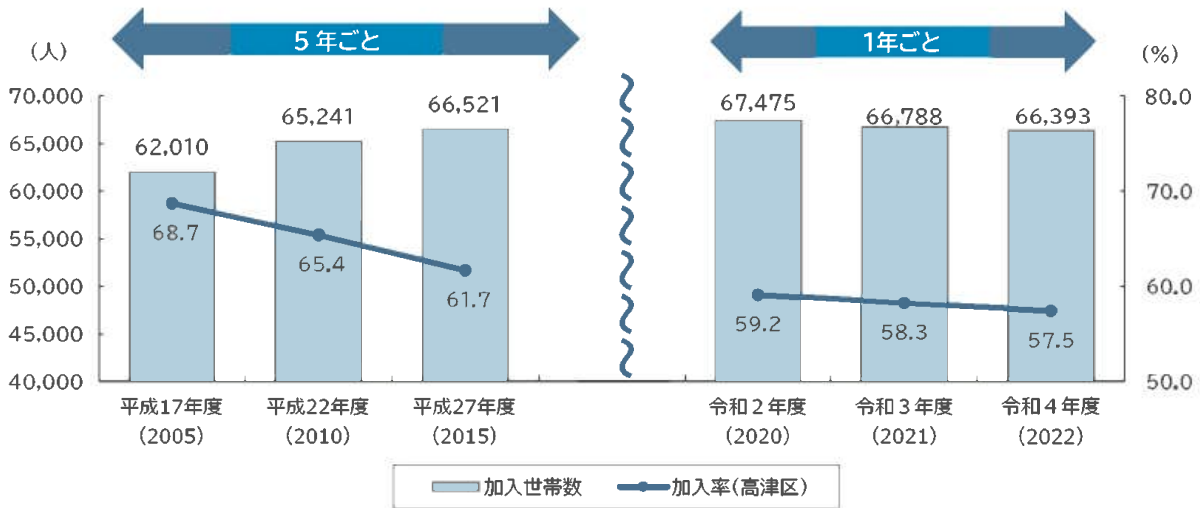


資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

(6) 地域福祉の状況

① 町内会・自治会の加入世帯数、加入率は低下傾向

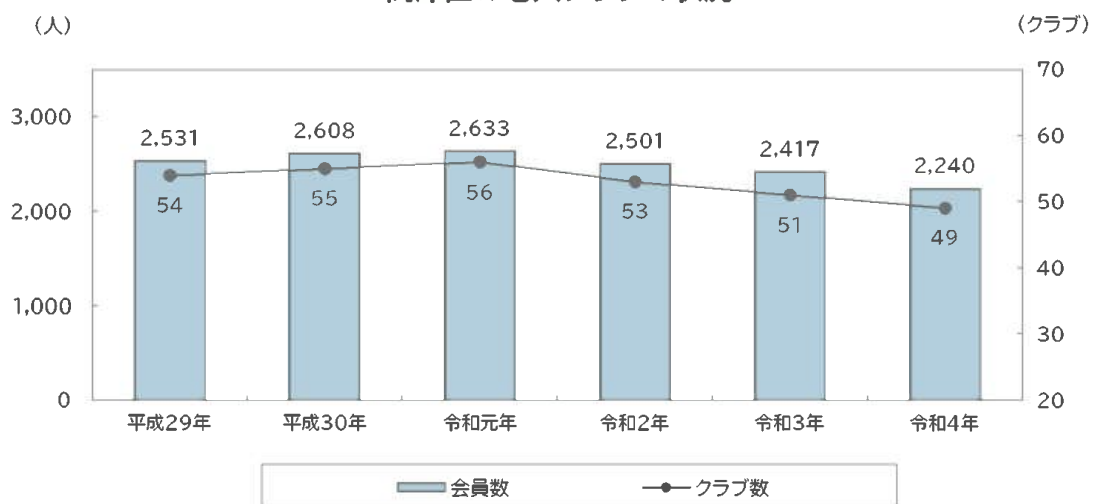
高津区の町内会・自治会加入状況の推移



資料:川崎市統計書「住民組織加入状況」
(各年度4月1日現在)

② 老人クラブは会員数・クラブ数共に減少傾向

高津区の老人クラブの状況

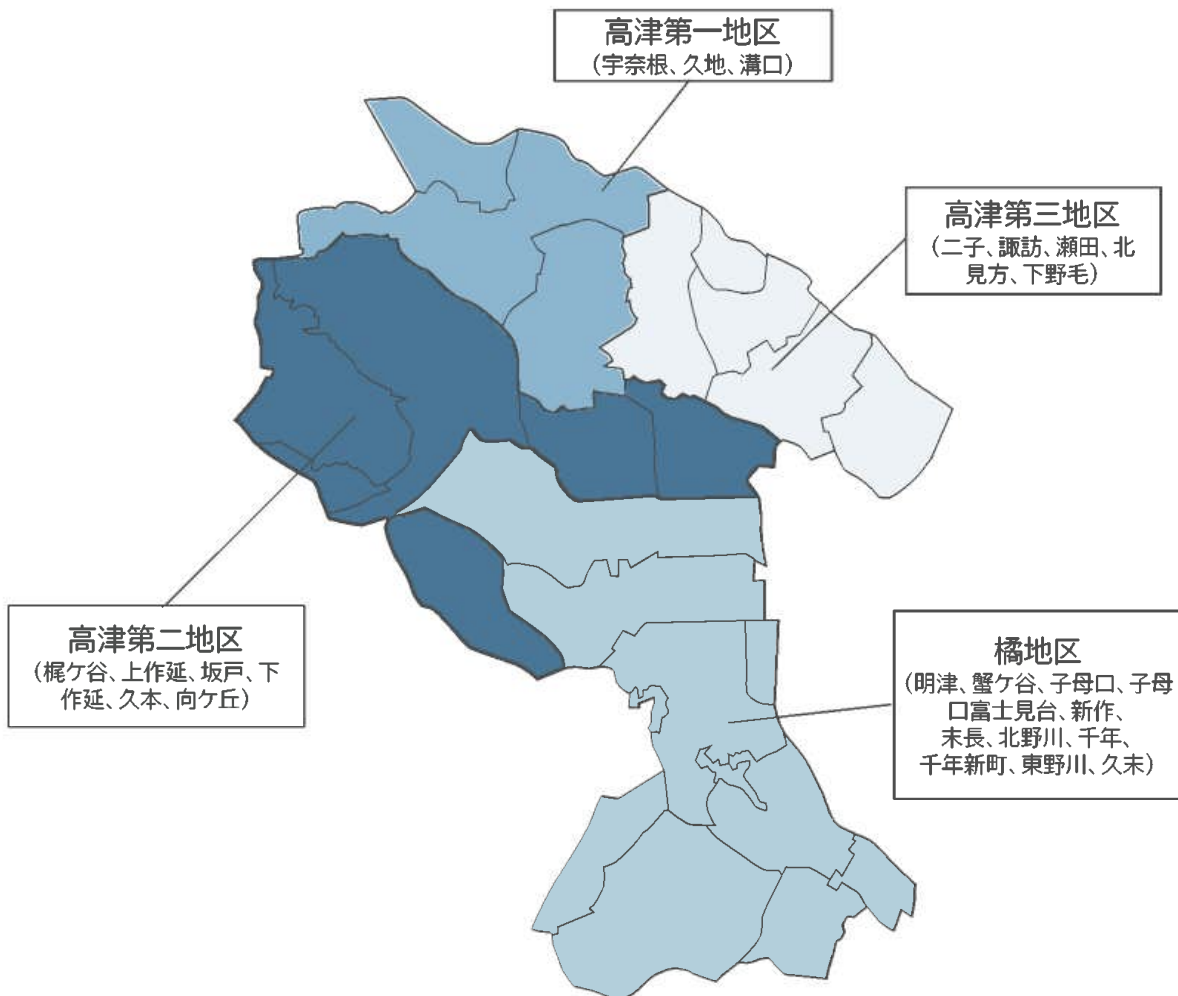


資料:川崎市統計書(各年度4月1日現在)

3 地区(地域ケア圏域)の概況

川崎市では、地域包括ケアシステム構築に向けて、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進するため、市内を44の圏域に分け「地域ケア圏域」を設定しました。高津区においては、この圏域は地区社会福祉協議会の区域と同じエリアになります。

ここでは高津区の「地域ケア圏域(4地区)」を地区別に紹介します。



地区カルテ

人口などの統計データや地域資源、地域活動等を地域ケア圏域の4地区ごとにまとめたものです。お住まいの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用できます。

各地区の情報については、ホームページ上の「高津区地区カルテ」をご覧ください。



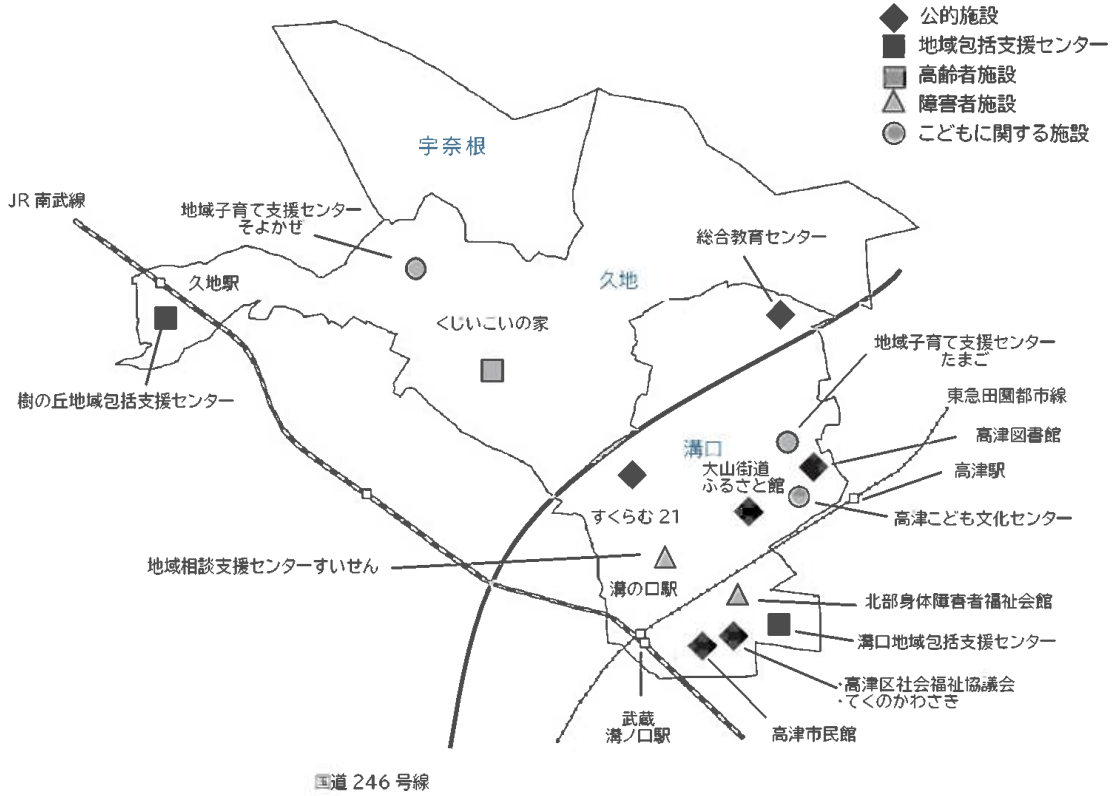
高津区地区カルテ

検索

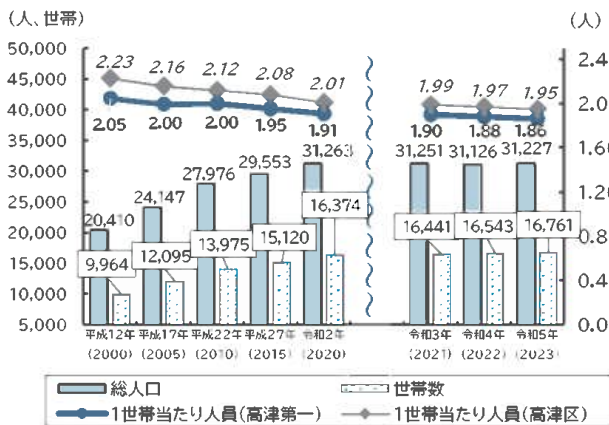
(1)高津第一地区(宇奈根、久地、溝口)

地区の概況

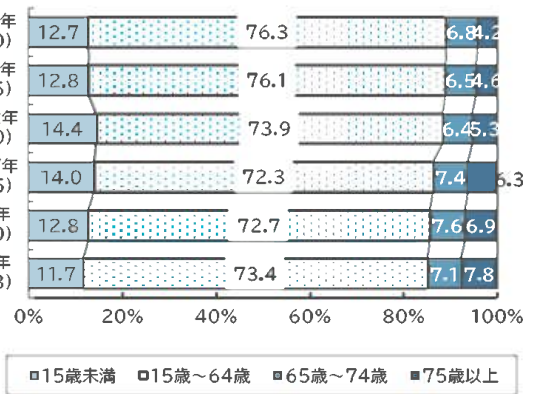
第1章 高津区はこんなまち



高津第一地区の総人口と世帯数の推移






年齢別人口割合の推移



※端数処理の関係で、合計値が100にならない場合があります。

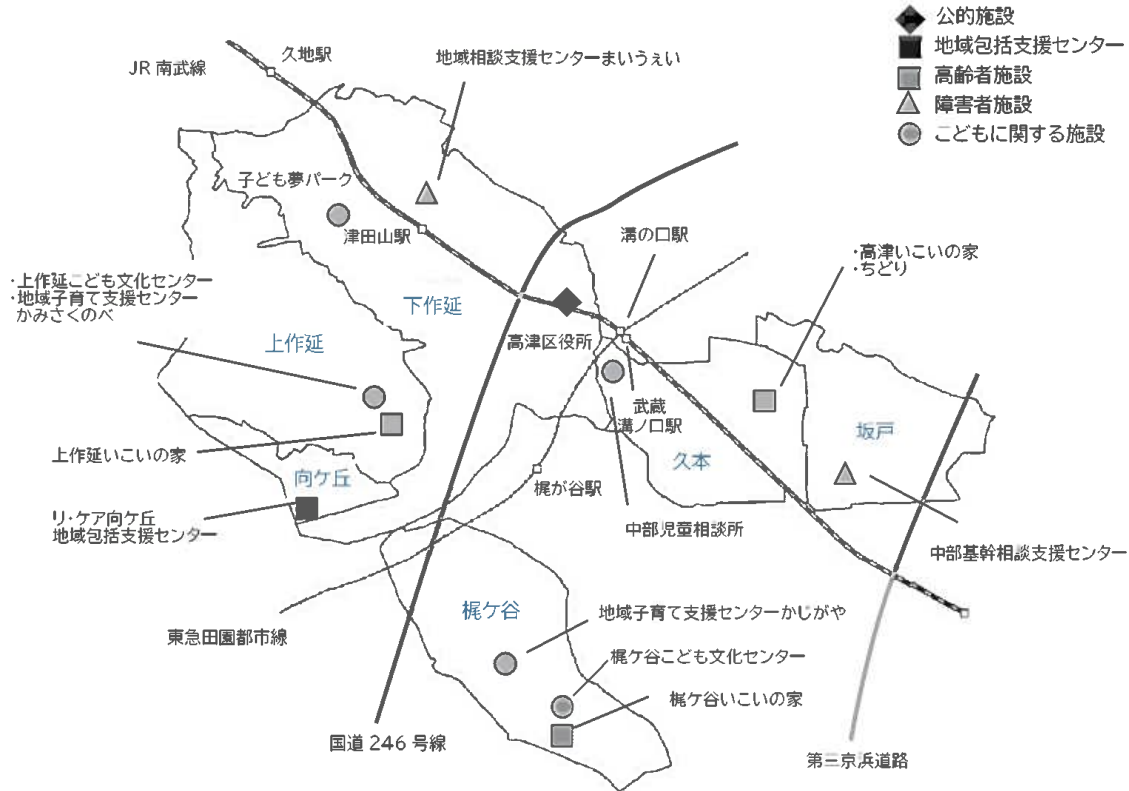
資料：川崎市統計情報「町丁別世帯数・人口」「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)

■ 地区の特色

| | |
|--|---|
| <p>地域環境</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・溝口地区は駅周辺に商業施設や医療機関が集まり、生活利便性が高い地域です。 ・久地、宇奈根には川崎のものづくりを支える中小製造業の工場が多くあります。 ・川崎市初の国登録有形文化財に登録された久地円筒分水や久地かすみ堤周辺は桜の季節にお花見も楽しむことができ、区民の憩いの場となっています。 ・久地一帯に広く存在していた梅林の一部が、現在は久地梅林公園となっています。 ・高津区の中では生産年齢人口の割合が最も高い地域です。 ・多摩川河川敷には多摩川緑地パークボール場(多摩川うなねパークゴルフコース)があり、誰でもパークボール(パークゴルフ)を楽しむことができます。 |
| <p>施設</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・高津市民館、高津図書館といった生涯学習、文化活動施設のほか、すくらむ21(男女共同参画センター)、てくのかわさき(生活文化会館)、大山街道ふるさと館等の公共施設があります。 ・こども文化センターや地域子育て支援センターもあり、地域の子ども、子育て世帯が集う場となっています。 ・身体障害者への相談業務、ボランティアの育成及び援助、地域福祉活動を進めるための行事・講習会等を実施する北部身体障害者福祉会館があります。障害者及び福祉関係者が実施する会議、研修会のための会議室の提供も行っています。 |
| <p>地域活動</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会で連携し、合同で防災訓練を行っているところがあります。 ・防犯パトロールや、高齢者の見守り活動を積極的に行っている町内会もあります。 ・地域の公園(溝口南公園、久地梅林公園等)で公園体操が活発に行われています。 |

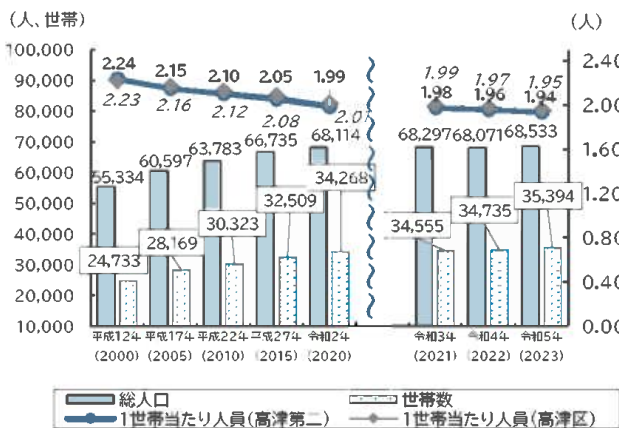
(2)高津第二地区(梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘)

■ 地区の概況

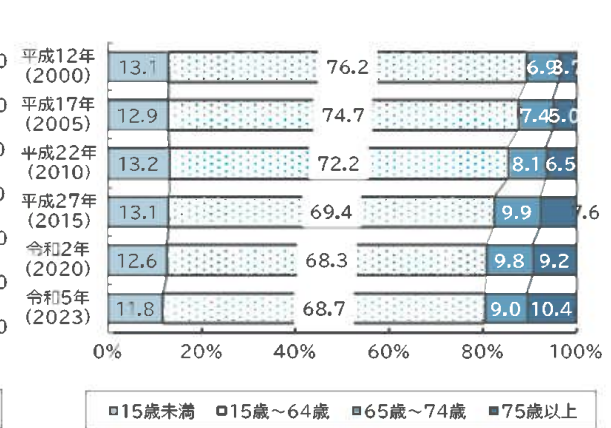


第1章 高津区はこんなまち

高津第二地区の総人口と世帯数の推移






年齢別人口割合の推移



※端数処理の関係で、合計値が100にならない場合があります。





資料:川崎市統計情報「町丁別世帯数・人口」「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)

■ 地区の特色

| | |
|--|---|
| <p>地域環境</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・下作延、久本地区はJR南武線や東急田園都市線の駅、上作延、向ヶ丘地区はバスの利用により、商業施設や医療機関へのアクセスもよい地域です。 ・古くからの戸建て住宅や大型マンションがある一方で、新築マンションの建築に伴う若年世代の転入もあり、生産年齢人口の割合はほぼ高津区の平均に近くなっています。 ・下作延の緑ヶ丘霊園の参道は区内最大の桜の名所としてお花見の時期には大勢の人で賑わいます。 ・梶ヶ谷第1公園は規模が大きく、地域の親子の遊び場、集える場となっているほか、朝のラジオ体操に多くの人が参加しています。 |
| <p>施設</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・上作延いこいの家、上作延こども文化センター、地域子育て支援センターかみさくのべが同建物内にあり、地域住民のいこいの場、活動拠点となっています。 ・「川崎市子どもの権利に関する条例」の具現化をめざしてつくられた、子ども夢パークがあります。 |
| <p>地域活動</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の公園(梶ヶ谷第1公園、上作延第二公園、下作延北ノ谷公園、不動ヶ丘公園、上作延いこいの家中庭)で公園体操が活発に行われています。 ・わくわくプラザ(各小学校に併設されている放課後や長期休業中等の児童の遊び場)で認知症キッズサポーター養成講座が開催されており、世代を超えたコミュニケーションにつなげる取組を行っています。 ・夏祭りや公園の清掃、防災訓練などの活動が町内会・自治会を中心に行われています。 |



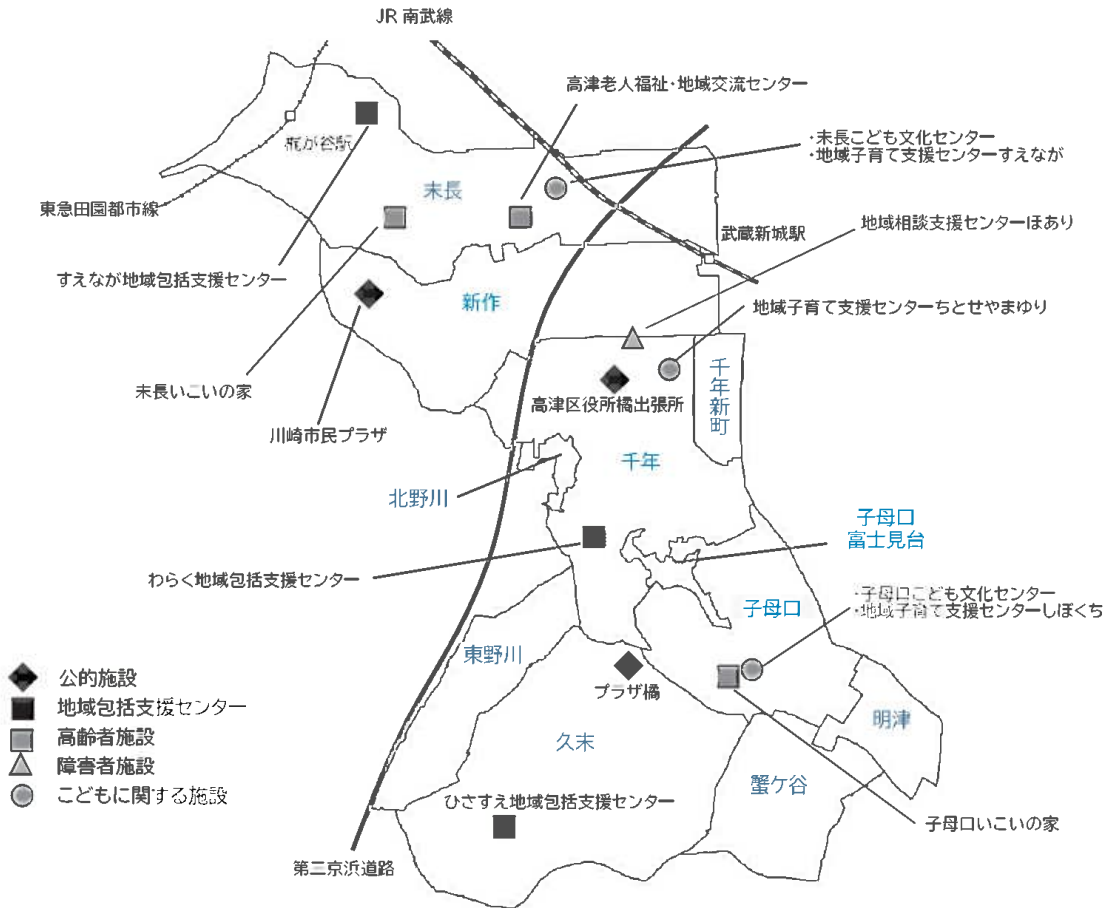
■ 地区の特色

| | |
|--|--|
| <p>地域環境</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・二子、諏訪、瀬田地区は東急田園都市線の駅、北見方、下野毛地区は主にバスの利用が中心となるエリアです。 ・二子地区では大山街道沿いに古い町の面影を残しながら、新しいおしゃれなお店も見られます。 ・二子、北見方地区を流れる二ヶ領用水沿いは春には桜が咲き、ゆっくりとお花見を楽しめます。 ・下野毛地区には川崎のものづくりを支える中小製造業の工場が多くあります。 ・高津区の中では比較的、生産年齢人口の割合が高い地域になっています。 |
| <p>施設</p>   | <ul style="list-style-type: none"> ・東高津いこいの家、東高津こども文化センター、地域子育て支援センターひがしたかつが同建物内にあり、地域住民のいこいの場、活動拠点となっています。 ・町内会館や神社の会館などの活動拠点も多く存在しています。 ・高津スポーツセンターがあり、健康づくりに関する様々な活動が行われています。 ・川崎市出身の詩人・童謡作家、小黑恵子氏の功績を紹介した「小黑恵子童謡記念館」があります。 |
| <p>地域活動</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の公園(諏訪河原公園、北見方公民館広場、下野毛公園、二子神社公園)で公園体操が活発に行われています。 ・令和元年台風で被害を受けた北見方、諏訪は防災意識が強く、日頃から災害対策の物品の購入や訓練の実施など、災害に備えた活動を行っています。 ・二子地区にあるふたつの商店街では商店街を盛り上げる取組も行っています。 ・二子こども文化センターで「あつまれキッズ」が開催されており、子育て世代の交流の場となっています。 ・神社を拠点とした例大祭、盆踊りなどが盛んで、多世代交流の機会となっています。 |

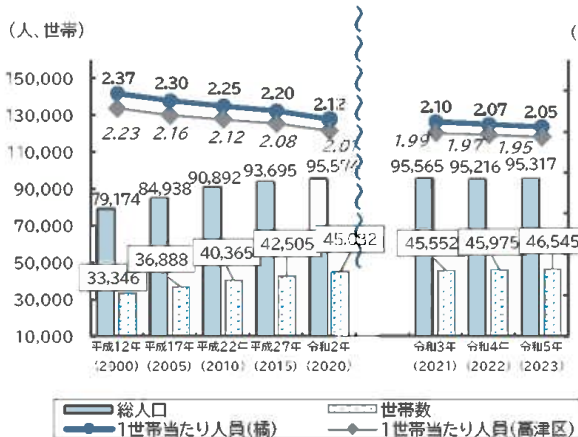
(4)橘地区

(明津、蟹ヶ谷、子母口、子母口富士見台、新作、未長、北野川、千年、千年新町、久末、東野川)

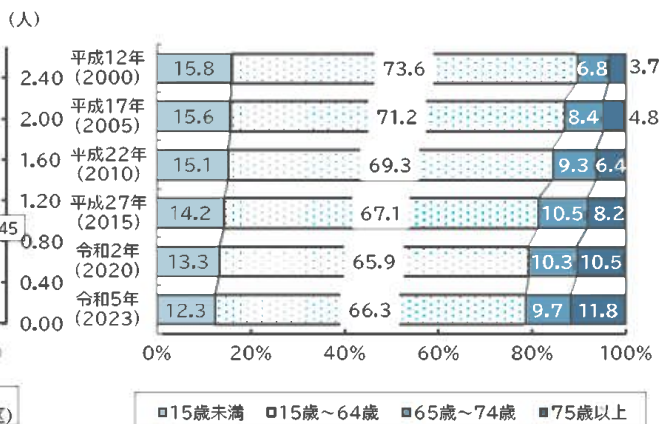
■ 地区の概況



橘地区の総人口と世帯数の推移






年齢別人口割合の推移



※端数処理の関係で、合計値が100にならない場合があります。

資料：川崎市統計情報「町丁別世帯数・人口」「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)

■ 地区の特色

| | |
|--|--|
| <p>地域環境</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・久末地区をはじめ、農地や健康の森等自然が多く残っており、産地野菜の直売等も多くあります。 ・国史跡の橋樹官衙遺跡群や、蟹ヶ谷古墳群、子母口貝塚等歴史的に重要な史跡等があります。 ・川崎マイスターに認定された金属ヘラ絞りの工場等、町工場も点在しています。 ・全体的に市営住宅やマンション等の集合住宅が多く、高齢化も進んでいますが、農地の売却による新築戸建てが増え、若い世代の転入も増えています。 ・JR南武線、東急田園都市線の駅に近い地域では戸建て住宅、マンションに子育て世帯も多く居住しています。 ・JR南武線の主要駅から離れている地区では、路線バスや自家用車の利用も多く、隣接する中原区、宮前区、横浜市等区外の交通機関(駅)を利用する方もいます。 |
| <p>施設</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・プラザ橋と市民プラザがあり、イベントや講座等で市民に利用されています。 ・60歳以上の市民を対象とした高津老人福祉・地域交流センターがあり、高齢者の活動や交流の場になっています。 ・こども文化センター、地域子育て支援センターが同建物内にある施設が末長、子母口にあり、地域住民のいきいこの場、活動拠点となっています。 ・上記施設の他にも保育園内に併設された地域子育て支援センターちとせやまゆりがあります。 ・町内会館や神社の会館などの活動拠点も多く存在しています。 |
| <p>地域活動</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・橋地区内の公園20カ所以上で公園体操が活発に行われています。 ・運動会やお祭り、防災活動等の町会活動が大変盛んです。 ・町内会館や介護施設を利用した、認知症カフェ等の地域での居場所づくりが新たに始まっています。 ・プラザ橋で「あつまれキッズ」「子育てひろば」が開催されており、子育て世代の交流の場となっています。 ・プラザ橋と市民プラザ、高津老人福祉・地域交流センターを拠点に講座や市民活動等を通じた地域交流が活発に行われています。 ・高津区市民健康の森ではボランティア団体が緑の保全活動や蛍の飼育、竹炭焼き等の活動を行っています。 |

4 各種調査から知る地域の声

(1)令和2年度高津区区民生活に関わるニーズ調査結果

「高津区区民生活に関わるニーズ調査」は高津区の次年度以降の事業計画等において、区民ニーズ、必要性及び緊急性が高い課題等を把握し、対応する事業を効果的・重点的に進めることを目的に実施された調査です。調査の主な結果は次のとおりです。

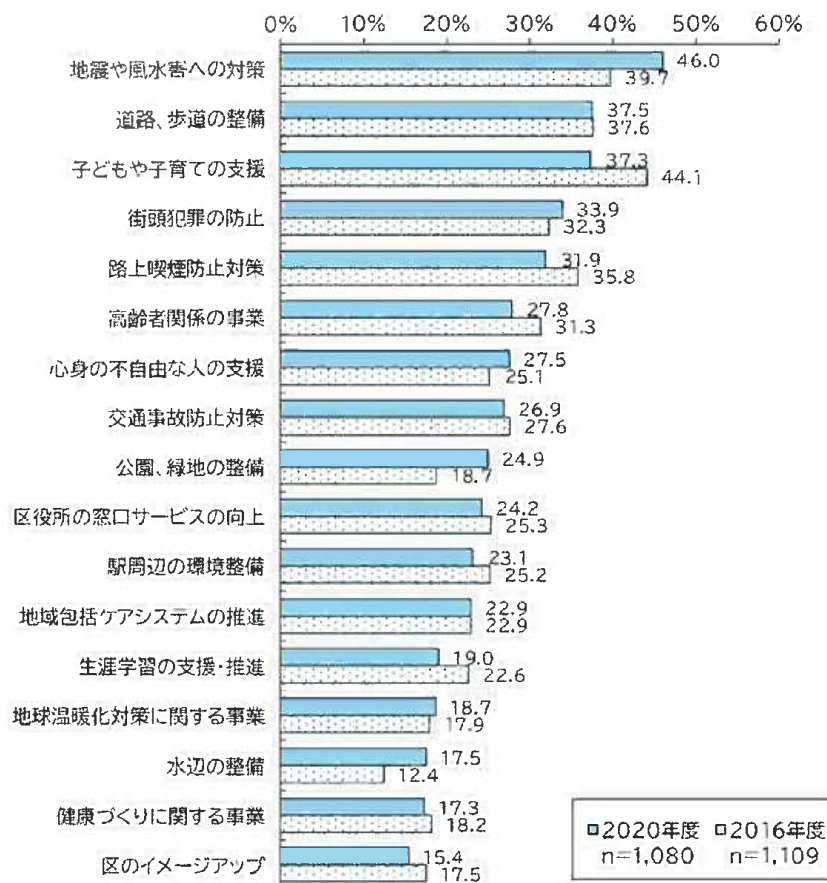
① 調査概要

| | |
|----------|-------------------------------|
| 対象者 | 高津区在住の満18歳以上の男女2,000人(外国人を含む) |
| 抽出方法 | 令和2年8月末現在の住民基本台帳から層化二段無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収法 |
| 調査時期 | 令和2(2020)年10月1日～10月31日 |
| 有効回収数(人) | 1,080人(54.0%) |

② 主な調査結果

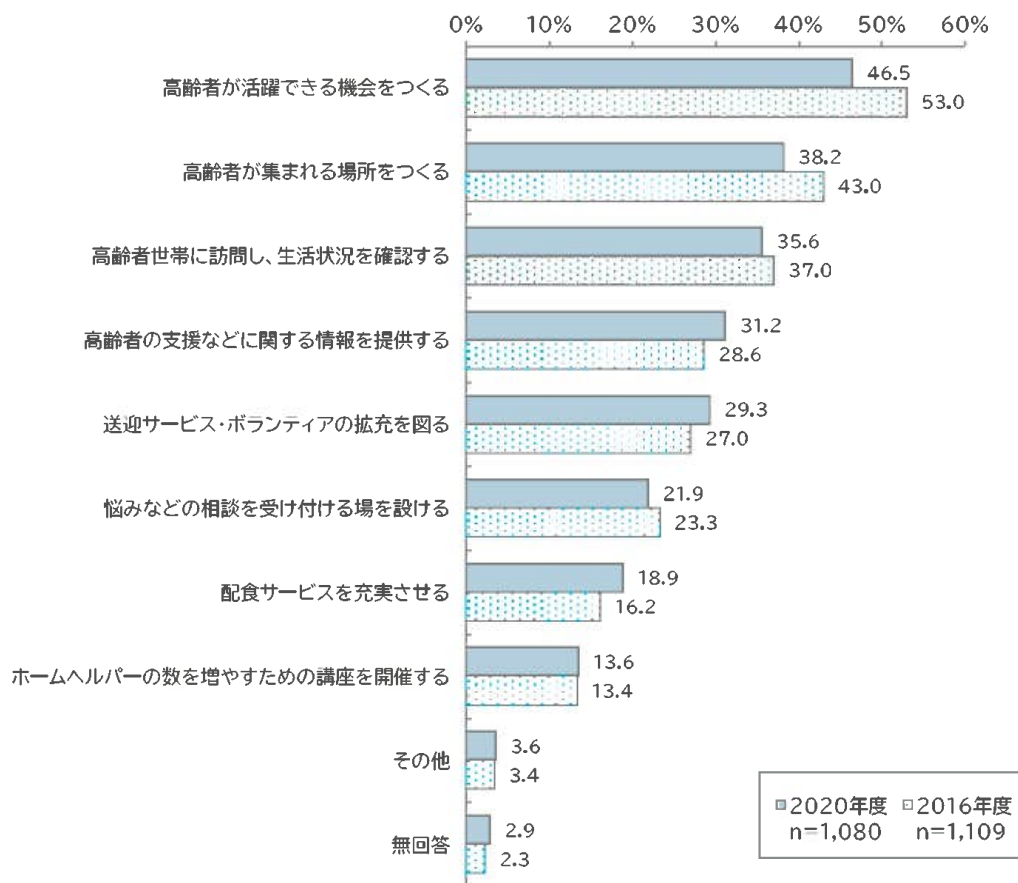
区役所業務への希望(今後特に力を入れてほしいもの)(いくつでも)

前回調査で3位だった「地震や風水害の対策」が1位になると共に、39.7%→46.0%と6.3ポイント増加しました。



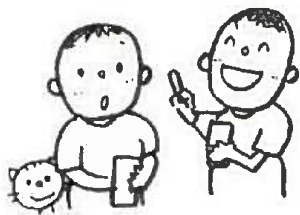
高齢者を支援するためにはどのような手法がよいでしょうか(3つまで)

「情報提供」、「送迎サービス・ボランティアの拡充」、「配食サービスの充実」など生活に直結する具体的なサービスを求める声が増加しました。



つながりひろがれ高津

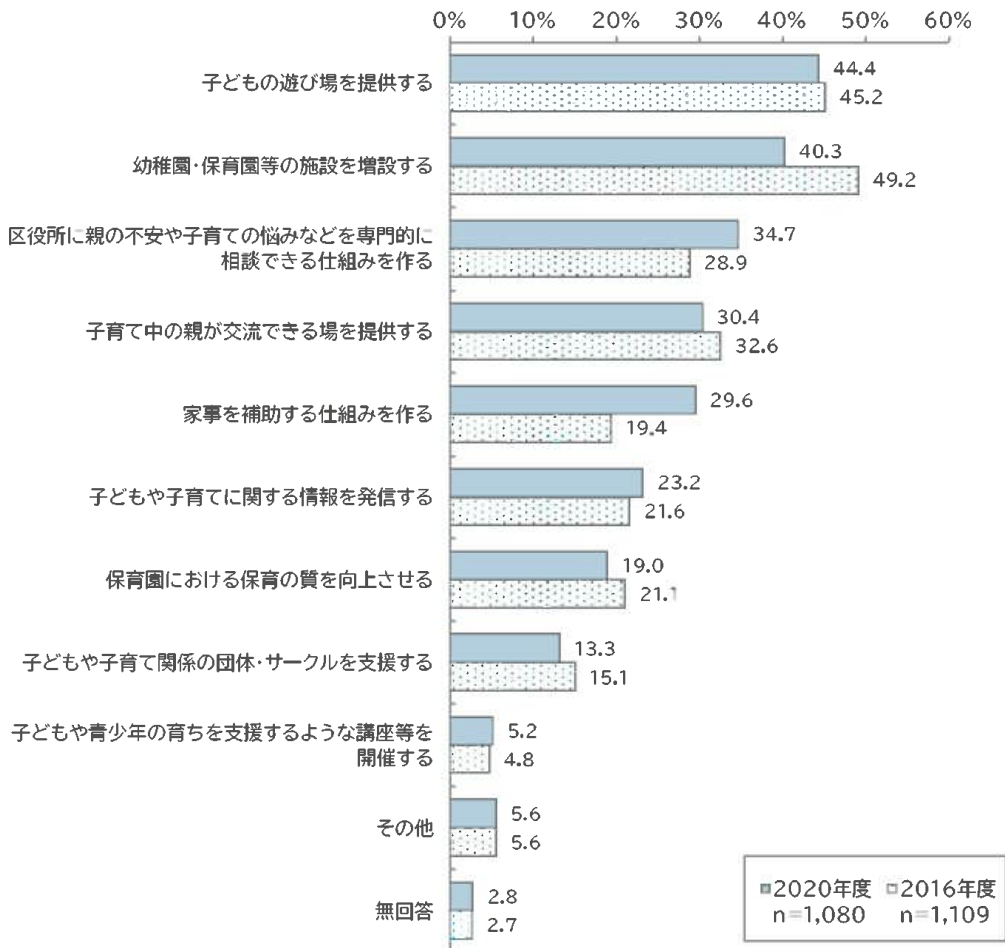
生活支援コーディネーターを知っていますか？



生活支援コーディネーターは、(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所に配置され、地域の人が住み慣れた地域で暮らし続けるための活動を行っています。例えば、買い物に不便という地域の声をもとに、事業所の一部を活用して野菜販売や移動パン屋による市場を開催したり、オンラインで買い物ができるよう、スマホ教室を開催したりしました。生活支援コーディネーターがいる事業所は、よろこび久末、やまざくら、ななきナーシングホーム野川、SOMPOケア川崎新作です。

子どもや子育てを支援するためにはどのような手法がよいでしょうか (3つまで)

「区役所に親の不安や子育ての悩みなどを専門的に相談できる仕組みを作る」、「家事を補助する仕組みを作る」などの具体的な生活サービス、相談に関するニーズが増加しました。



つながりひろがれ高津

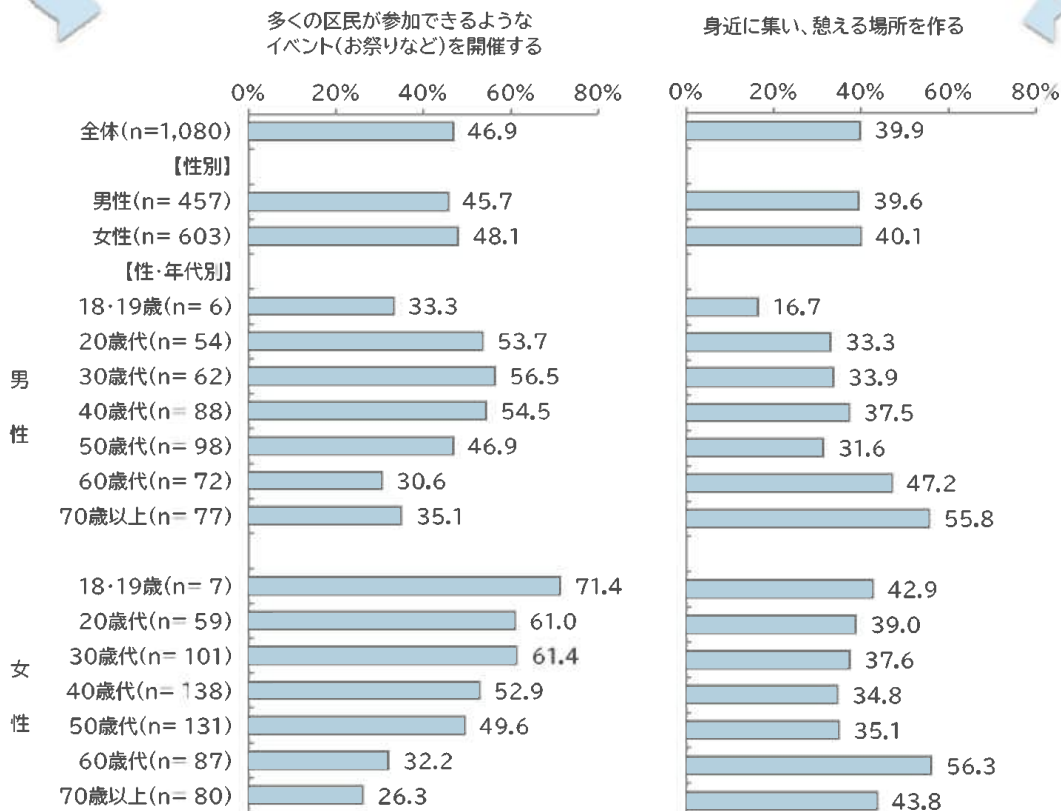
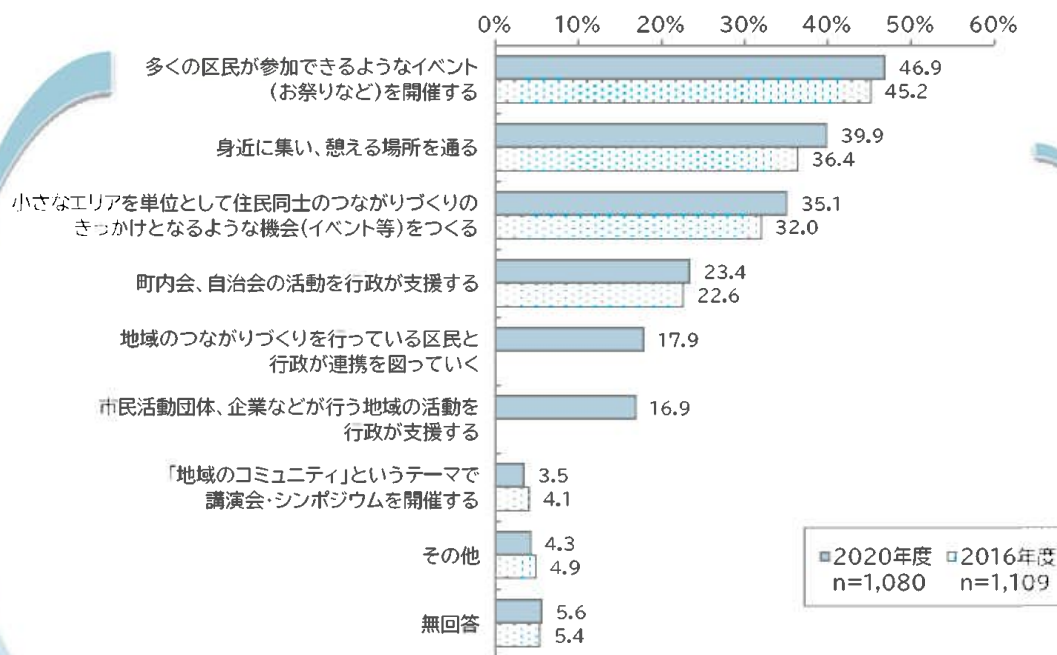
親子ふれあい広場

平成31年4月から末長町内会主催で杉山神社で、月1回、0歳～1歳半までの親子交流の場を開いています。手遊びや読み聞かせの後は、自由あそび、お話しタイムです。月齢の近い参加者同士で情報交換し楽しく過ごしています。気軽に参加してみてくださいね。お問い合わせは区役所地域ケア推進課まで。



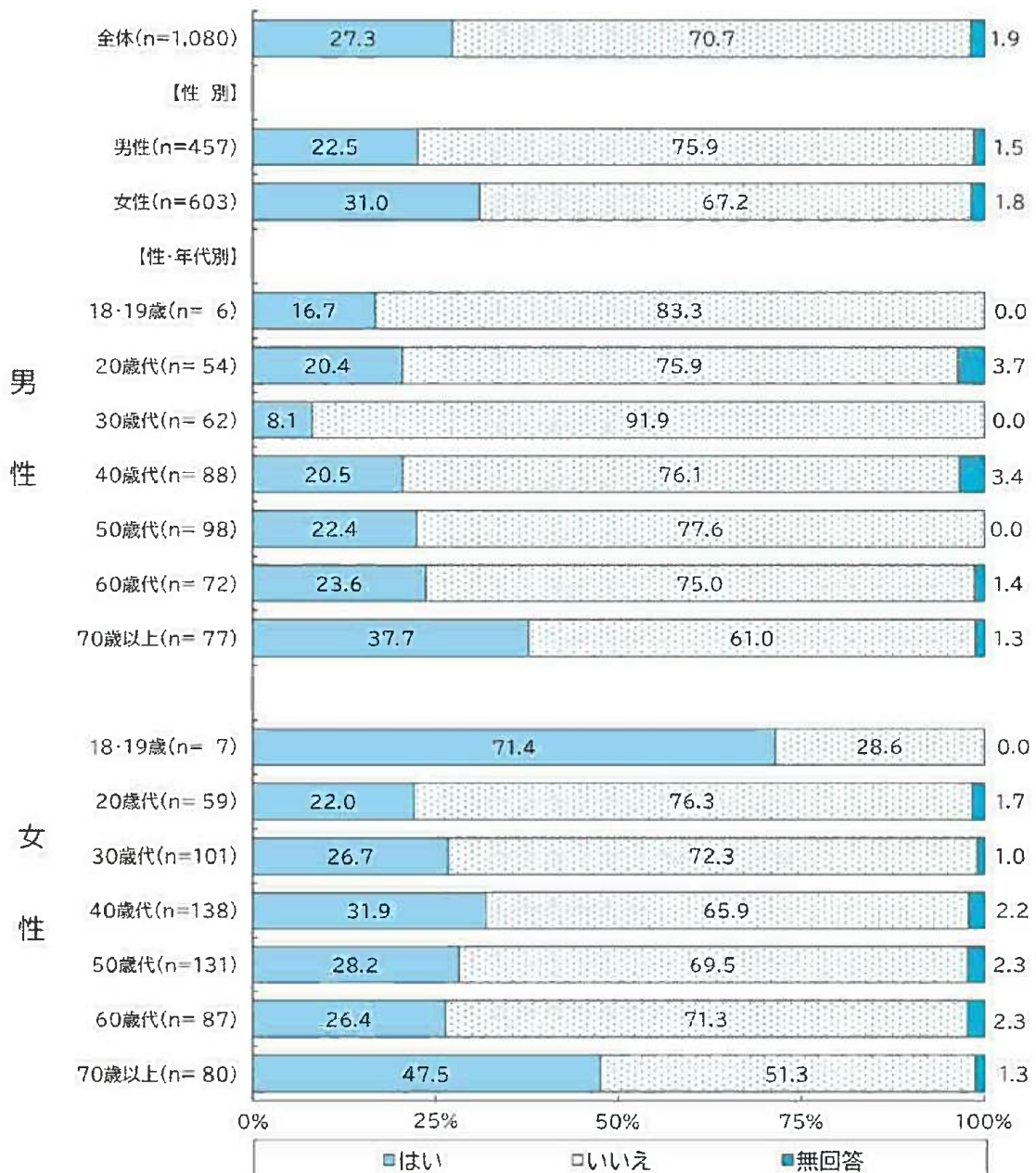
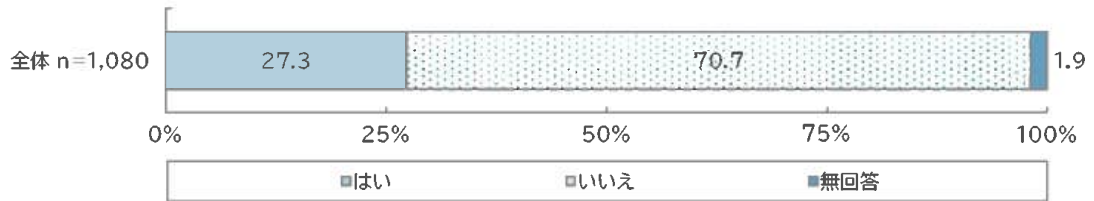
地域の住民同士のつながりを深めるにはどのような手法がよいでしょうか (3つまで)

「多くの区民が参加できるようなイベント」と回答した人は概ね若年層の割合が高く、「身近に集い、憩える場所」や「小さなエリアを単位としたイベント」と回答した人は60歳代以上の人の割合が高い傾向がみられます。



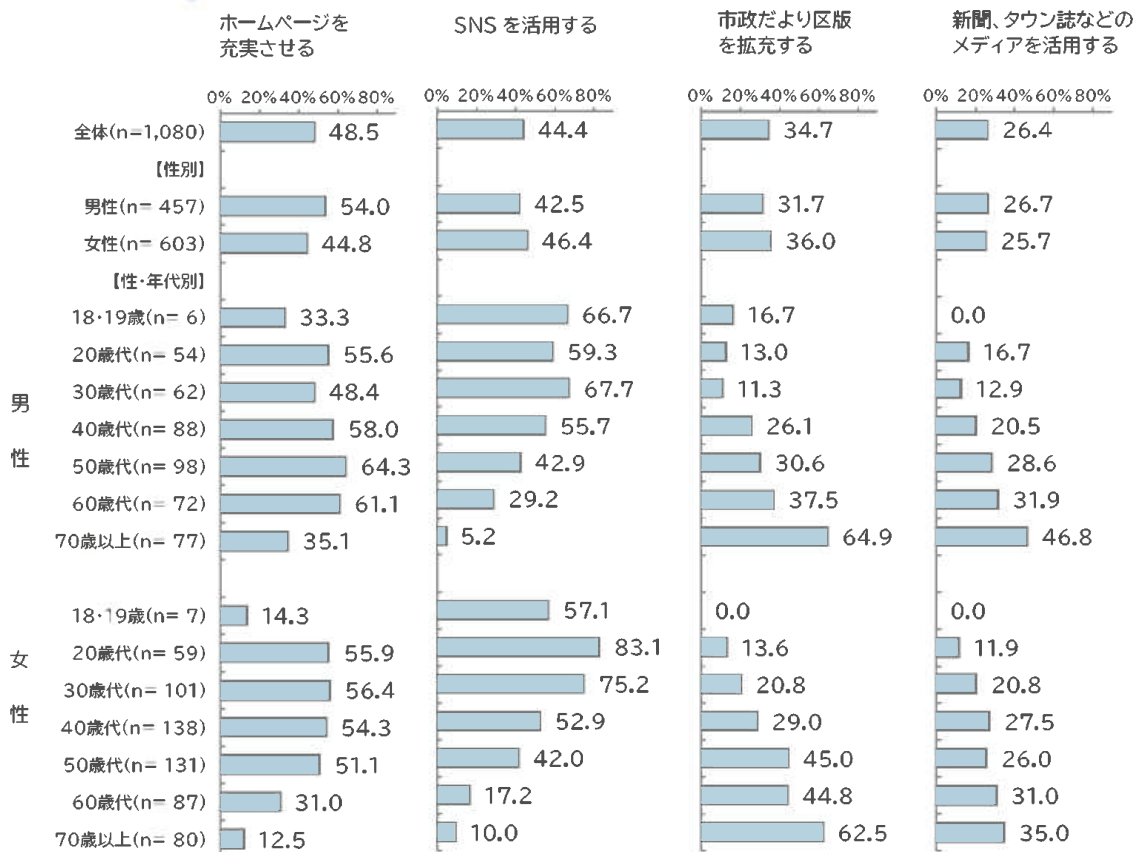
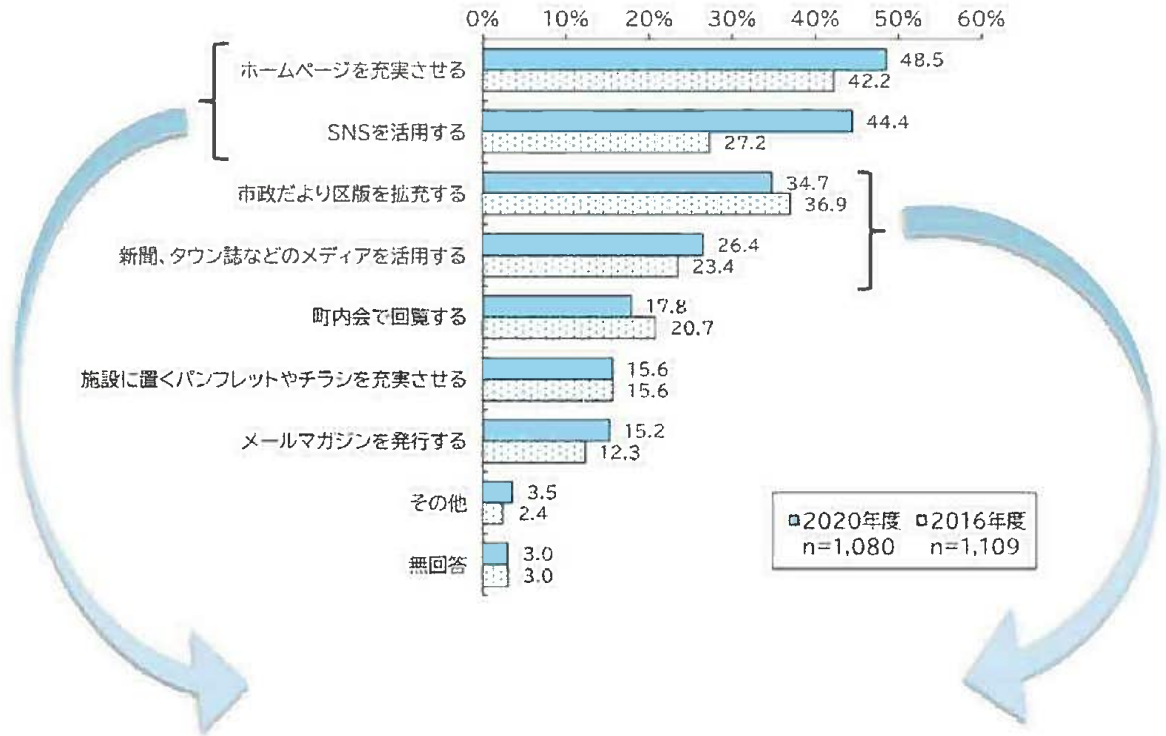
身近な地域において、あなた自身が気軽に人とつながることのできる場所や活動などはありますか(ひとつだけ)

「ある」と答えた人は全体の3割弱で、性・年代別では他の世代・性別と比較して30代男性が突出して低くなっています。



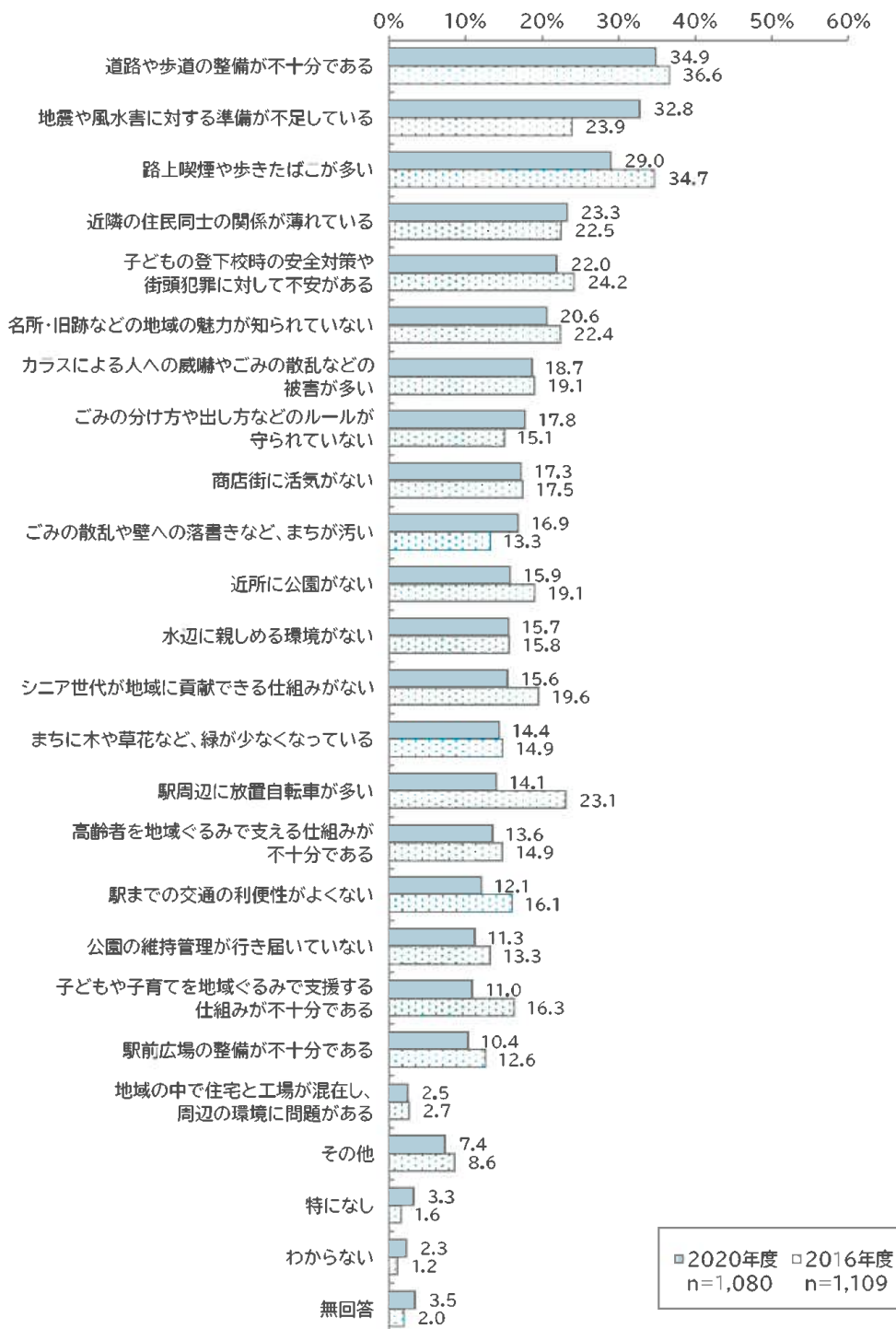
区の情報を提供するためにはどのような手法がよいでしょうか(3つまで)

区の情報提供手法について、「ホームページの充実」や「SNSの活用」と回答した割合は概ね40歳代以下の割合が高く、「市政だより区版、新聞、タウン誌などのメディアの拡充・活用」と回答した割合は年代の高い人の割合が高い傾向がみられます。



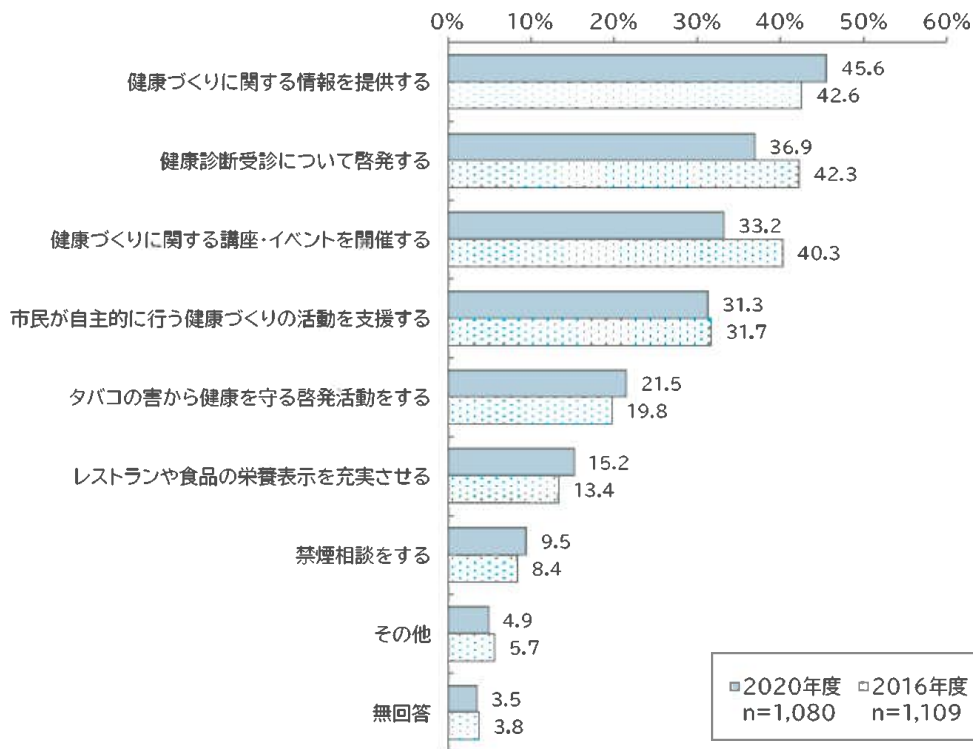
あなたのまち(お住まいの地域や区内の生活圏)の課題・問題点と思うものは何ですか(いくつかでも)

「地震や風水害に対する準備が不足している」、「ごみの分け方や出し方などのルールが守られていない」、「ごみの散乱や壁への落書きなど、まちが汚い」の増加幅が大きくなっています。

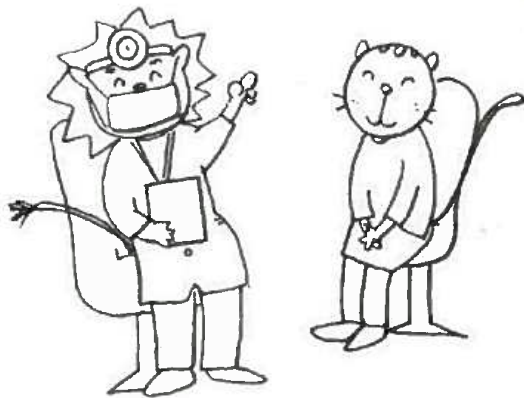


区民の健康づくりを推進していくためには、どのような手法がよいでしょうか (3つまで)

「健康づくりに関する情報を提供する」(45.6%)が最も高くなっています。

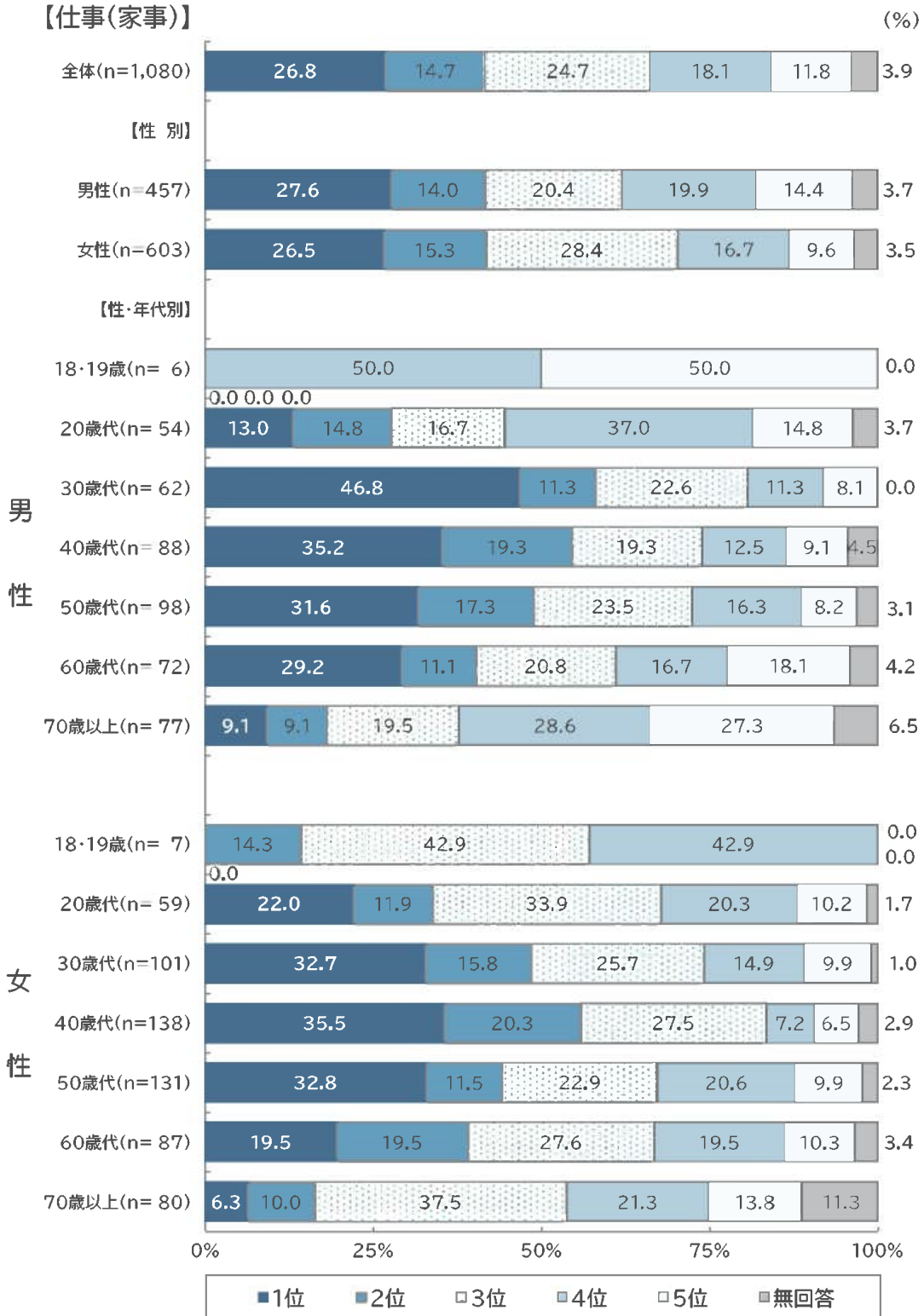


次のページからは性別・年代別の「仕事(家事)」「運動」「睡眠」「食事」「趣味」の優先順位の考え方について、調査結果を紹介します！



仕事(家事)・運動・睡眠・食事・趣味の優先順位(性別、年代別)

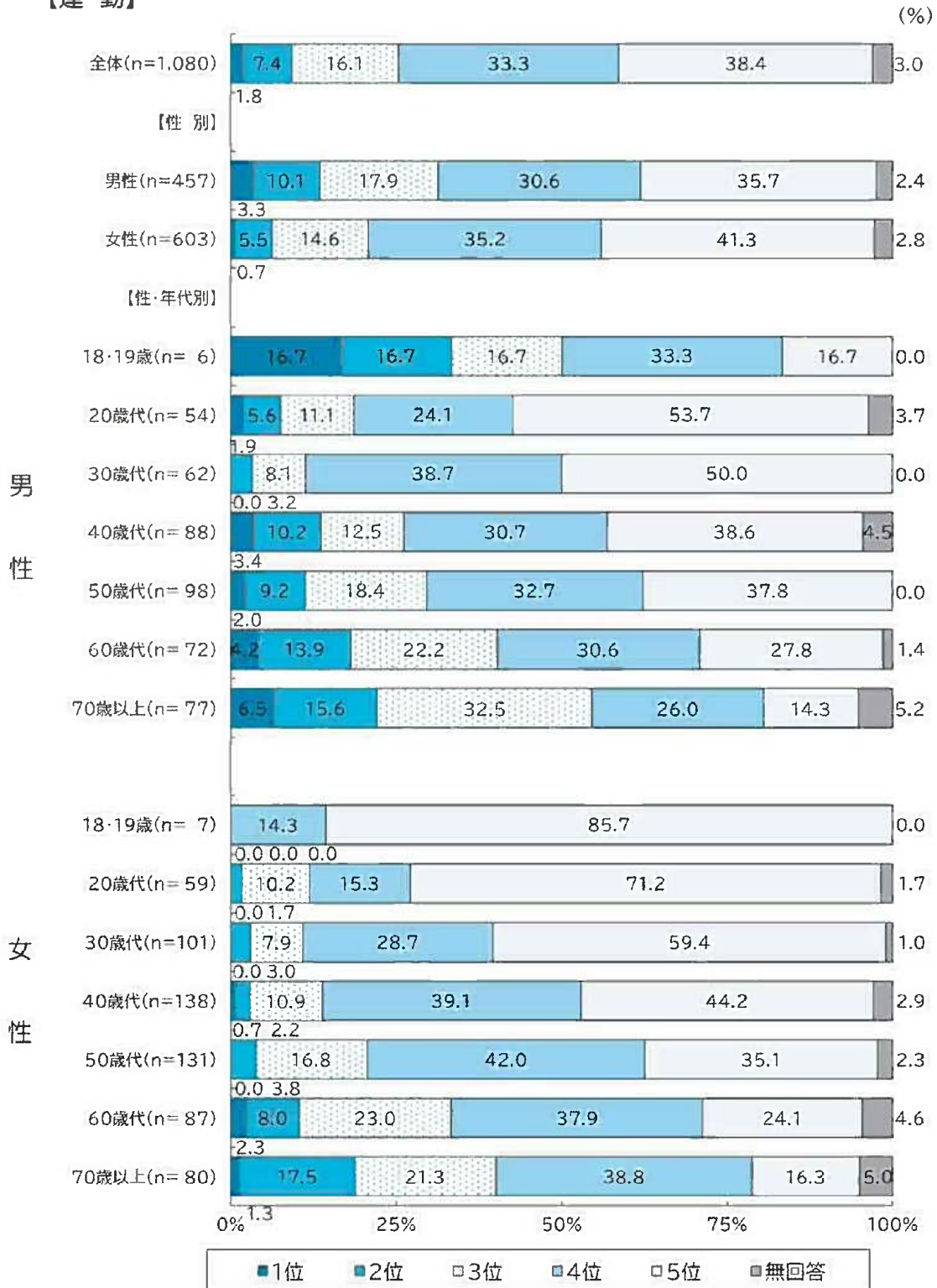
30代男性の「仕事」の優先順位度が突出して高くなっており、地域の居場所が「ない」と感じること(→p.28)と関連があることが窺えます。



仕事(家事)・運動・睡眠・食事・趣味の優先順位(性別、年代別)

若い世代ほど優先順位度は低く、年齢が上がるにしたがって高くなっていく傾向がみられます。また、女性と比較し男性の方が優先度が高いことが窺えます。

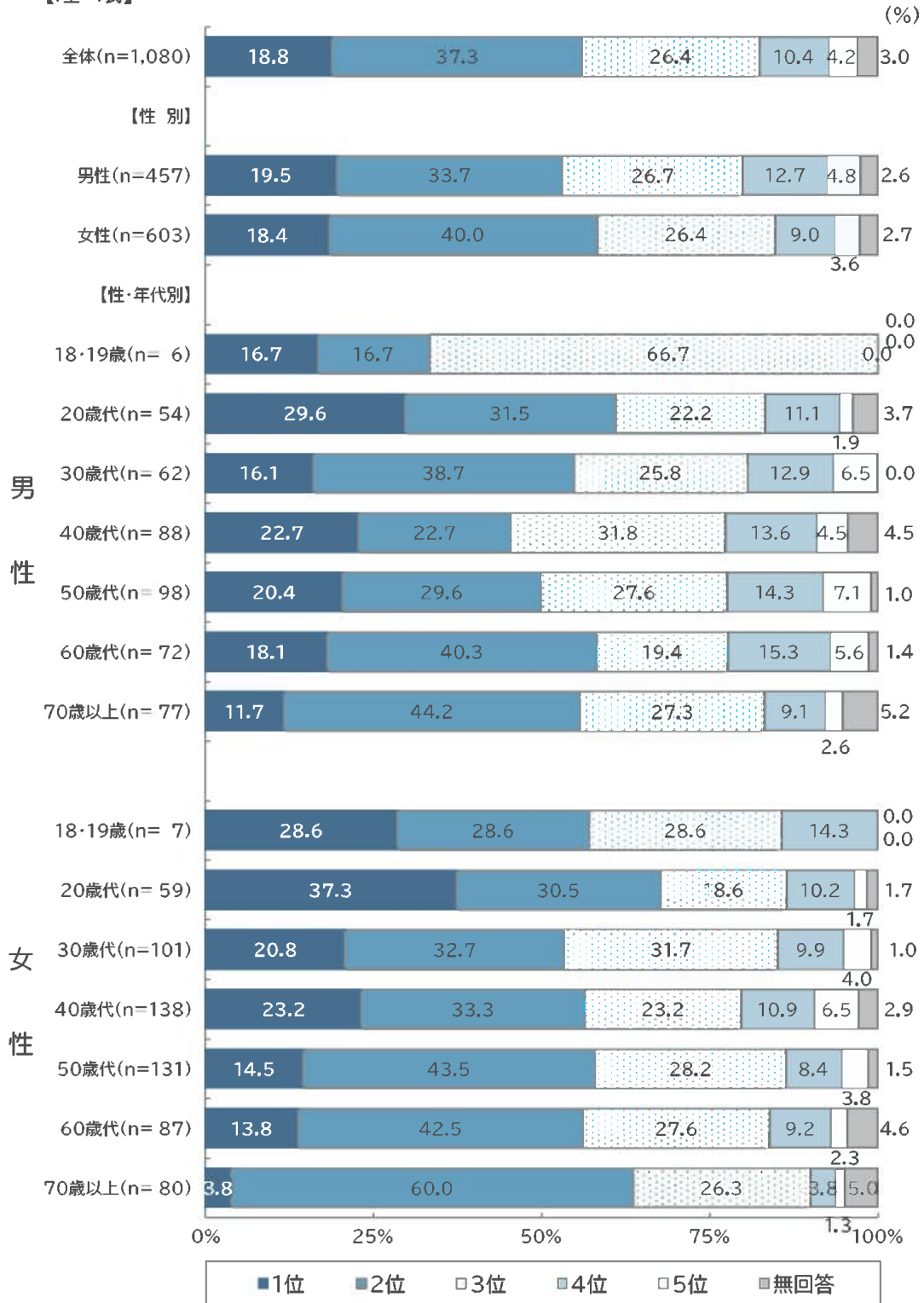
【運動】



仕事(家事)・運動・睡眠・食事・趣味の優先順位(性別・年代別)

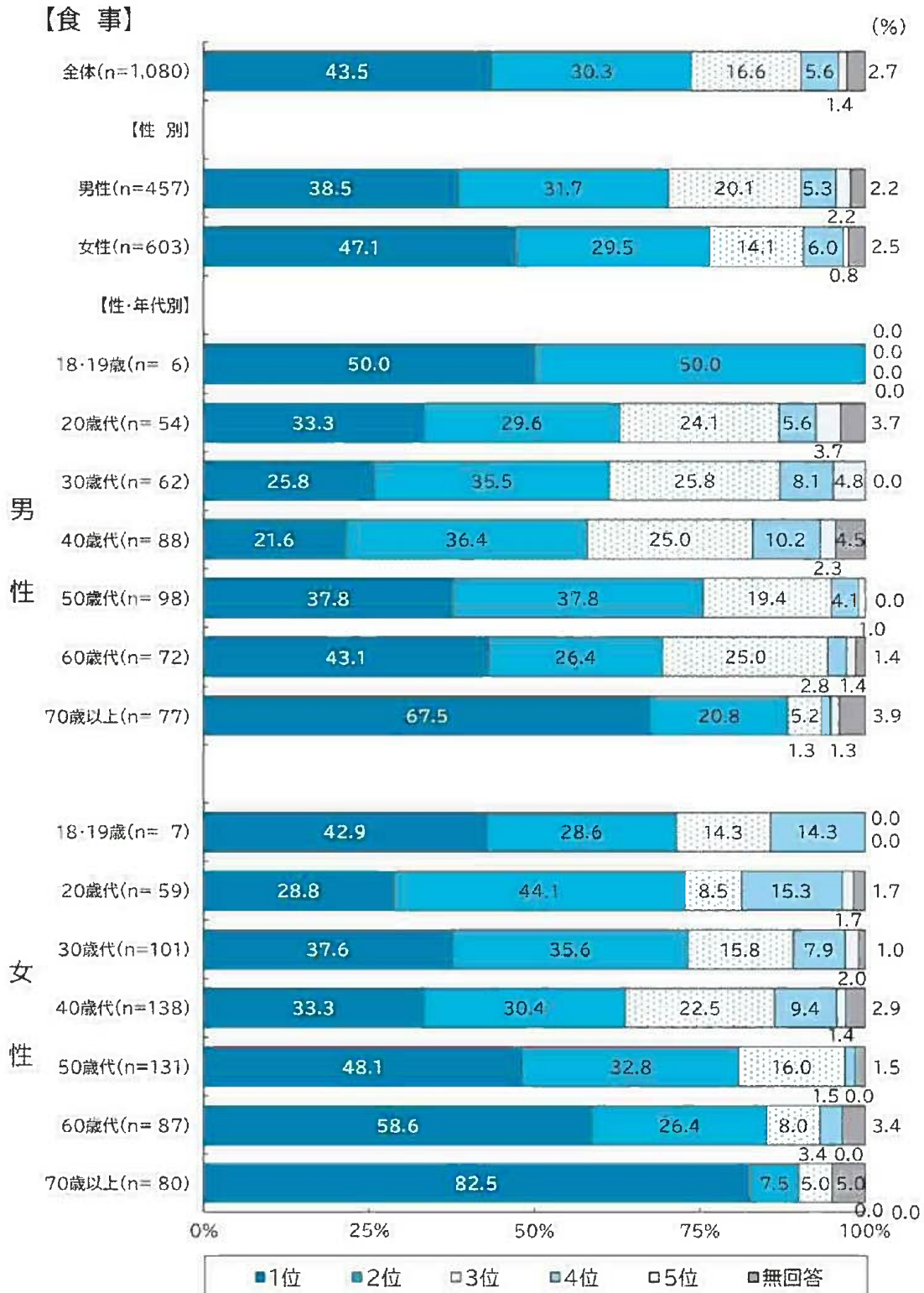
多くの年代で「2位」と優先順位が高く、関心が高い項目であることが分かります。

【睡眠】



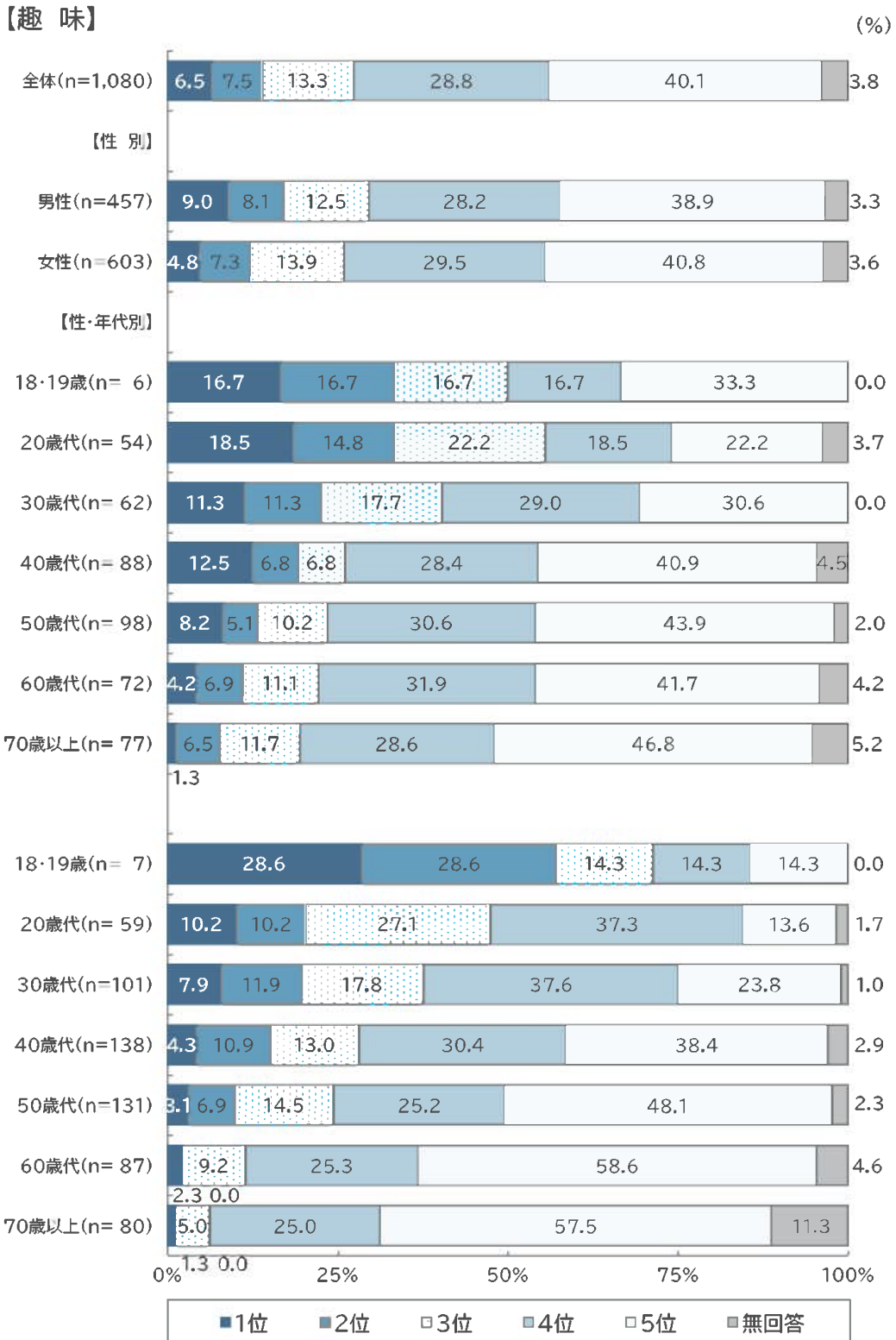
仕事(家事)・運動・睡眠・食事・趣味の優先順位(性別、年代別)

全世代で1位もしくは2位と優先順位が高くなっています。特に男女とも70歳以上から急激に1位と考える方の割合が増加しています。



仕事(家事)・運動・睡眠・食事・趣味の優先順位(性別、年代別)

若い世代ほど優先順位が高く、年齢が上がるにしたがって優先順位が下がっていく傾向がみられます。また、男性の方が優先順位が高い割合の人が多いたことが窺えます。



(2)第6回川崎市地域福祉実態調査結果(高津区版)

「第6期川崎市地域福祉実態調査」は地域福祉に関するニーズを把握し、本市における地域福祉の向上に資する第7期地域福祉計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4(2022)年度に実施された調査です。調査の主な結果は次のとおりです。

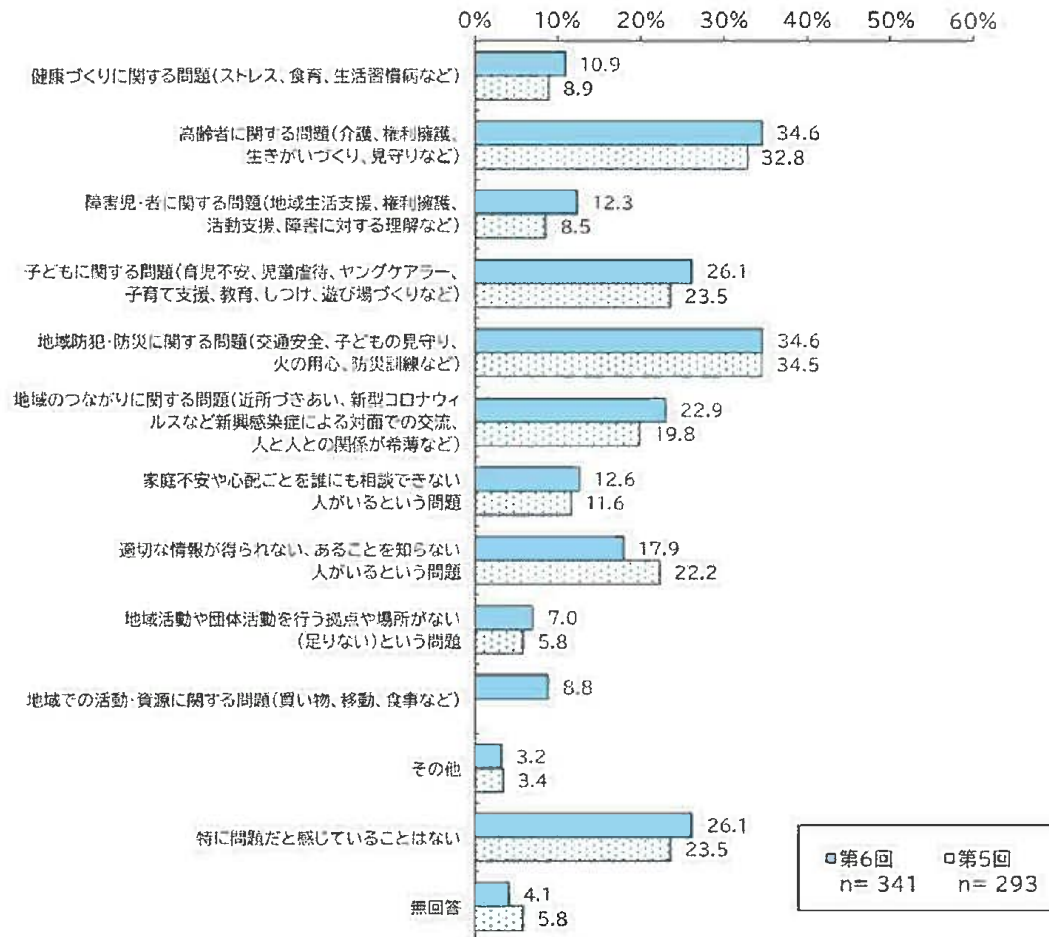
① 調査概要(高津区)

| | |
|----------|-----------------------------|
| 対象者 | 20歳以上の男女1,000人(外国人を含む) |
| 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 調査時期 | 令和4(2022)年11月～令和4(2022)年12月 |
| 有効回収数(人) | 341人(34.1%) |

② 主な調査結果

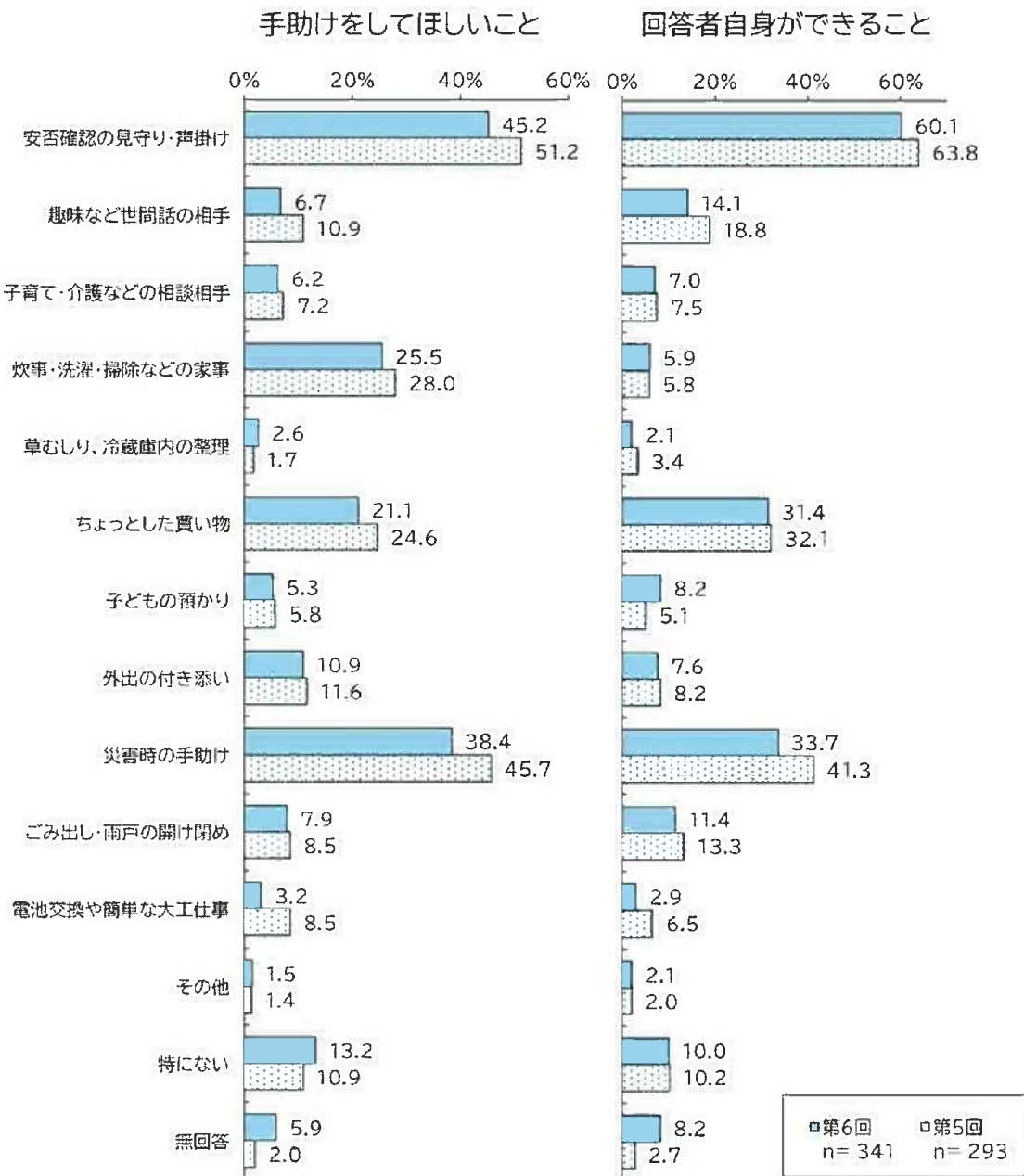
あなたは、「地域」での生活において、いま何が問題だと感じていますか(いくつでも)

前回調査と比較し増加幅が高かったのが「地域のつながりに関する問題」、「特に問題だと感じていることはない」で、地域のことに興味がある人とない人の差が大きくなっています。



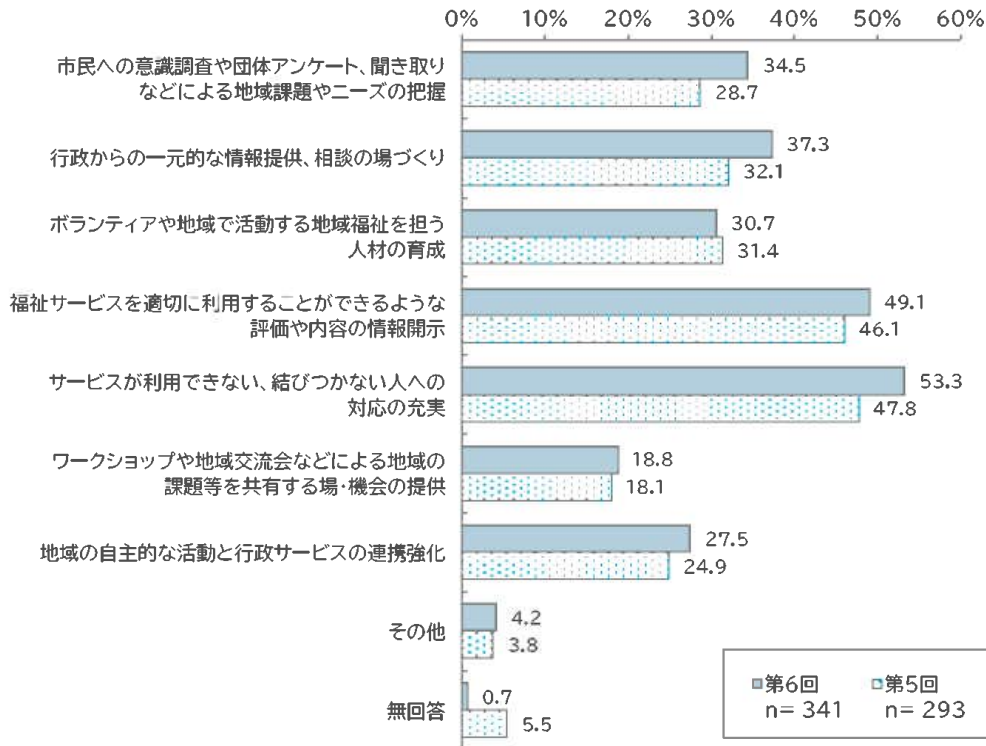
あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。また、地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、地域の支え合いとして、あなたご自身ができることは何ですか(3つまで)

前回調査と同様に、「してほしいこと」と「できること」の開きが最も大きいのが「炊事・洗濯・掃除などの家事」となっています。また、前回調査と比較し、全体的に「手助けしてほしいこと」「できること」の双方とも、具体的な項目を選択する人が減少しています。



今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか(いくつかでも)

前回調査でも最も多かった「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」は今回も一番多く、増加幅も高いことから、サービスや情報にアクセスできない人をいかに相談・支援に結びつけるかが課題となっていることが窺えます。



つながりひろがれ高津

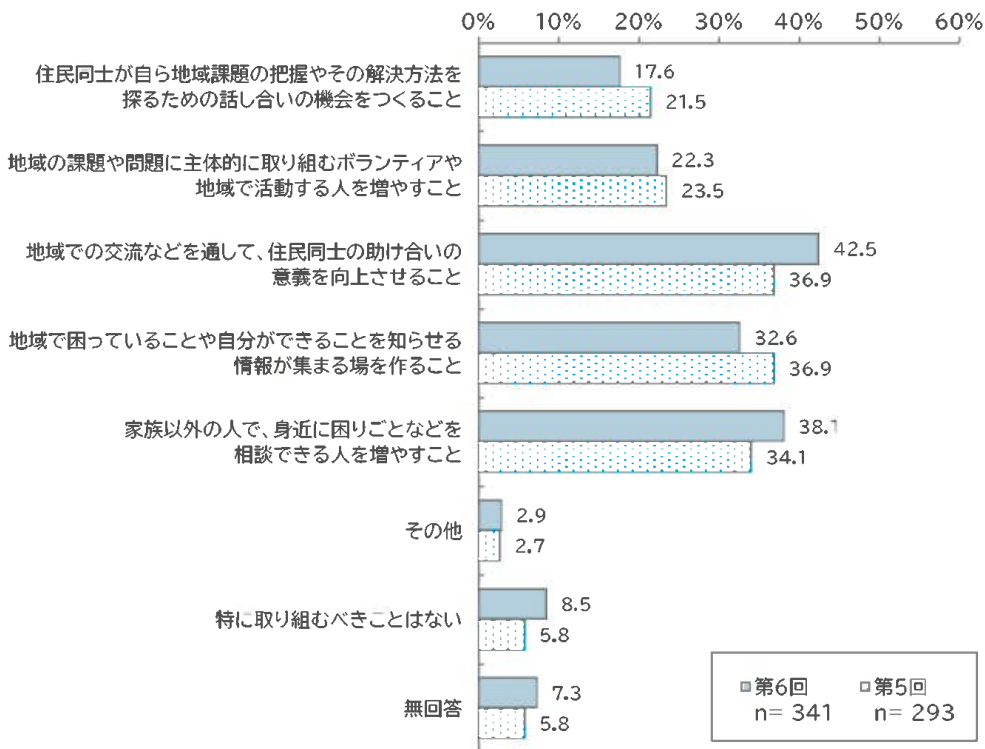
認知症サポーター

「認知症サポーター」は、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」です。本市の認知症高齢者数は、令和2年に5.7万人を超え、市の高齢者の約6人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、令和12年には約8.6万人、令和22年には約10万人まで増加すると想定しています。認知症の人が住み慣れた地域で、支え合いながら安心して生活するためには「認知症サポーター」の存在が重要です。認知症サポーター養成講座は、区役所地域支援課や地域包括支援センター等で開催していますので、お気軽にお問合せください。



今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか(いくつでも)

「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が増加する一方で、「特に取り組むべきことはない」も増加しています。地域で助け合うことの重要性を認識している人が増えている一方で、無関心な人も一定程度増加していることが窺えます。



つながりひろがれ高津

高津公園体操

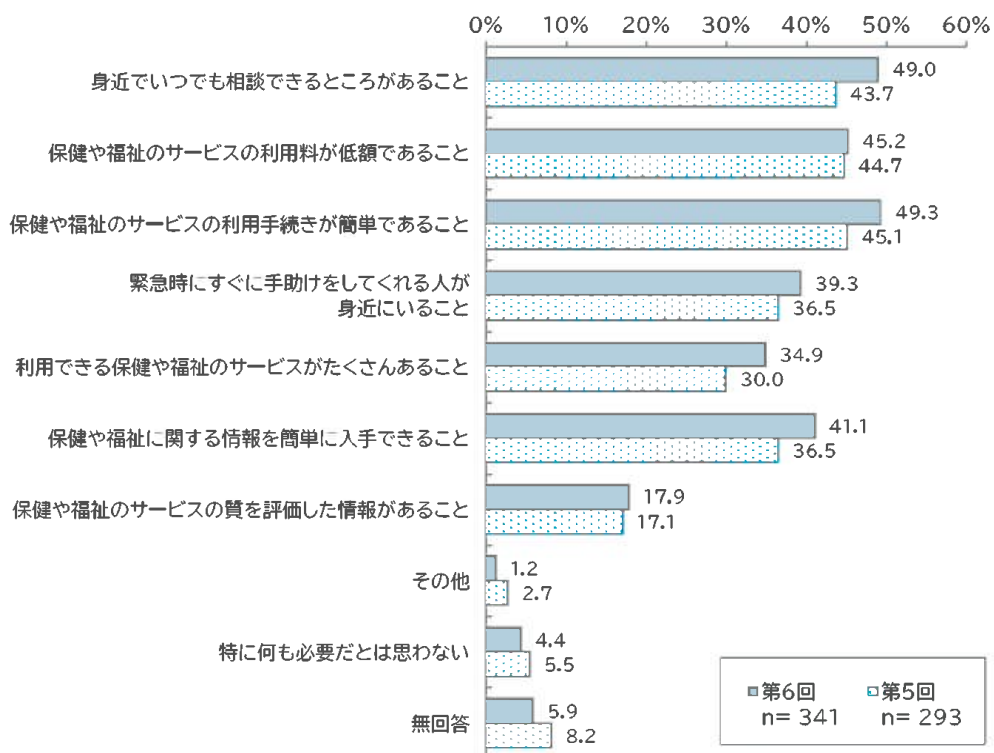
高津公園体操は、誰でも気軽にできる高津区オリジナルの体操で、「有酸素運動」「筋力トレーニング」「柔軟体操」の運動の3大要素が組み込まれた15分間の体操です。体操を通して健康な体づくりに励むとともに、参加者同士で挨拶をしたり、体操前後にお話をしたりすることも楽しみのひとつです。

「近くの公園で、自分たちでできる体操があるといいな」「近所の人と顔を合わせる機会を作ろう」という地域の方々からの声から始まり、令和5年4月1日現在44か所の公園で実施しています。お近くの公園体操の場所は区役所地域支援課までお問い合わせください。



あなたの心配ごとを解決するために必要だと思われることは何ですか (いくつでも)

「身近でいつでも相談できる場所があること」、「保健福祉サービスに関する情報を簡単に入手できること」の増加幅が高く、「相談」と「情報」に関するニーズが高くなっていることが分かります。また、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」、「利用できる保健や福祉のサービスがたくさんあること」の増加幅も高く、サービスへアクセスしやすい環境づくりが求められています。



つながりひろがれ高津

地域包括支援センターを知っていますか

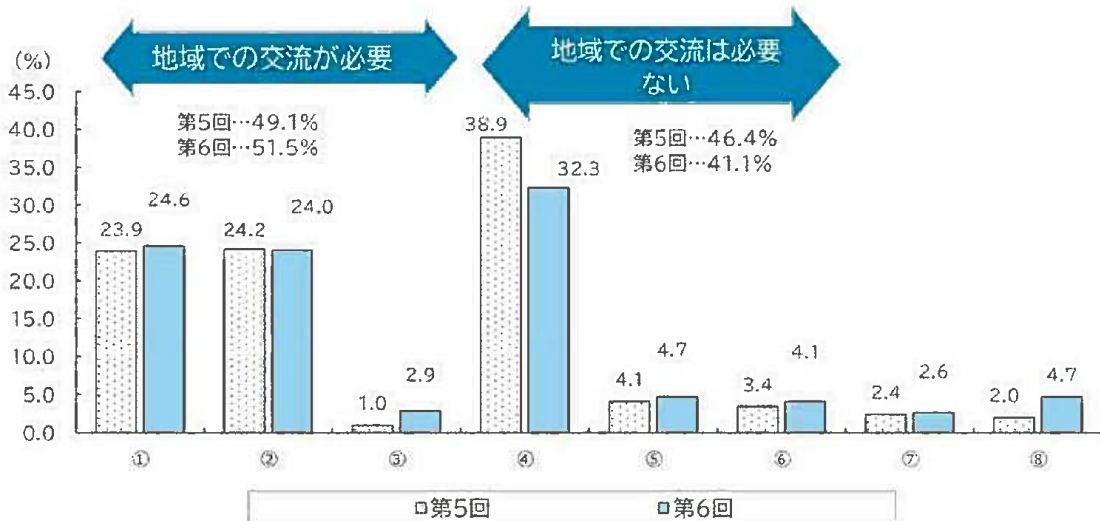
地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの生活や介護について気軽に相談ができる公的な機関です。介護保険申請のお手伝い、介護サービスを受けるためのケアマネジャーの相談、家族の認知症についての心配事、介護相談などの困り事の支援をしています。地域包括支援センターは区内に7か所あり、担当地域が決まっています。区役所高齢・障害課でも担当を紹介していますのでご相談ください。

あなたは、近所づきあいや地域住民同士の交流について、どの程度必要だとお考えですか(ひとつだけ)

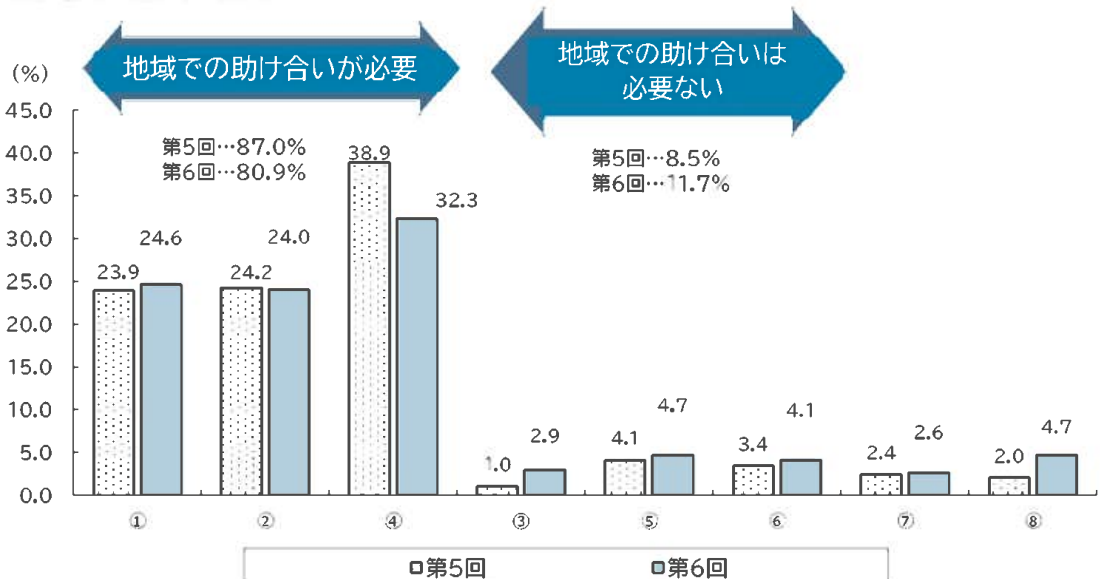
選択肢の「交流」という部分に着目すると、交流を望む人が増加していることが窺えますが、「助け合い」という部分に着目すると、助け合うことを望まない人が増えていることも同時に窺えます。

- ①地域で助け合うことは大切であり、そのためにも普段からの交流は必要だ
- ②いざという時には助け合いたいので、多少面倒でも普段から交流しておいた方が良い
- ③地域での助け合いは必要と思わないが、地域で交流すること自体は大切だ
- ④困った時は当然助け合うべきだが、日頃の交流は面倒なのであまりしたくない
- ⑤地域との交流より、気の合った仲間やグループで交流し、その中で助け合えば良い
- ⑥困った時は行政などが支援すべきで、地域での助け合いや日頃からの交流は必要ない
- ⑦その他
- ⑧無回答

≫「交流」に着目



≫「助け合い」に着目



(3) アンケート、ヒアリング調査から見える課題

「第6期川崎市地域福祉実態調査」における自由回答欄及び区内で活動する地域福祉団体に行ったヒアリングで出た意見を一部抜粋して紹介します。

≫ 地域のつながりに関する問題

核家族で若い世帯が多く、赤ちゃんと遊ぶ方法や関わり方が分からないといった子育ての相談や生活の細かい内容を相談する場が不足している。

活動の見学に来てても内容に共感してもらえずメンバーになってくれることはあまりない。活動に関心を持ってもらうことの難しさを痛感している。

ボランティアや地域での交流は必要かもしれないが、高齢化や世帯人数の減少、つながりの地域格差などを考えると、地域で一定の水準のサービスや活動ができるとは思えない。自分自身または身内でケアできるシステムの構築や信頼できる専門家の育成に力を入れてほしい。

講座は興味がないと行かないので、イベントのような皆で楽しめる機会を増やしてほしい。

若い頃からずっと働いていて、家や地域で過ごすことがほとんどなかった人は、定年退職しても「今さら地域で人間関係を作るつもりはない」という人が多い。地域でつながりを作ってこなかった人に急に人間関係を作れと言われても無理だと思う。共働き世帯の増加・定年延長でこの流れはさらに加速するのではないか。

地域でつながることに対し、何も無い時はいいがトラブルになった時に逃げ場がなくなるので、近所でつながりを持ちたくない、自分のことを近所に知られたくない、という声も聞く。

≫ 情報に関する問題

若い世代、また子どものいない家庭に福祉や地域の取組を知ってもらう、参加してもらうのであればSNSでの発信が大切なのではないかと思う。

福祉を必要としている人の行動範囲を理解し、適切な方法で知らせることが重要だと思う。インターネットが普及しても本当に助けを必要としている人は使えない。また外出も困難というのを理解して、何で知ってもらうのが一番効果があるのかを考える必要があると思う。

家族や周囲が医療や行政に関わってもらった方がいいケースを知っているのにも関わらず、本人に相談の意思はなく、再三声かけしてもなかなか動いてくれない場合、医療や行政につなげるためにどうすればいいのかという相談をどこにしたらいいのかが分からない。

行政からの情報はホームページに掲載されていると言われるが、ホームページ自体、自分が見たいものがあって初めて見るものである。ホームページをもっと見やすいもの、欲しい情報にすぐアクセスできるレイアウトにしてほしい。

≫福祉に携わる人材の確保と育成に関する問題

有償無償含めてボランティアの担い手を増やしたい。ボランティアを育成する制度を作してほしい。

地域で何かをやろうとしてもリーダー的に事業を引っ張ってくれる人がいない。役割や責任を負うことが嫌がられる傾向がある。

職業体験など福祉に興味を持つような授業を子どもの頃から何らかの形で行っていく機会があると良いと思う。

行政も社協も色々な講座を行っているが、そこで生まれた人材が地域の中で活躍することにつながっていない。人材の活用法を共有したらどうか。

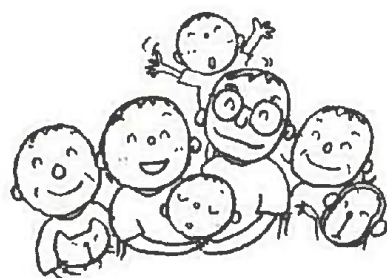
地域福祉、地域包括ケアシステムなどの概念をもっと具体的に分かりやすく説明し、イメージを伝えてほしい。内容が具体的に伝われば、その中で自分たちに何ができるのか、アイデアを生み出しやすい。

地域のつながりは行政のデザイン力が必要だと思う。行政と民間が連携しながら、プレイヤーである民間にできることはどんどん任せてほしい。



第2章

高津区地域福祉計画



- 1 第6期計画の振り返り
- 2 第7期計画策定への視点
- 3 高津区が進める地域福祉計画
- 4 第7期計画における重点項目
- 5 具体的な取組
- 6 川崎市高津区社会福祉協議会の取組
- 7 計画の推進体制・進行管理

1 第6期計画の振り返り

第6期計画は新型コロナウイルス感染症の流行拡大と縮小が繰り返され、人と人との直接的な交流が制限を受けるといった状況下で取組が進められました。ほとんどの事業が従来のやり方では実施が困難となり、収束するまで休止としたものや、新しい手法に挑戦したものなど、様々な方法が模索された時期であったとも言えます。そのような背景を持つ第6期計画の取組を、基本目標ごとに振り返りました。

基本目標1 区民が主役の福祉の地域づくり

- 区民の健康づくりや見守りの役割を果たしている高津公園体操は、新たな体操グループの立ち上げ支援を行い実施数を増やすと共に、広報として高津公園体操マップの作成・配布、Jリーグ・川崎フロンターレのマスコットふるん太君とのコラボやFMのラジオ取材対応、PR動画作成を行いYoutubeにアップするなど幅広い世代に知ってもらう機会を作りました。
- 市民向け子育て支援講座として、親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた」、「はじめての子育て講座」、「0歳からの子育て」、「小学生の保護者のための子育て講座」、「あつまれ！キッズ」を開催しました。講座によっては開催手法としてオンラインを併用することで、外出が困難な家庭の相談を受けたり、実際の家庭内での保育状況が見られることでより実態に即した具体的なアドバイスをすることができました。
- 「65歳から始める～新たな趣味で充実ライフ」と題して、高齢者向けにトランプ、絵手紙、川柳、将棋の4つの趣味を体験することにより、趣味を通して地域で新たな出会いを得る楽しさを実感できる講座を実施しました。楽しい雰囲気の中、受講者同士の交流が進んでいる様子が見られました。

基本目標2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供

- 地域の子育て支援のための情報提供として「ホッとこそだて・たかつ」を年間7,000部、地域子育て支援センター紹介のためのリーフレットを5,000部作成し、子育て支援事業実施時や関係機関で配布・配架しました。効果的な情報提供を行うため配架場所、配架機会の精査を行うなどし、子育て世代が必要とする情報をより手軽に得られる機会を提供しています。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問員」「すくすく子育てボランティア」の養成、「健康づくりボランティア養成講座」や「認知症サポーター養成講座」等各種講座を実施することで、地域福祉の担い手の養成を行いました。
- 令和4年度に「地域包括ケアシステム講演会・交流会」を開催し、認知症をテーマに専門家や当事者同士で意見交換を行うことで認知症への理解を深め、よりよい生活や支え合いの地域づくりについて考える機会を提供しました。

基本目標3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり

- 防犯に関する取組について、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しながら実施可能な範囲で地域パトロールを行ったほか、高津警察署地域課などが主催する各種防犯キャンペーンやイベントなどを連携・協力しながら実施し、地域の防犯意識向上に努めました。
- 避難所運営会議・訓練を区内の小学校等で実施したほか、自主防災組織に対し防災訓練への支援、防災資器材購入への補助を行い、災害発生時に地域で支え合う体制づくりを行いました。
- 高齢者や障害者、児童に対する虐待に関して、様々な課題や問題が重複して起こることが多いため関係機関との情報共有・連携を進め、適切な支援につなげました。

基本目標4 多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進

- 住み慣れた場所での医療・介護体制を整えるために、高津区在宅療養推進協議会と連携し専門職向けの研修を行ったほか、市民向けに在宅医療、在宅療養について理解を深めるためのシンポジウムを開催し、参加者の在宅医療への理解を深めることができました。また、参加者からの質問に在宅医療にとって大きな役割を果たす専門職が回答することで、より効果的な啓発につなげることができました。
- 公立保育園が中心となり、園児の作品展を通じた他園の取組の共有、公立保育園のオンライン公開保育、若手保育士の交流会の開催などを通して区内全ての保育園の支援を行い、スキルアップの取組を推進しました。
- 地区社会福祉協議会と連携し、高齢者のミニデイケアや会食会等でのボランティア活動を支援することで、各地域の自助・互助の促進につなげました。

つながりひろがれ高津

子育てサロン 「なかよしルーム」



区主任児童委員は0歳～18歳の子どもと家族を対象に活動している民生委員児童委員です。活動のひとつとして1歳未満の親子が気軽におしゃべりをしてほっとできる場「なかよしルーム」を月1回開催しています。参加して少し気分転換になったり、うちの子ってやっぱりカワイイと思ってもらえたりすると嬉しいです。開催場所や予約の詳細は高津区社会福祉協議会ホームページで。

2 第7期計画策定への視点

高津区の特徴や課題、令和2年度高津区区民生活に関わるニーズ調査や第6回川崎市地域福祉実態調査(高津区版)の結果を踏まえながら第7期計画策定にあたり必要な視点について整理しました。

1. 働き盛り世代の健康づくり

2040年は働き盛り世代の40代後半～50代前半の方々が65歳前後に到達する年となります。今からこの世代に向けた健康づくりに関する取組を進め、健康寿命を少しでも伸ばせるようなセルフケア意識を持ってもらえるよう働きかけていく必要があります。令和2年度に実施した高津区区民生活に関わるニーズ調査では年代別・性別ごとの「仕事(家事)・睡眠・運動・食事・趣味」の優先順位の考え方が明らかになっています(→p.32～)が、これらの結果も踏まえ、40代、50代の区民に向けた効果的な取組を進めることが必要です。

2. コロナ禍を経て低下した地域への意識づくり

第6回川崎市地域福祉実態調査(高津区版)では、3年前の前回調査と比較し、コロナ禍を経て地域での交流は必要であるとする区民が増加した一方、地域で助け合うことを望む方が減少するという結果が出ました(→p.42)。「地域で問題だと感じていることはない」と答えた割合も増加し(→p.37)、地域のことに對して無関心な方が増えたことも今回の調査結果の特徴と言えます。「(フルタイム)就労しており地域への帰属意識が低く地域でつながりを持つ時間も機会もない」都市型の住民が多い高津区において、どうすれば地域のことに関心を持ってもらえるようになるか、地域活動等に継続的に参加してもらえるようになるか、区民と共に考えていく必要があります。

3. サービス利用に結びつかない人への情報提供

第6回川崎市地域福祉実態調査(高津区版)に「ネットが普及しても本当に福祉を必要としている人は使えない。また外出も困難であるということを理解して、どこでどう福祉サービスに関する情報を知ってもらうのが一番効果があるのかを考える必要がある」という意見がありました。支援を必要としていても、自分では情報収集が難しい方々をどのように相談に結びつけ、支援へつなげていくかも地域福祉に求められる大きな課題となっています。どのような形であればこのような方々へ効果的に情報を届けることができるか、届いた情報が自分に関わるものであると気づいてもらえるか、また支援を必要とする本人だけではなく周囲の人からも相談機関に情報提供してもらえるような方策も併せて考えていく必要があります。

3 高津区が進める地域福祉計画

(1) 基本理念・基本目標

つながり ひろがれ たかつ

～人と人がつながり 幸せの輪がひろがる 高津区をめざして～

令和元(2019)年末より始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、交流機会の減少、地域活動の停滞などを生み、地域住民同士のつながりがより一層希薄化するなど、これまでも課題とされてきたことをさらに深刻化させました。今まで積み上げてきた様々な取組の中には、後退や停滞、中止となったものもあり、今、私たちは地域福祉の推進において大きな局面を迎えています。

第7期計画では、誰もが地域で気軽に交流し、困っていることがあれば気軽に手を差し伸べ合えるような支え合いの輪、幸せの輪がひろがる地域づくりをめざしていきます。

基本目標1 区民が主役の地域づくり

区民一人ひとりが主役となって地域づくりができるように、活動を支えるための健康づくりやつながりの場づくり、担い手の養成や地域活動のための情報提供などの支援を行います。

基本目標2 区民に寄り添った福祉サービスの提供

区民一人ひとりが必要な時に適切なサービスを受けられるように、様々な媒体を用いて情報提供を行うほか、支援を必要とする本人だけでなく周りの人の見守りと気づきが相談・支援機関へ結びつくような相談支援体制づくりに取り組みます。

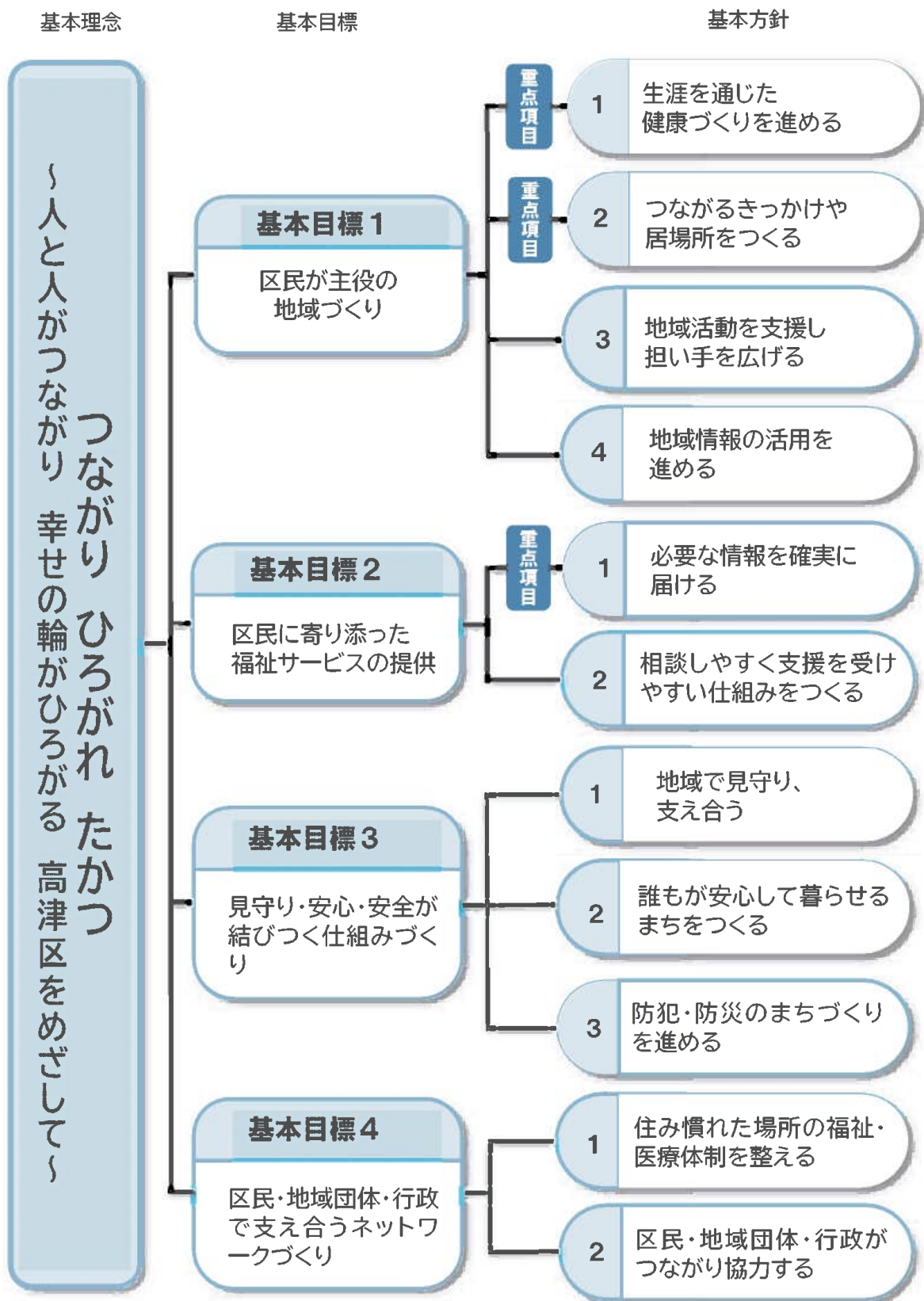
基本目標3 見守り・安心・安全が結びつく仕組みづくり

区民一人ひとりが日々の生活を安心して送れるように地域での見守り事業を展開するほか、地域住民と連携して防犯活動、防災活動を充実させ、安心・安全に生活するための取組を進めていきます。

基本目標4 区民・地域団体・行政で支え合うネットワークづくり

地域福祉の担い手である区民、行政、地域で活動するグループ、事業者、企業などで地域の課題を共有し合い、解決に取り組んでいくための連携を強化します。高津区社会福祉協議会とは引き続き協働し、地域福祉の充実を図ります。

(2)計画の体系



(3)具体的な取組一覧

★ = 第7期計画で新たに
掲載した取組事業

| 基本目標1 区民が主役の地域づくり | | | |
|--------------------------------------|-----|---------------------------------|-----------|
| 基本方針 | No. | 取組 | 掲載 ページ |
| 重点項目 ①生涯を通じた 健康づくりを進める | 1 | 若年世代からの健康づくりの推進 | 55 |
| | 2 | 食育講座の開催 | 55 |
| | 3 | 地域での各種出前講座の開催 | 55 |
| | 4 | 高津公園体操の推進 | 55 |
| | 5 | 介護予防活動の推進 | 55 |
| 重点項目 ②つながるきっかけや 居場所をつくる | 6 | 転入者に向けた子育て支援事業の提供 | 56 |
| | 7 | 保護者同士の交流の促進 | 56 |
| | 8 | 子育て支援講座の開催 | 56 |
| | 9 | 高津区子どもフェア等子どものための行事の開催 | 56 |
| | 10 | 親子運動会の開催の支援 | 57 |
| | 11 | シニア世代等を対象とした事業の開催 | 57 |
| | 12 | 障害者の社会参加に関する学習機会の取組 | 57 |
| | 13 | こころのバリアフリー事業の推進 | 57 |
| | 14 | 行事の開催を通じた交流や情報発信 | 57 |
| | 15 | 地域マネジメントの推進 | 58 |
| | 16 | 町内会・自治会活動の活性化の支援 | 58 |
| | 17 | 地域コミュニティ施策推進事業 | 58 |
| ③地域活動を支援し 担い手を広げる | 18 | 子育てサロン、子育てグループ等への活動支援 | 58 |
| | 19 | 子育てグループ育成事業・支援事業の実施 | 58 |
| | 20 | 健康づくり活動グループへの支援 | 59 |
| | 21 | 地域の介護予防活動やミニデイ等への支援 | 59 |
| | 22 | 老人クラブ、友愛チーム等による地域活動への支援 | 59 |
| | 23 | 介護者家族会の運営支援 | 59 |
| | 24 | 市民活動支援ルームによる活動支援 | 59 |
| | 25 | こんにちは赤ちゃん訪問員の養成と活動支援 | 59 |
| | 26 | すくすく子育てボランティアの養成と活動支援 | 59 |
| | 27 | 健康づくりボランティアの養成と活動支援 | 59 |
| | 28 | 食生活改善推進員の養成と活動支援 | 59 |
| | 29 | ★配食等ボランティアへの活動支援 | 59 |
| | 30 | 認知症への理解を深めるための普及啓発 | 60 |
| | 31 | ★公園等における愛護活動への支援 | 60 |
| ④地域情報の 活用を進める | 32 | 地域活動の活性化に向けたソーシャルデザインセンターの取組の推進 | 60 |
| | 33 | 地区カルテ等を活用した地域ごとの情報の集約と見える化 | 60 |

| 基本目標2 区民に寄り添った福祉サービスの提供 | | | |
|-------------------------|-----|--|-------|
| 基本方針 | No. | 取組 | 掲載ページ |
| 重点項目 ①必要な情報を確実に届ける | 34 | 高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」(冊子・ホームページ)による情報発信 | 61 |
| | 35 | 地域子育て支援事業の充実に向けた情報発信 | 61 |
| | 36 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供 | 61 |
| | 37 | ★感染症・食中毒予防及び衛生的な住環境確保の啓発 | 61 |
| ②相談しやすく支援を受けやすい仕組みをつくる | 38 | 乳幼児健康診査等における相談実施 | 61 |
| | 39 | 乳幼児のための各種相談事業の実施 | 62 |
| | 40 | 児童家庭相談の充実 | 62 |
| | 41 | 保育所入所に関する相談支援 | 62 |
| | 42 | 地域包括支援センターでの相談支援 | 62 |
| | 43 | 障害者相談支援センターでの相談支援 | 62 |
| | 44 | 一般精神保健相談の実施 | 62 |
| | 45 | 市民の衛生的な住環境の相談支援 | 62 |

| 基本目標3 見守り・安心・安全が結びつく仕組みづくり | | | |
|----------------------------|-----|---|-------|
| 基本方針 | No. | 取組 | 掲載ページ |
| ①地域で見守り、支え合う | 46 | 学習支援・居場所づくり事業 | 63 |
| | 47 | 認知症にやさしいまちづくりの推進 | 63 |
| | 48 | 見守りのネットワークの推進 | 63 |
| | 49 | 認知症等行方不明SOSネットワーク事業の推進 | 63 |
| | 50 | ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進 | 63 |
| ②誰もが安心して暮らせるまちをつくる | 51 | 成年後見制度への対応の実施 | 64 |
| | 52 | 高津区要保護児童対策地域協議会を通じた取組の推進 | 64 |
| | 53 | 高齢者・障害者虐待相談支援の実施 | 64 |
| | 54 | 多文化共生の推進 | 64 |
| ③防犯・防災のまちづくりを進める | 55 | ★ペットの防災対策の推進 | 64 |
| | 56 | 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施 | 64 |
| | 57 | 自主防災組織への支援 | 65 |
| | 58 | 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化 | 65 |

| 基本目標4 区民・地域団体・行政で支え合うネットワークづくり | | | |
|--------------------------------|-----|--|-------|
| 基本方針 | No. | 取組 | 掲載ページ |
| ① 住み慣れた場所の福祉・医療体制を整える | 59 | 高津区在宅療養推進協議会との連携 | 66 |
| | 60 | 在宅医療の普及・啓発 | 66 |
| ② 区民・地域団体・行政がつながり協力する | 61 | 地域包括ケアシステム構築に向けたネットワーク会議の開催 | 66 |
| | 62 | 学校と民生委員児童委員との連携への支援 | 66 |
| | 63 | 学校との連携による健康づくり事業の推進 | 66 |
| | 64 | 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進 | 66 |
| | 65 | 公立保育所を拠点とした連携の推進(地域の子ども・子育て支援事業、民間保育所との連携・交流、人材育成) | 67 |
| | 66 | 保育所等地域連絡会の実施 | 67 |
| | 67 | 地域の学校と連携した保育学生の育成 | 67 |
| | 68 | 高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催 | 67 |
| | 69 | 地域自立支援協議会の開催 | 67 |
| | 70 | 自助・互助の促進に向けた地域福祉活動の支援 | Ⓢ 67 |
| | 71 | 多世代交流の推進 | Ⓢ 67 |
| | 72 | 精神保健福祉講座の開催 | 67 |

※Ⓢ・・・高津区社会福祉協議会と連携して進めていく取組

つながりひろがれ高津

食の力で地域を元気に！ ～食生活改善推進員の活動～



食生活改善推進員は、食生活を中心とした健康づくりを学びながら地域に健康の輪を広げるボランティアです。区内に約100人の会員がおり、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、みんなが健康に暮らせるまちを目指して、子どもから高齢者まで全ての世代を対象に料理教室やイベントでの食育などを行っています。毎年、区役所で食生活改善推進員の養成教室を開催しています。ぜひ一緒に活動を始めてみませんか。興味のある方は、区役所地域支援課まで気軽にお問い合わせください。★

4 第7期計画における重点項目

第7期計画は新型コロナウイルス感染症の流行を経て変化した区民の地域福祉への意識と、2040年問題(少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が直面すると考えられている労働力不足、社会保障費の増大など様々な問題の総称)などこれから予想される社会情勢を踏まえ、第6期計画に引き続き次の3つを重点的に取り組んでいく項目としました。

重点項目1 生涯を通じた健康づくりを進める

団塊ジュニア世代とも呼ばれる働き盛りの40代後半～50代前半が65歳を迎える、もしくは近づいていく2040年に向けて、この世代の区民が生涯に渡って心身共に健康であり、日常生活を支障なく送るためには、今から健康づくりに意識を高めてもらうことが求められます。

第7期計画ではこの世代の区民を主なターゲットに健康づくりに関する積極的な情報提供を行うほか、食生活や介護予防に関する講座を開催します。併せて、若い世代に対する禁煙教育や健康相談、全世代を対象とした出前講座の開催、高津公園体操の推進など、様々な取組を通して生涯を通じた健康づくりを支援します。

重点項目2 つながるきっかけや居場所をつくる

コロナ禍において、人と人がつながる手段である「会う」「話す」「集う」機会が大きく制限されたことは、つながりの希薄化や地域への関心の低下など様々な問題をもたらしています。

高津区ではこれまでも様々な世代・立場の方が集い、交流できる取組を行ってきました。第7期計画でも子育て世代の転入者に対する交流の場の提供、両親学級・子育て支援講座を通じた保護者同士の交流の促進、シニア世代を対象とした講座の開催、親子運動会、どんなもんじゃまつりなど行事を通じた地域の交流の促進などを通じ、区民一人ひとりがつながる機会づくりや居場所づくり、地域活動の支援と情報発信を行っていきます。

重点項目3 必要な情報を確実に届ける

行政が提供する情報は広範な分野にわたり、情報発信手段も多岐に渡っています。その一方で、特に支援を必要とする人ほど自分での情報収集が困難で、相談・支援に結び付きにくいという実態もあります。また、コロナ禍の中、外出の機会が制限されたり、回覧板が中止となったりと、情報媒体によって、人によってより地域の情報が入手しづらくなったこともあります。

第7期計画では冊子、チラシ、インターネットやSNSなど様々な媒体を通して子育てや地域で行われている福祉活動、その他区が実施している保健・福祉事業に関する情報発信を行うとともに、必要な時に必要な情報にアクセスし、活用できる取組を進めていきます。

5 具体的な取組

※各取組の所管課(担当)問い合わせ先については p.96 をご覧ください。

基本目標1 区民が主役の地域づくり

基本方針1 生涯を通じた健康づくりを進める

重点項目

取組

| | | |
|---|-------------|------------------|
| 1 若年代からの健康づくりの推進 | | |
| <p>【地域ケア推進課】</p> <p>現在 40 代後半～50 代前半の人口ボリュームゾーン(働き盛り世代)が 2040 年には 65 歳以上となり、2050 年に高齢者人口がピークとなるため、元気なうちから健康への意識づくり・情報収集など老後の備えができるよう広報を行います。</p> <p>【地域支援課】</p> <p>たばこ対策事業、妊娠・出産・産後の健康相談、女性の健康相談、スマイル歯みがき教室等により、若い世代からの健康づくりを支援します。ポスター・リーフレット等を用いて、がん検診や特定健診等の普及啓発を行います。</p> | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 地域支援課 |
| 2 食育講座の開催 | | |
| 未就学児や小学生、その保護者を対象とした講座を開催し、生涯にわたる望ましい食習慣の形成を推進します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 3 地域での各種出前講座の開催 | | |
| 健康づくりや介護予防、子育てなどに関する講座を、保健師、栄養士、歯科衛生士等が地域に出向いて行います。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 4 高津公園体操の推進 | | |
| 健康づくり、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、民生委員児童委員、ヘルスパートナー高津、地域包括支援センター等と連携して、活動の立ち上げや継続を支援すると共に、見守り活動や多世代交流の場として地域への広がりを推進します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 5 介護予防活動の推進 | | |
| 中高年を対象とした講座を食生活改善推進員と協働で実施し、高齢者等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、食生活の改善や仲間作りを支援します。また、いこい元気広場や各種講座等の一般介護予防事業を実施し、フレイルを予防するとともに、心身共に健康長寿に向けた活動を支援します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |

基本方針2 つながるきっかけや居場所をつくる

重点項目

取組

| | | |
|--|---------------------|---|
| <p>6 転入者に向けた子育て支援事業の提供</p> <p>子育て世代の転入が多い中、慣れない土地や子育てによる育児の不安感や孤立感を解消するため、地域人材や子育て関係機関と連携し、年間を通じて既存事業の中で参加者同士が交流し仲間づくりができる場を提供したり、地域の子育てに関する積極的な情報提供を行います。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>保育所等・ 地域連携</p> |
| <p>7 保護者同士の交流の促進</p> <p>【地域支援課】 両親学級、双子の育児交流会等により、育児について学び、育児の仲間づくりを促進し育児の不安を軽減できるよう保護者同士の交流を推進します。</p> <p>【保育所等・地域連携】 父親が妊娠、出産、育児について学び、育児の仲間づくりができるよう「男性の子育て支援講座」を開催します。就園児の増加に伴い、交流の場・遊びの場として、土曜日の施設利用の促進も実施します。</p> <p>【生涯学習支援課】 地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供し、保護者同士の交流を図るための集会等の開催をします。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>地域支援課 保育所等・ 地域連携 生涯学習支援課</p> |
| <p>8 子育て支援講座の開催</p> <p>【地域ケア推進課】 地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供し、保護者同士の交流を図るための講座等の開催をします。</p> <p>【保育所等・地域連携】 子育て支援者を対象に子育ての課題について学ぶ講座研修等を実施します。また、親子を対象に子育ての課題について学ぶ講座等を実施します。</p> <p>【生涯学習支援課】 子育てに関する家庭・地域の課題を学習するため「家庭・地域教育学級」を開催し、親として、市民としての学びを支援します。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>地域ケア推進課 保育所等・ 地域連携 生涯学習支援課</p> |
| <p>9 高津区子どもフェア等子どもための行事の開催</p> <p>子どもたちに自然に恵まれた多摩川で、多くの仲間たちとの遊びや創作活動を通して河川愛護、自然環境を守る大切さを伝えと共に、仲間づくりや子ども同士のふれあいの中で子どもの健全育成を図ります。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>地域振興課</p> |

| | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| 10 親子運動会の開催の支援 | | |
| 高津・橘地区でそれぞれ町会対抗競技や自由参加種目などに多くの区民が参加する「親子運動会」の開催を支援し、スポーツを通して健康な心身の育成と地域の交流の輪を広げ、地域コミュニティの形成を図ります。 | 所管課 (担当) | 地域振興課 橘出張所 |
| 11 シニア世代等を対象とした事業の開催 | | |
| シニア世代を対象に、地域の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供することで、これまで培った経験や知識、能力を地域で活かして地域活動に参加する支援を行うため、シニアの社会参加支援事業を開催します。高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供することで、生きがいづくりや健康づくりを促進し幸福な高齢期を送る支援をするため、高齢者セミナーを開催します。 | 所管課 (担当) | 生涯学習支援課 |
| 12 障害者の社会参加に関する学習機会の取組 | | |
| 市民ボランティアと協働で、施設等の見学・料理・スポーツ等、地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図ると共に、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生きる地域社会の実現をめざします。 | 所管課 (担当) | 生涯学習支援課 |
| 13 こころのバリアフリー事業の推進 | | |
| <p>【地域ケア推進課】</p> <p>「健康福祉まつり」を通し高齢者や子ども、障害者の方々を含め、地域で暮らす多くの区民がふれあい、交流を深め、健康と福祉を共に考える場を提供します。</p> <p>【高齢・障害課】</p> <p>障害に関する理解や関心を深めるために、障害者等が地域の中で様々な人と交流できる機会を作ります。</p> | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 高齢・障害課 |
| 14 行事の開催を通じた交流や情報発信 | | |
| <p>【地域ケア推進課】</p> <p>区内で子育て中の保護者や子育て支援に関心のある区民が、子どもと共に楽しく過ごしながら関連情報を得、子どもを育てる力の向上を図ることを目的に「高津区子ども・子育てフェスタ」を実施します。</p> <p>【保育所等・地域連携】</p> <p>「高津区子ども・子育てフェスタ」において区内保育施設と連携し、地域の子育て支援情報を発信したり、遊びや交流の場を提供します。</p> <p>【地域振興課】</p> <p>区内の市民活動団体が各団体の紹介や交流を図る「どんなもんじゃ祭り」等を開催し、地域の交流や情報発信を行います。</p> | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 保育所等・ 地域連携 地域振興課 |

| | | |
|--|-------------|---------|
| 15 地域マネジメントの推進 | | |
| <p>地域の実態把握・課題分析のために、地区カルテの作成や社会福祉協議会と連携した区役所・区社協連携会議を開催します。そして把握した課題の解決に向けて、活動・交流の場づくりを推進します。また、集合住宅居住者同士や周辺地域との良好な関係が築かれ、課題解決に向けた取組が行われるよう支援します。</p> | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 |
| 16 町内会・自治会活動の活性化の支援 | | |
| <p>安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、転入者等へ加入パンフレットを配布すると共に、地区町連等が開催するイベントを周知するなど、自分の住む地域の町内会・自治会の活動を知ってもらい、一人でも多くの人々が加入できるように支援していきます。また、補助金等を活用し、町内会・自治会の活動を支援し、活性化に取り組みます。</p> | 所管課 (担当) | 地域振興課 |
| 17 地域コミュニティ施策推進事業 | | |
| <p>地域コミュニティの核である町内会・自治会における人材育成や組織の活性化、新規加入者増大のための取組を行います。</p> | 所管課 (担当) | 地域振興課 |

基本方針3 地域活動を支援し担い手を広げる

取組

★ = 第7期計画で新たに掲載した取組・事業

| | | |
|---|-------------|-----------------------------|
| 18 子育てサロン、子育てグループ等への活動支援 | | |
| <p>【地域ケア推進課】 主に広報面から民生委員・児童委員協議会が主体となって実施される子育てサロンの活動支援を行います。</p> <p>【地域支援課】 母親の仲間づくりや子どもが楽しく遊べる場である、子育てサロンを支援します。</p> <p>【生涯学習支援課】 乳幼児を育てている保護者を対象に、地域での仲間づくりの場を提供することで、充実した子育て支援を行います。</p> | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 地域支援課 生涯学習支援課 |
| 19 子育てグループ育成事業・支援事業の実施 | | |
| <p>【地域ケア推進課】 子ども子育てネットワーク会議子育て支援部会の開催を通し、区内で活動する子育てグループの支援を行います。</p> <p>【保育所等・地域連携】 木育遊具を含む貸出遊具事業を通じて、地域の中で活躍している子育てサークルや団体の運営を後方支援します。</p> | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 保育所等・ 地域連携 |

| | | | |
|-----------|---|-------------|--------|
| 20 | 健康づくり活動グループへの支援 | | |
| | 健康づくり活動グループの活性化や継続のため、運営についての相談や活動の情報発信を行います。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 21 | 地域の介護予防活動やミニデイ等への支援 | | |
| | 地域で開催されているミニデイケアや会食会等に保健師等が出向き、健康講話の実施や運営の相談等の支援を行います。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 22 | 老人クラブ、友愛チーム等による地域活動への支援 | | |
| | 老人クラブや友愛チームの活動について、運営の助言や支援を行います。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 23 | 介護者家族会の運営支援 | | |
| | 区内の介護者家族会の情報を発信し活動を支援します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 24 | 市民活動支援ルームによる活動支援 | | |
| | 区役所や出張所等の「市民活動支援ルーム」では区内の市民活動団体向けに会議室などの場を提供し、市民活動拠点として、市民活動を支援するとともに、市民活動団体同士をつなぎ、交流・協働を促進します。 | 所管課 (担当) | 地域振興課 |
| 25 | こんにちは赤ちゃん訪問員の養成と活動支援 | | |
| | 子育て家庭と地域とのつながりをつくるための「こんにちは赤ちゃん訪問員」を養成し、子育て支援情報を届け、安心して子育てができるよう支援します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 26 | すくすく子育てボランティアの養成と活動支援 | | |
| | 乳幼児健康診査や子育て関連の教室等において、子どもが安全に、また保護者が安心して参加できるように保育や見守りをするボランティアを養成します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 27 | 健康づくりボランティアの養成と活動支援 | | |
| | 健康づくりボランティアの養成を行い、活動の場を共に考え継続していけるよう活動を支援します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 28 | 食生活改善推進員の養成と活動支援 | | |
| | 食生活を中心とした健康づくりを地域で広めるために、食生活改善推進員の養成を行うほか、その活動を支援します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 29 | ★配食等ボランティアへの活動支援 | | |
| | 地域で活動する団体へ食中毒予防などの食品衛生に関する知識の向上を行うことで、活動を支援します。 | 所管課 (担当) | 衛生課 |

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|-------|
| 30 | 認知症への理解を深めるための普及啓発 | | |
| | 認知症についての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座等を開催します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |

| | | | |
|-----------|--|-------------|----------|
| 31 | ★公園等における愛護活動への支援 | | |
| | 公園緑地愛護会等への支援を実施し、公園緑地等における市民協働の取組を推進します。 | 所管課 (担当) | 道路公園センター |

基本方針4 地域情報の活用を進める

取組

| | | | |
|-----------|--|-------------|-----|
| 32 | 地域活動の活性化に向けたソーシャルデザインセンターの取組の推進 | | |
| | 区内の多様な主体、地域資源、活動のつながりづくりの取組や地域課題の解決に向けた仕組みそのものを「高津区ソーシャルデザインセンター」と位置づけ、特定の場や組織にこだわらず、区民、団体、事業者など多様な主体がつながり、強みを持ち寄り、アイデアをみんなで実現するまちづくりに向けた取組を進めます。気軽な相談窓口、SNS を活用した情報発信、新たな参加と交流を促す「まちづくりカフェたかつ」、区民のアイデアを地域課題の解決につなげる「市民提案型協働事業」等の実施により、つながりづくりの取組や場づくりの活動を支援し、「まちのひろば」の創出を推進します。 | 所管課 (担当) | 企画課 |

| | | | |
|-----------|--|-------------|---------|
| 33 | 地区カルテ等を活用した地域ごとの情報の集約と見える化 | | |
| | 区の公開する地区カルテ等を活用することで、行政と区民が、地域の身近な単位における資源や課題を共有しやすい環境づくりを行うことにより、地域への関心を高め地域の活力を引き出すと共に、地域活動への参加を促進し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組にもつなげていきます。 | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 |

つながりひろがれ高津



男性コグニサイズグループ “MEN'Sコグニーズ”

コグニサイズとは頭と体を同時に使うエクササイズで、認知症予防に効果があると言われています。メンバーは男性のみですので、女性ばかりの場には何となく顔を出しにくいという人も参加しやすいです。月に2度、区内の施設をお借りして、笑いの多い和やかな雰囲気の中で活動しています。一緒にコグニサイズを行う仲間を募集中です。興味のある方は区役所地域支援課までお問い合わせください。

基本目標2 区民に寄り添った福祉サービスの提供

基本方針1 必要な情報を確実に届ける

重点項目

取組

★ = 第7期計画で新たに掲載した取組・事業

| | | | |
|---|--|-------------|---------------|
| 34 | 高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」(冊子・ホームページ)による情報発信 | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 |
| 子育てに関する情報を掲載した「ホッとこそだて・たかつ」の冊子を発行するほか、ホームページでは随時情報の更新を行い、子育てに関する情報をタイムリーに提供します。 | | | |
| 35 | 地域子育て支援事業の充実に向けた情報発信 | 所管課 (担当) | 保育所等・ 地域連携 |
| 区内保育施設の紹介及び地域支援事業について掲載する冊子を発行するほか、情報をタイムリーに提供できるよう毎月のおたよりや事業のチラシを発行します。また、子育て親子の交流・相談の場として地域子育て支援センターのリーフレットを発行し利用の拡大を図ります。 | | | |
| 36 | 地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供 | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 |
| 市政だより等を活用し、区内で行われている自助や互助の活動やまちのひろば(気軽な居場所)を紹介するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた情報提供の充実を図ります。また、地域で行われている福祉活動についてリレー形式でホームページで紹介する「たかつハートリレー」を実施するほか、地域包括ケアシステム講演会・報告会を開催し、地域活動の活性化を図ります。 | | | |
| 37 | ★感染症・食中毒予防及び衛生的な住環境確保の啓発 | 所管課 (担当) | 衛生課 |
| 両親学級や高齢者施設等への衛生講習会を通じて、感染症予防や食中毒予防、衛生的な住環境の確保について啓発を行い、健康な暮らしを支援します。 | | | |

基本方針2 相談しやすく支援を受けやすい仕組みをつくる

取組

| | | | |
|--|------------------|-------------|-------|
| 38 | 乳幼児健康診査等における相談実施 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 乳幼児健康診査等において、子どもの健全な成長・発達を確認し、疾病・異常の早期発見・対応を行います。また、家庭環境を把握した上で保護者の育児不安を受け止め、孤立することなく、安心して育児ができるよう支援を行います。 | | | |

| | | |
|---|-------------|------------------------|
| 39 乳幼児のための各種相談事業の実施 | | |
| <p>【地域支援課】 乳幼児を持つ親が安心して子育てできるように、育児相談、発達に関する相談、虐待予防事業・相談、アレルギー相談、離乳食や幼児食の教室を実施します。</p> <p>【保育所等・地域連携】 体験保育、親子でランチ、子育て相談などの各種相談事業を実施し、支援体制を充実します。ほかにも「子育て何でも聞いてみよう！」事業を実施し、電話、メールのほかオンラインにも対応した在宅での相談にも応じます。</p> | 所管課 (担当) | 地域支援課 保育所等・ 地域連携 |
| 40 児童家庭相談の充実 | | |
| <p>養護相談(虐待相談含む)、障害相談、非行相談等、0歳から18歳の子どもに関する問題について、家庭その他からの相談に応じ子どもの福祉を図ると共に権利を擁護します。</p> | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 41 保育所入所に関する相談支援 | | |
| <p>保育園の入所にかかる相談に応じ、保育所入所への支援を行います。</p> | 所管課 (担当) | 児童家庭課 |
| 42 地域包括支援センターでの相談支援 | | |
| <p>地域包括支援センター連絡会議を開催し、地域包括支援センターと区役所の情報を共有し、連携を深めます。地域ケア会議等で、地域包括支援センター、住民、関係機関と連携し、地域の課題解決に向けての検討を行います。また、地域包括支援センターで受けた介護・健康・福祉の相談に対し、連携して支援を行います。</p> | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 43 障害者相談支援センターでの相談支援 | | |
| <p>障害者相談支援センターとの連携により、障害のある方が安心して暮らせるよう相談を受け、問題解決に向けて支援します。</p> | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 44 一般精神保健相談の実施 | | |
| <p>精神疾患のある当事者や家族に対して、精神科医が相談による支援を行います。</p> | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 45 市民の衛生的な住環境の相談支援 | | |
| <p>ねずみや衛生害虫、ペットなどの住環境の問題について相談を受け、安全で快適な暮らしを支援します。</p> | 所管課 (担当) | 衛生課 |

基本目標3 見守り・安心・安全が結びつく仕組みづくり

基本方針1 地域で見守り、支え合う

取組

| | | |
|--|---------------------|---------------------------|
| <p>46 学習支援・居場所づくり事業</p> <p>生活保護を受けている世帯の小学3～6年生及び中学生を対象に個別学習支援を行い、生徒の高校進学率向上を図り、「貧困の連鎖」に歯止めをかけることをめざすとともに、子どもの居場所づくりを行います。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>保護課</p> |
| <p>47 認知症にやさしいまちづくりの推進</p> <p>認知症カフェ等の情報を発信し、地域住民の活動への参加を促進します。また、若年性認知症も視野に入れ、新たなカフェ等の立ち上げを支援し、認知症の人と家族が地域で安心して生活できる地域づくりを進めます。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>地域支援課</p> |
| <p>48 見守りのネットワークの推進</p> <p>【地域ケア推進課】 地域住民と接することの多い民間事業者と連携し、新聞や郵便物がたまっている等、日常業務の中で住民の異変に気付いた場合に区役所へ連絡をもらう見守り活動を実施します。</p> <p>【高齢・障害課】 地域からの高齢者の異変等の相談への対応や、必要とされる見守りを、地域包括支援センターや民生委員・老人クラブ等と連携しながら実施します。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>地域ケア推進課 高齢・障害課</p> |
| <p>49 認知症等行方不明SOSネットワーク事業の推進</p> <p>徘徊の恐れのある認知症高齢者を事前に登録することにより、徘徊時に速やかに発見するための緊急連絡体制を関係機関と連携して構築します。また、近隣の市区町村と連携を図り、高齢者の安全を確保し家族への支援を行います。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>高齢・障害課</p> |
| <p>50 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進</p> <p>75歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯に生活状況の聞き取り調査を行い、見守りが必要な高齢者を把握します。また、見守りの対象者には民生委員等が定期的な安否確認を行います。</p> | <p>所管課 (担当)</p> | <p>高齢・障害課</p> |

基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

取組

| | | | |
|-----------|--|-------------|---------|
| 51 | 成年後見制度への対応の実施 | | |
| | 成年後見制度の利用が必要な方へ、丁寧な制度説明と、行政による申立が必要な方への適切な対応を行います。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 52 | 高津区要保護児童対策地域協議会を通じた取組の推進 | | |
| | 虐待など支援が必要な児童等の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を児童相談所等と共有し、関係機関の連携及び協働を推進します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 53 | 高齢者・障害者虐待相談支援の実施 | | |
| | 高齢者、障害者等への虐待に関する相談窓口の普及啓発と、通報に対する適切な対応を関係機関と連携して実施すると共に、虐待の防止にも取り組みます。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 54 | 多文化共生の推進 | | |
| | 外国人市民と多様な体験活動を共有することで相互理解を図り、支え合いながら共に暮らす地域づくりを推進する事業に取り組みます。 | 所管課 (担当) | 生涯学習支援課 |

基本方針3 防犯・防災のまちづくりを進める

取組

★ = 第7期計画で新たに掲載した取組・事業

| | | | |
|-----------|---|-------------|--------|
| 55 | ★ペットの防災対策の推進 | | |
| | ペットの飼い主に対し、災害時の同行避難の方法や日頃からのしつけ等の講習会を通じて、啓発を行います。 | 所管課 (担当) | 衛生課 |
| 56 | 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施 | | |
| | 犯罪を未然に防止し、安全で安心な高津区を築くことを目的に、区内各地で広報・啓発活動を行い、防犯パトロール隊の拡充、住民の防犯意識の向上を図ります。また、区内での犯罪情報をホームページに掲載するほか、防災や交通安全と連携した啓発事業の実施など、区民向けの防犯啓発の強化を図ります。 | 所管課 (担当) | 危機管理担当 |

| | | |
|---|-------------|------------------|
| 57 自主防災組織への支援 | | |
| <p>「自主防災組織活動助成金」や「防災資器材購入補助金」の補助申請の取りまとめを行うと共に、活動や組織を側面的に支援します。また、高津地区・橋地区ごとに合同の防災訓練を実施するほか、避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議の充実を図ります。</p> | 所管課 (担当) | 危機管理担当 |
| 58 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化 | | |
| <p>【高齢・障害課】</p> <p>災害時要援護者避難制度については、市の方針を確認し、必要な機関との連携を図っていきます。発災時の速やかな対応に向け、訓練を実施します。</p> <p>【危機管理担当】</p> <p>各自主防災組織と調整し、災害時要援護者の名簿のやり取りや、訓練への参加促進等を行い、避難支援体制を強化します。</p> | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 危機管理担当 |

つながりひろがれ高津

すいよう会

すいよう会は精神疾患を抱える人の家族の集まりで、毎月1回、家族の悩みや不安を話したり情報交換をしたりしています。令和5年3月にはあやめ会（川崎市精神保健福祉家族会連合会）と連携して「精神疾患を抱える家族のつどい」を高津区役所1階保健ホールで開催しました。他の参加者の話を聞き、普段話せない悩みを話してみませんか。

つながりひろがれ高津

拡大写本ルーペの会

弱視の人や高齢者に、手書きまたはパソコンで文字を読みやすい大きさに拡大する活動をしているボランティアグループです。児童・生徒の視力に合わせて文字や図などを拡大した「拡大教科書」や、小説や児童書などを作製して、図書館や老人ホームなどに寄贈しています。毎週金曜、北部身体障害者福祉会館で活動しています。



基本目標4 区民・地域団体・行政で支え合うネットワークづくり

基本方針1 住み慣れた場所の福祉・医療体制を整える

取組

| | | | | |
|-----------|-------------------------|---|-------------|--------|
| 59 | 高津区在宅療養推進協議会との連携 | 医療と介護の専門職がお互いの業務を理解し、顔の見える関係を築くことでよりよいサービスが提供できるよう、高津区在宅療養推進協議会と連携します。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 60 | 在宅医療の普及・啓発 | 医療・介護の専門職と共に、シンポジウム等で在宅医療に関する啓発を行います。また、高津区在宅療養推進協議会とも連携して地域の普及啓発に取り組みます。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |

基本方針2 区民・地域団体・行政がつながり協力する

取組

| | | | | |
|-----------|------------------------------------|---|-------------|--------------------------|
| 61 | 地域包括ケアシステム構築に向けたネットワーク会議の開催 | 高津区における地域包括ケアシステム構築のため、その中核のネットワーク組織である高津区地域福祉計画推進会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた情報共有や検討・協議を行います。 | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 |
| 62 | 学校と民生委員児童委員との連携への支援 | 地域の子どもの様子を把握し、それぞれの立場から支援を行うために、小学校・中学校の児童・生徒指導担当と主任児童委員との情報・意見交換の場として、児童生徒指導連絡会議を開催します。 | 所管課 (担当) | 学校・地域連携 |
| 63 | 学校との連携による健康づくり事業の推進 | 学校との連携により、健康づくりの出前講座や、思春期・エイズ講演会を開催し、児童・生徒や保護者の健康づくりを推進します。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 64 | 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進 | 区内にある幼稚園・保育所・公立小学校の園長・校長及び職員を対象に、連絡会、実習研修、小学校授業参観・懇談会等を行い、相互交流の促進及び発達の連続性をふまえた子どもの育ちを支援します。 | 所管課 (担当) | 保育所等・ 地域連携 学校・地域連携 |

| | | | | |
|----|---|---|-------------|---------------|
| 65 | 公立保育所を拠点とした連携の推進(地域の子ども・子育て支援事業、民間保育所との連携・交流、人材育成) | 公立保育所を拠点とし地域関係団体等と連携しながら、地域の子ども・子育て支援、民間保育所等への支援、公民保育所の人材育成を行います。「ひろばノート」等を活用した情報発信、「作品展」等の交流事業、専門職派遣、人材育成研修等を行います。 | 所管課 (担当) | 保育所等・ 地域連携 |
| 66 | 保育所等地域連絡会の実施 | 区内保育施設の施設長が地域の主任児童委員と情報を共有し、入所児童の健全育成を図るために保育施設長連絡会を実施します。また、情報共有のため、地区の担当保健師等も参加し、保育施設の状態を把握します。 | 所管課 (担当) | 保育所等・ 地域連携 |
| 67 | 地域の学校と連携した保育学生の育成 | 保育士を目指す学生を対象に、関係部署と連携し、地域における子育て支援事業である親子を対象とした講座やイベント等でボランティア受け入れを行い、保育士業務への理解を深める機会を提供します。 | 所管課 (担当) | 保育所等・ 地域連携 |
| 68 | 高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催 | 子ども・子育てに関わる市民と関係団体・機関が情報交換等を行い、ネットワークの推進を図ります。 | 所管課 (担当) | 地域ケア推進課 |
| 69 | 地域自立支援協議会の開催 | 地域における障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関と連携を図りながら地域の実情に応じた体制の整備を推進します。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |
| 70 | 自助・互助の促進に向けた地域福祉活動の支援 | 地区社会福祉協議会と連携し、高齢者のミニデイケアや会食会等でのボランティア活動を支援することで、各地域の自助・互助の促進に向けた取組を行います。 | 所管課 (担当) | 地域支援課 |
| 71 | 多世代交流の推進 | 園児が日頃行っている歌や踊りを高齢者と一緒に楽しみ、また園児も昔あそびの体験を通じ、世代間交流を図ります。地域で主体的な世代間交流ができるよう、後方支援を行っていきます。 | 所管課 (担当) | 保育所等・ 地域連携 |
| 72 | 精神保健福祉講座の開催 | 精神疾患に関する理解が深められる講座を開催します。 | 所管課 (担当) | 高齢・障害課 |

※(社)・・・高津区社会福祉協議会と連携して進めていく取組

6 川崎市高津区社会福祉協議会の取組

(1)社会福祉協議会とは

①川崎市高津区社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に位置付けられ、全国都道府県市区町村に設置された地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体です。社会福祉協議会を略して「社協」とも呼びます。

川崎市高津区社会福祉協議会は、昭和48(1973)年4月に任意団体として設立し、平成8(1996)年4月に社会福祉法人格を取得しました。以来、高津区内の地域福祉の推進に向けて、地域の取組の支援、ボランティア活動、福祉教育、子育て支援等の推進のための事業を実施しています。

令和2(2020)年4月に川崎市社会福祉協議会と各区社会福祉協議会が法人合併し、現在、川崎市高津区社会福祉協議会(略称:高津区社協)は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会高津区支部が正式名称になります。

「高津区社協」は、高津区内の町内会・自治会、地区社協、民生委員児童委員、特別養護老人ホームや保育園などの社会福祉施設、保護司、当事者団体、ボランティアグループ、福祉関係団体及び区役所などが会員となり構成されています。

②地区社会福祉協議会とは

地区社会福祉協議会(地区社協)は、住民による福祉のまちづくりを目指して、地区内の町会、町内会、自治会をはじめ、民生委員児童委員、保護司などを中心に構成された任意の福祉団体です。高津区内には4つの地区社会福祉協議会(高津第一地区、高津第二地区、高津第三地区、橘地区)が組織されています。それぞれ、高齢者ひとり暮らし会食会、ふれあい歌声喫茶、ミニデイサービスなど独自の取組を実施し、住民に身近な場所で地域福祉活動を進めています。

(2)川崎市高津区社会福祉協議会の事業

各種の事業を実施するにあたっては、地区社協、町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、ボランティアグループ、障害者等当事者団体、行政機関等の参加・協力を得て実施しています。

| | |
|----------------|-------------------------------|
| 地区社会福祉協議会の支援 | 生活福祉資金貸付事業 |
| ボランティア活動センター事業 | あんしんセンター事業 |
| 福祉教育の推進 | 車いす貸出事業 |
| 子育て支援事業 | ボランティア団体・障害当事者団体・子育て支援団体等への助成 |
| 高津区敬老会の実施 | 共同募金高津区支会団体事務 |
| 移送サービス事業 | 高津区民生委員児童委員協議会団体事務 |

(3)川崎市高津区社会福祉協議会の活動紹介

①高齢者の健康づくり、認知症の方及びその家族への支援

高齢者の健康づくりの支援として、いこいの家における健康体操や区役所と連携した公園体操の普及に努め、令和12(2030)年度までに、『健康寿命日本一の高津区』の達成を目指しています。

また、今後認知症高齢者の増加が予想される中、認知症に対する偏見や差別をなくすべく、正しい理解をしてもらえるよう、認知症当事者またその家族の方々を地域で支える社会を目指し、啓発活動に取り組む他、令和5年度から認知症の方やその家族が身近で通える場の創出に向けて取り組んでいます。

②地区社会福祉協議会の支援

地区社協が主体的に活動を進められるよう、情報提供・助言、活動費の支援などのサポートを行っています。また、令和元年～2年にかけて行った地域福祉懇談会において、各地域から出された課題を基に立ち上がった、高津第一地区社協の高齢者サロン「たかつの縁側」、高津第二地区社協の「子育てサロン in 下作延」、高津第三地区社協の「人生100年会」などの地区社協活動の支援を行っています。

③生活困窮世帯へのクリスマスケーキ配布事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により経済面で困窮している小学生以下の子どもがいる世帯を対象に、クリスマスの時期にクリスマスケーキを無料で配布する事業を令和3年度から実施しています。希望する世帯にはサンタクロースが自宅にクリスマスケーキをお届けします。本事業は、地域の皆様からのご寄付や募金により実施しています。

④高津区敬老会

高津区内で生活されている高齢者の健康増進と生活の質の向上を願うとともに、長年の御功労及び御功績に感謝し、毎年9月に実施しています。令和5年度には51回目を迎え、満90歳の方への記念品の贈呈、区内老人クラブの功労者、地域における高齢者福祉活動の功労者などへの表彰、感謝を実施しています。今後に向けては、これまで以上に満90歳になる方の増加が見込まれるため、時代に即した開催のあり方を検討します。



認知症サポーター養成講座



クリスマスケーキ配布事業



高津区敬老会

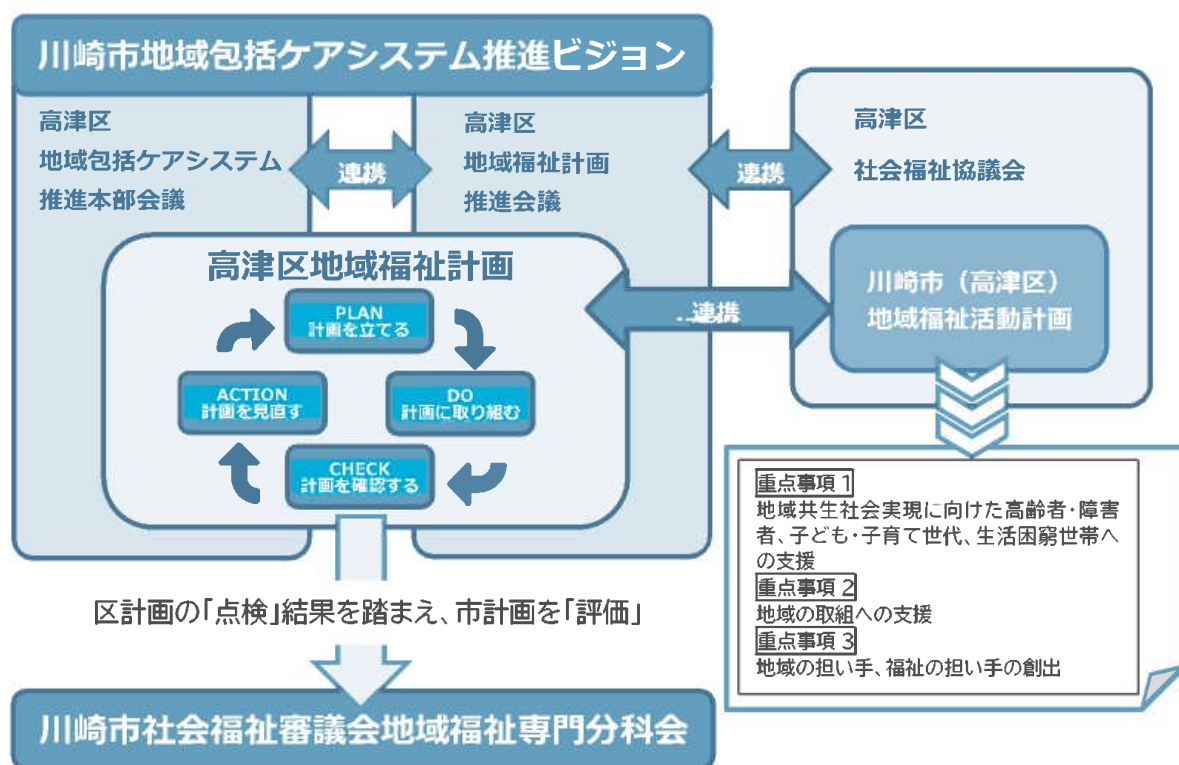
7 計画の推進体制・進行管理

「高津区地域福祉計画」は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり等、様々な分野に関連していることから、区役所の地域包括ケアシステム及びコミュニティ施策の方針決定を行う「高津区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、計画に含まれる取組の進捗管理及び推進に係る検討を行っています。

また、高津区社会福祉協議会と地域課題を共有し、高津区社会福祉協議会が策定している「川崎市(高津区)地域福祉活動計画」と相互に補強・補完し合いながら、区内における地域福祉の向上を図っています。

さらに、学識経験者、町内会・自治会、区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他各分野の団体の代表、事業者等で構成する「高津区地域福祉計画推進会議」において、地域包括ケアシステムの推進に関する取組や本計画等に対し、専門的な立場からの意見や評価を求めると共に、区民の視点で計画の推進及び進捗管理等の点検を行っています。

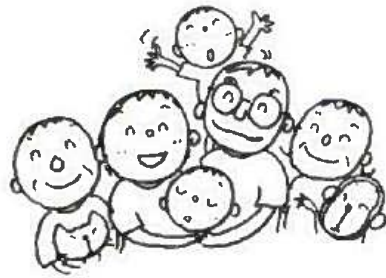
第7期計画の推進体制



※高津区地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)」といういわゆる「PDCAサイクル」によって行います。

第3章

川崎市地域福祉計画



- 1 計画策定の趣旨・期間
- 2 地域福祉計画と関連個別計画等の関連性
- 3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進
- 4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制
- 5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題
- 6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿
- 7 第7期計画期間における施策の方向性
- 8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

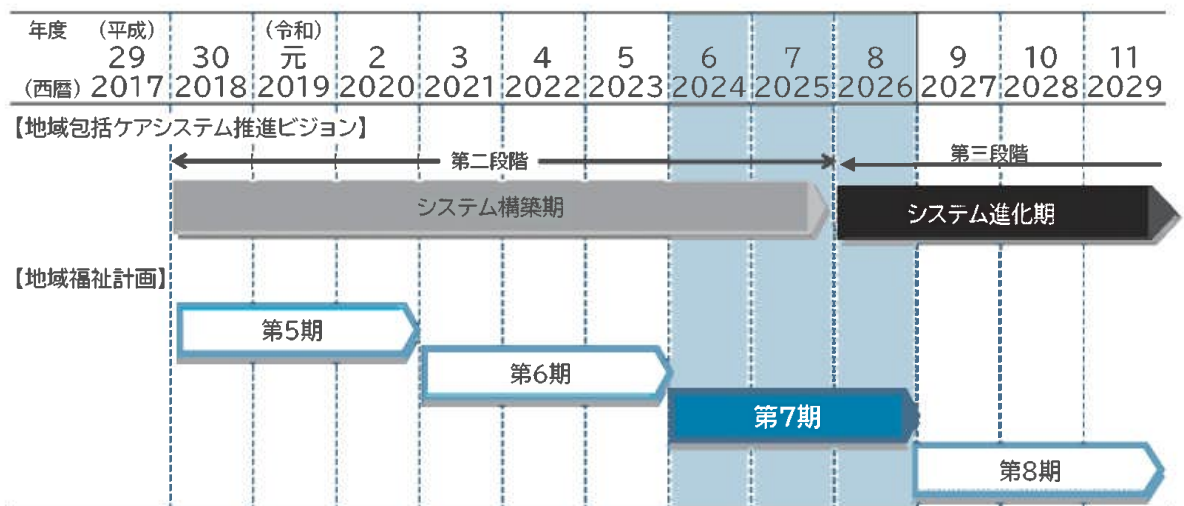
「地域福祉計画(以下、「計画」という。)」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業(同法第 106 条の3第1項各号)の実施に関する事項

本市では、平成 16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また、第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



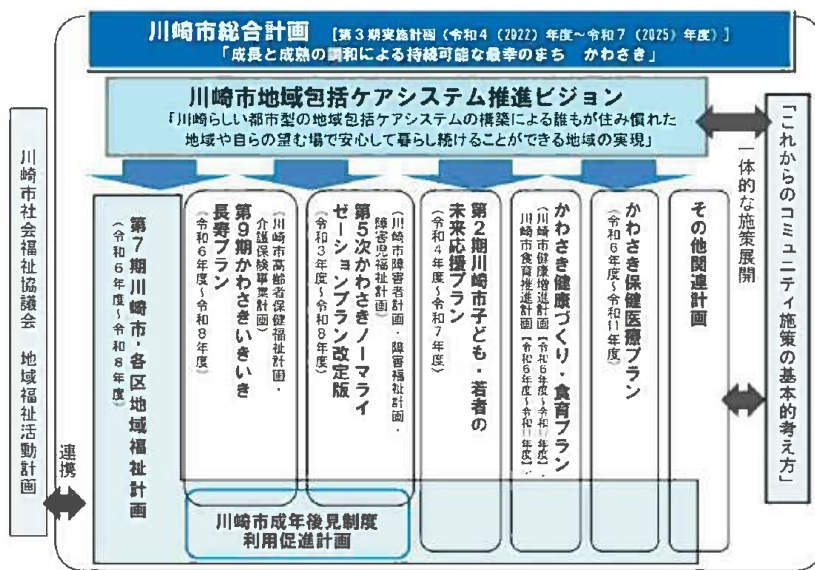
2 地域福祉計画と関連個別計画等の関連性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下、「推進ビジョン」という。)を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般(令和5(2023)年度)の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け(社会福祉法第107条第1項第1号)に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関連性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元(2019)年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源(本人資源)に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成 26(2014)年度に「推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が 21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

(2) 策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始められました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

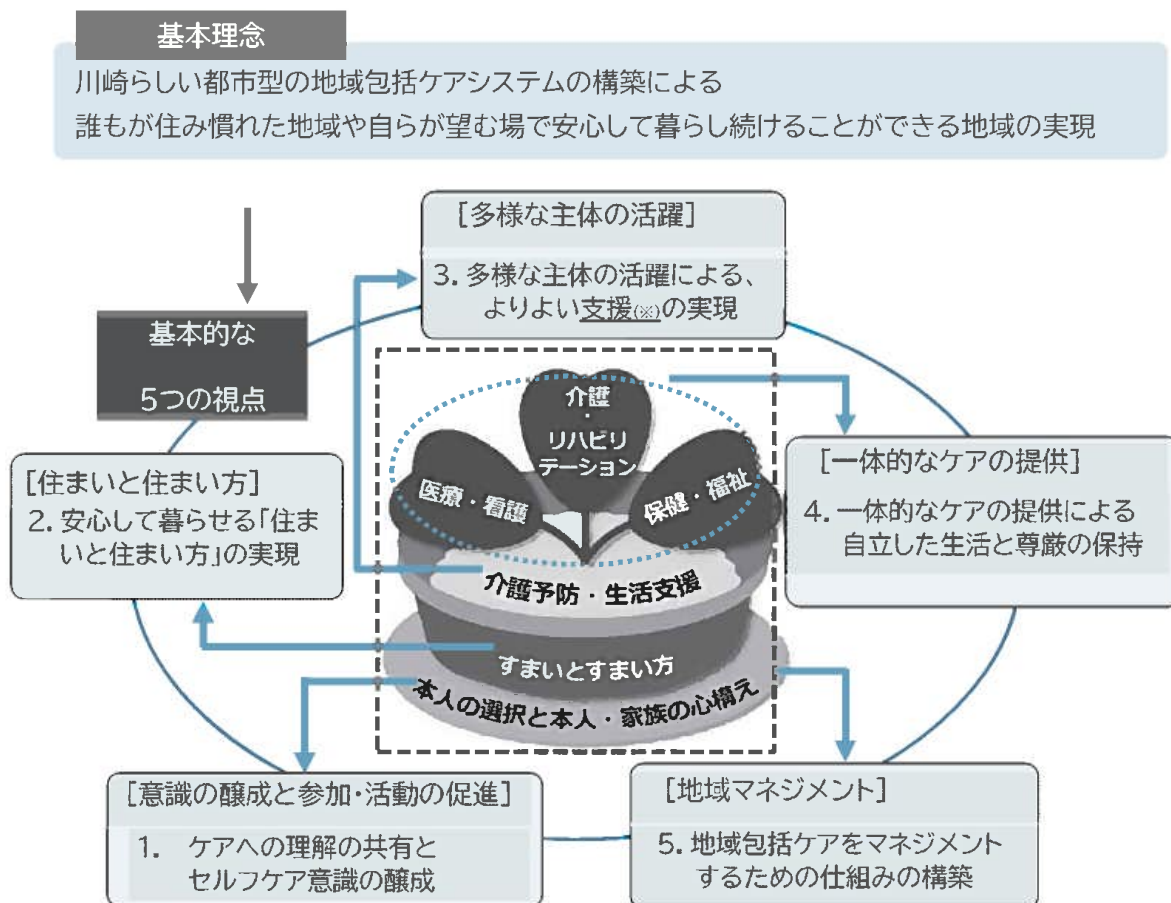
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方(地域コミュニティ等との関わり方)」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

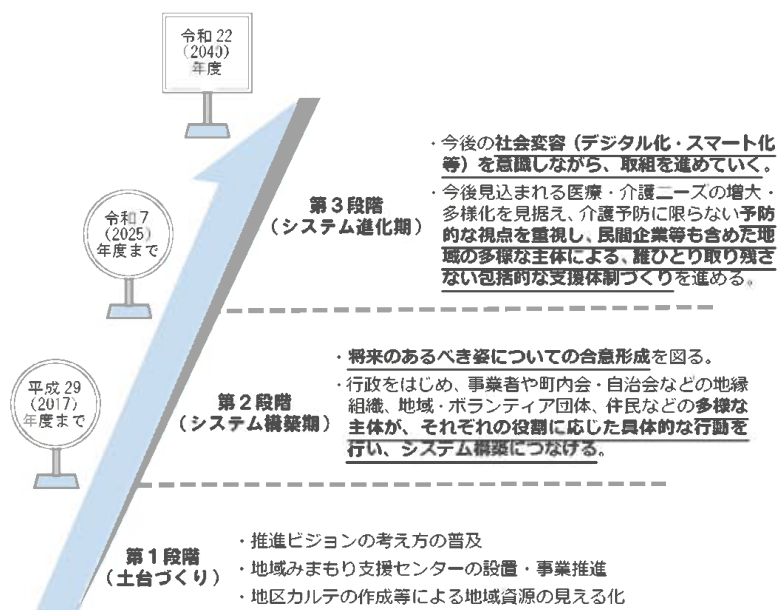
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27(2015)年度から 29(2017)年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30(2018)年度から令和7(2025)年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8(2026)年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる8050問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7(2025)年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、新たに DX(デジタルトランスフォーメーション)の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後、令和 22(2040)年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



※令和22(2040)年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28(2016)年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

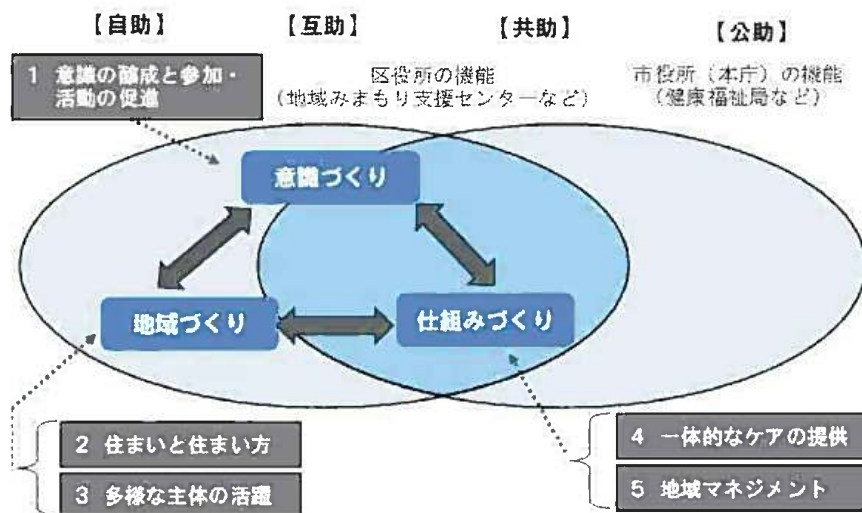
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」(以下、「地域みまもり支援センター」という。)と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間:令和3(2021)~5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1)住民が主役の地域づくり
- (2)住民本位の福祉サービスの提供
- (3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4)連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない交流の場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種の連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿

(1)地域福祉とは

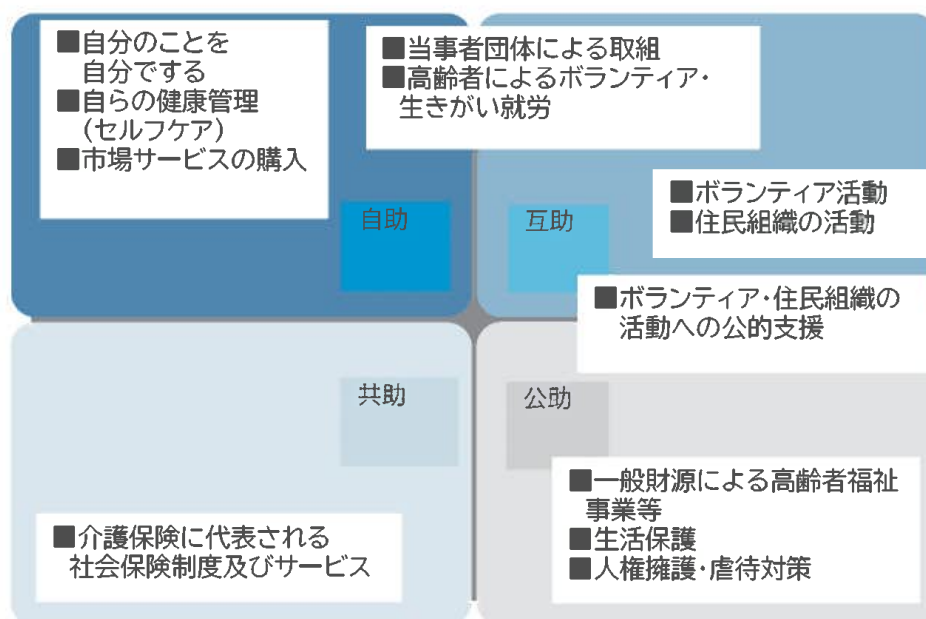
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2)地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3)令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題 とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約 31.5 万人(令和4(2022)年10月1日現在)ですが、令和7(2025)年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、16.8 万人から、令和7(2025)年には 20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和 12(2030)年頃の人口のピークを経て、令和 27(2045)年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7(2025)年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7(2025)年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7(2025)年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7(2025)年以降の当面想定される課題とめざす姿】

| | 現状の課題と令和7(2025)年以降の当面想定される課題 | 令和7(2025)年以降の地域福祉のめざす姿 |
|-------|--|--|
| 地域の基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。 |
| 安心・安全 | <ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を挙げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。 |
| 健康予防 | <ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。 |
| 権利擁護 | <ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。 |
| 次世代育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。 |
| 社会参加 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。 |

| | 現状の課題と令和7(2025)年以降の当面想定される課題 | 令和7(2025)年以降の地域福祉のめざす姿 |
|---------|---|---|
| 地域資源の活用 | ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 | ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。 |

7 第7期計画期間における施策の方向性

(1)計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、①「ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、②「安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、③「多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、④「一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」⑤「地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につながられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域を目指します。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2)地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会や自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町単単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

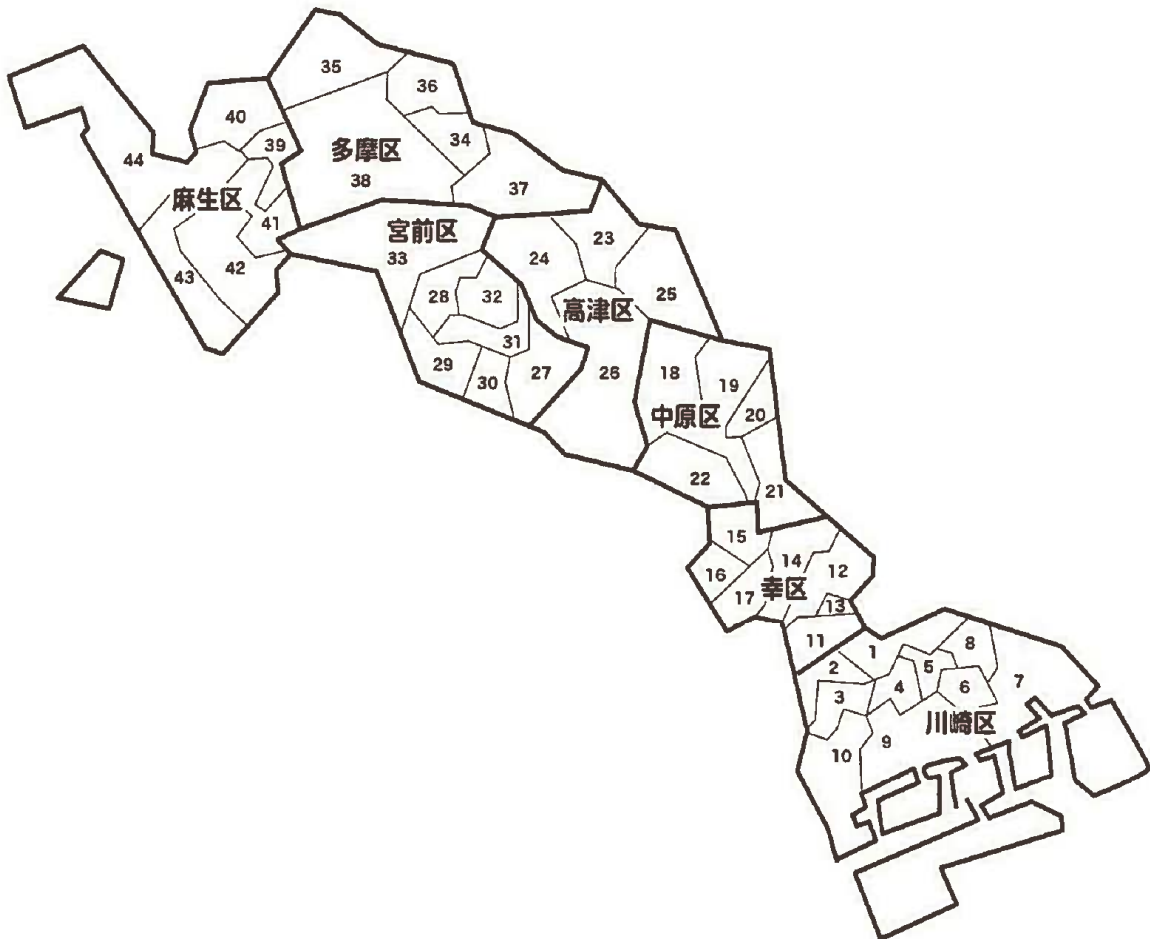
今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和5(2023)年4月1日現在)

| | 圏域 | 圏域の考え方 |
|-----|--|--|
| 第3層 | <p>(小地域)</p> <p>※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会(650) 小学校区(114 校区) など</p> | <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など |
| 第2層 | <p>(中地域)</p> <p>地域ケア圏域(44 圏域)</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約 3.5 万人 中学校区(52 校区) 地区社会福祉協議会(40 地区) 地区民生委員児童委員協議会(56 地区)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。 |

| | | |
|-----|--------------------------|--|
| 第1層 | (行政区域) 人口 17万人～26万人程度 | ・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。 |
| 第0層 | (市域) 人口 約154万人 | ・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。 |

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくよう、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。



8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

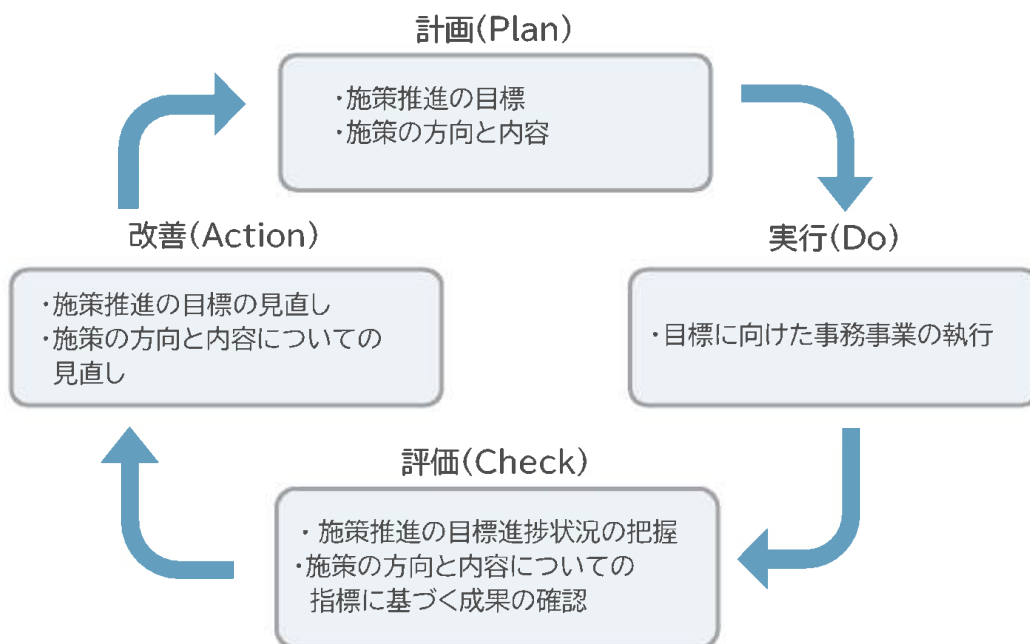
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議(会議名は、別名称となっている区もあります。)において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画(令和9(2027)～令和11(2029)年度)につなげます。

【PDCAサイクル】



第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本的な5つの視点】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1)地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3)地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2)誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4)権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1)地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3)活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2)誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4)地域における移動手手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健康福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

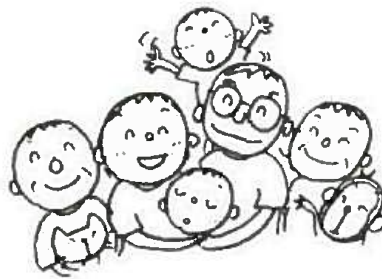
(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

資料編



- 1 第7期高津区地域福祉計画策定の経過
- 2 高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
- 3 高津区地域福祉計画推進会議委員名簿

1 第7期高津区地域福祉計画策定の経過

第7期高津区地域福祉計画は、外部有識者や区民で構成する「高津区地域福祉計画推進会議」、高津区役所の区部長級で構成する「高津区地域包括ケアシステム推進本部会議」や、同じく課長級で構成する「自助互助プロジェクト会議」での議論のほか、随時、町内会・自治会や民生委員児童委員など区民の方々の意見を取り入れながら、令和5(2023)年度に策定作業を進めました。

計画素案作成に向けた検討

外部有識者

高津区地域福祉
計画推進会議

第1回

6/19

策定指針の
確認と地域
課題の抽出

第2回

8/4

計画骨子と
重点項目、
具体的な取組
の確認

内部検討

区役所内
地域福祉計画
策定ワーキング

係長
ワーキング

6/23

策定指針と
計画骨子に
ついて

自助互助
プロジェクト

7/4

策定指針と
計画骨子に
ついて

地域包括ケア
システム推進
本部会議

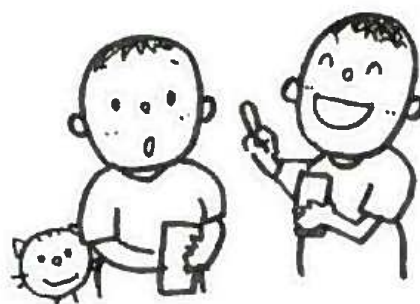
7/19

計画骨子と
計画の体系
図について

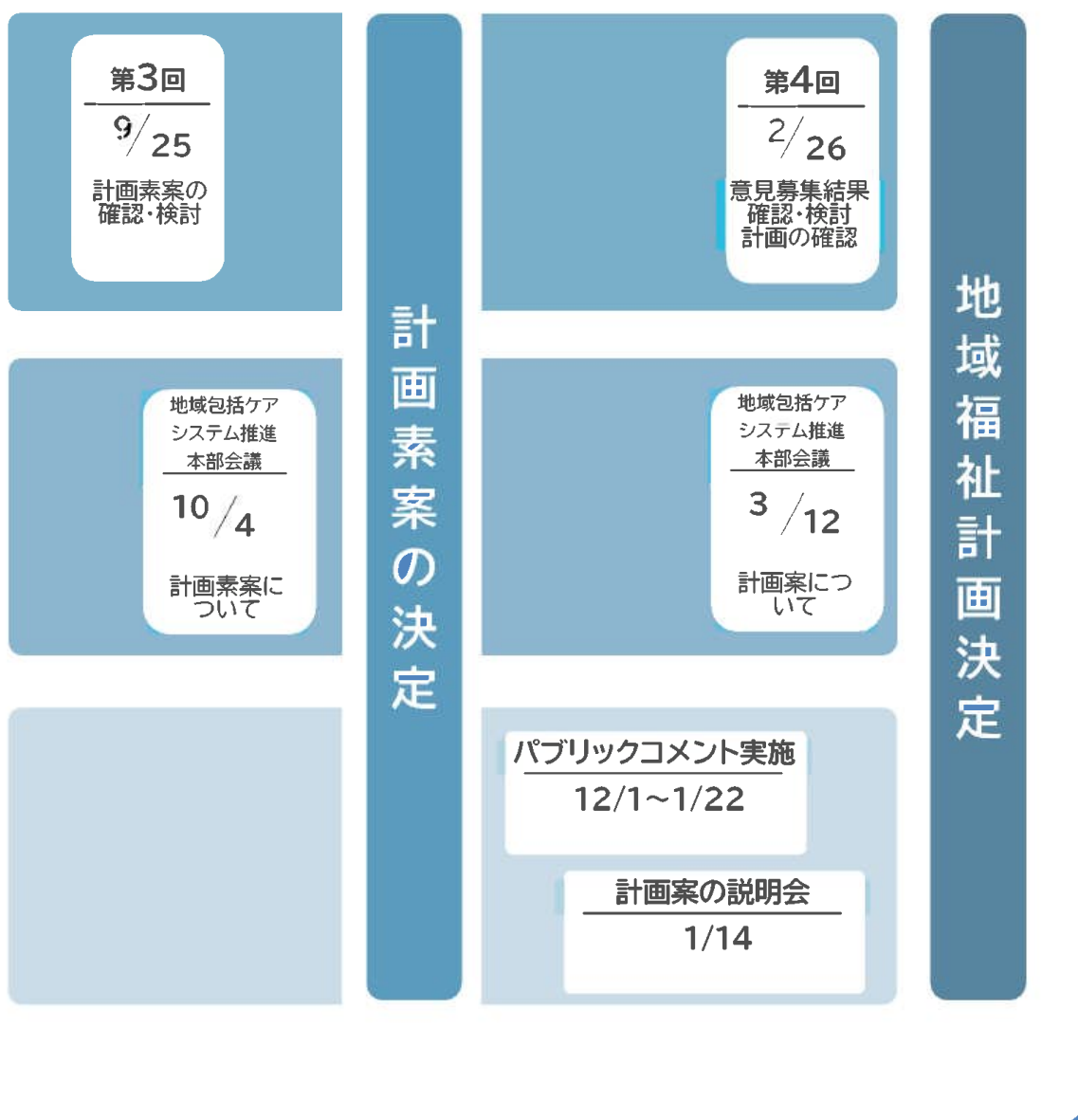
区民意見

地域福祉実態調査

令和4年11月～12月



▶▶▶ 計画案に関する意見聴取



資料編

2 高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高津区地域福祉計画推進会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、高津区地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の推進等に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1)地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (2)地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関する事
- (3)高津区における地域包括ケアシステムの推進及びネットワーク構築に関する事
- (4)前各号に定める事項の他、区長が必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- (1)学識経験者
- (2)保健、医療関係の団体を代表する者
- (3)福祉関係の団体及び施設を代表する者
- (4)地域住民関係の団体を代表する者
- (5)ボランティア組織及び社会奉仕団を代表する者
- (6)社会福祉当事者組織及び団体を代表する者
- (7)学校関係及び保護者団体を代表する者
- (8)公募市民
- (9)その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

3 高津区地域福祉計画推進会議委員名簿

| | 氏名 | 所属・職名 |
|----|--------|--------------------------------|
| 1 | 冨永 健太郎 | 日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科准教授 |
| 2 | 木下 俊之 | 高津区医師会理事 |
| 3 | 小宮 秀樹 | 高津区民生委員児童委員協議会会長 |
| 4 | 栗田 栄治 | 高津区社会福祉協議会常任委員会委員 |
| 5 | 小山 孝 | 高津区社会福祉協議会事務局長 |
| 6 | 林 孝行 | 高津区全町内会連合会副会長 |
| 7 | 若林 豊茂美 | 高津区主任児童委員部会部会長 |
| 8 | 岸野 哲 | 高津区老人クラブ連合会会長 |
| 9 | 薄 典子 | 川崎市高津区身体障害者協会会長 |
| 10 | 結城 俊一 | 川崎市立久末小学校長 |
| 11 | 吉岡 美穂 | 高津区地域教育会議副議長 |
| 12 | 堀内 亜希子 | リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター長 |
| 13 | 納米 恵美子 | 川崎市男女共同参画センターすくらむ 21 館長 |
| 14 | 小川 尚人 | 川崎市中部基幹相談支援センター長 |
| 15 | 三浦 徳明 | 川崎市高津区歯科医師会理事 |
| 16 | 藤巻 洋子 | 高津区薬剤師会会員 |
| 17 | 高橋 さや香 | 神奈川県訪問看護ステーション協議会川崎ブロック多職種連携委員 |
| 18 | 伊藤 陽子 | 川崎市高津区介護支援専門員連絡会 |
| 19 | 米山 道枝 | 市民公募 |

「具体的な取組(p.55～)」の所管課(担当)問い合わせ先一覧

| | |
|-------------|------------------|
| 地域ケア推進課 | 044-861-3313 |
| 地域支援課 | 044-861-3315 |
| 児童家庭課 | 044-861-3250 |
| 高齢・障害課 | (高齢)044-861-3255 |
| | (障害)044-861-3252 |
| 保護課 | 044-861-3232 |
| 衛生課 | 044-861-3321 |
| 保育所等・地域連携担当 | 044-861-3340 |
| 学校・地域連携担当 | 044-861-3331 |
| 企画課 | 044-861-3131 |
| 地域振興課 | 044-861-3144 |
| 生涯学習支援課 | 044-861-7603 |
| 危機管理担当 | 044-861-3147 |
| 道路公園センター | 044-833-1221 |

※組織改編等により、連絡先が変更となる場合があります。

第7期高津区地域福祉計画

「つながり ひろがれ たかつ」

～人と人がつながり 幸せの輪がひろがる 高津区をめざして～

【発行年月】 令和6(2024)年3月発行

【編集・発行】 川崎市高津区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課

〒213-8570 川崎市高津区下作延 2-8-1

TEL 044-861-3313

FAX 044-861-3307

E-mail 67keasui@city.kawasaki.jp